

第 2 期

白河市中心市街地活性化基本計画

平成 2 6 年 4 月

白河市

平成 2 6 年 3 月 2 8 日	認定
平成 2 7 年 3 月 2 7 日	変更
平成 2 8 年 3 月 1 5 日	変更
平成 2 9 年 3 月 2 4 日	変更
平成 2 9 年 7 月 2 8 日	変更
平成 3 0 年 3 月 2 3 日	変更
平成 3 0 年 8 月 1 0 日	変更
平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日	変更

目 次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	3
[1] 白河市の概要	
[2] 白河市中心市街地の概要	4
[3] これまでの中心市街地の活性化に向けた取組み	7
[4] 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析	19
[5] 地域住民のニーズ等の把握・分析	52
[6] 第2期中心市街地活性化基本計画の必要性	72
[7] 白河市中心市街地活性化コンセプト	77
[8] 白河市中心市街地活性化基本方針	
2. 中心市街地の位置及び区域	79
[1] 位置	
[2] 区域	80
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	81
3. 中心市街地の活性化の目標	87
[1] 白河市中心市街地活性化の目標	
[2] 計画期間の考え方	88
[3] 数値目標の設定の考え方	89
[4] フォローアップについて	100
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	101
[1] 市街地の整備改善の必要性	
[2] 具体的事業の内容	102
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	114
[1] 都市福利施設を整備の必要性	
[2] 具体的事業の内容	115
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等 に関する事項	124
[1] 街なか居住の推進の必要性	
[2] 具体的事業の内容	125

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	132
〔1〕 商業の活性化の必要性	
〔2〕 具体的事業の内容	133
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	150
〔1〕 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	
〔2〕 具体的事業の内容	
◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	157
〔1〕 実施箇所	
〔2〕 各事業と基本方針、数値目標の関係	160
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	162
〔1〕 市町村の推進体制の整備等	
〔2〕 中心市街地活性化協議会に関する事項	163
〔3〕 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	168
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	169
〔1〕 都市機能の集積の促進の考え方	
〔2〕 都市計画手法の活用	
〔3〕 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	
〔4〕 都市機能の集積のための事業等	170
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	171
〔1〕 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	
〔2〕 都市計画との調和等	172
〔3〕 その他の事項	173
12. 認定基準に適合していることの説明	174

様式第4 [基本計画標準様式]

- 基本計画の名称：第2期白河市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：福島県白河市
- 計画期間：平成26年4月から平成31年3月まで（5年）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

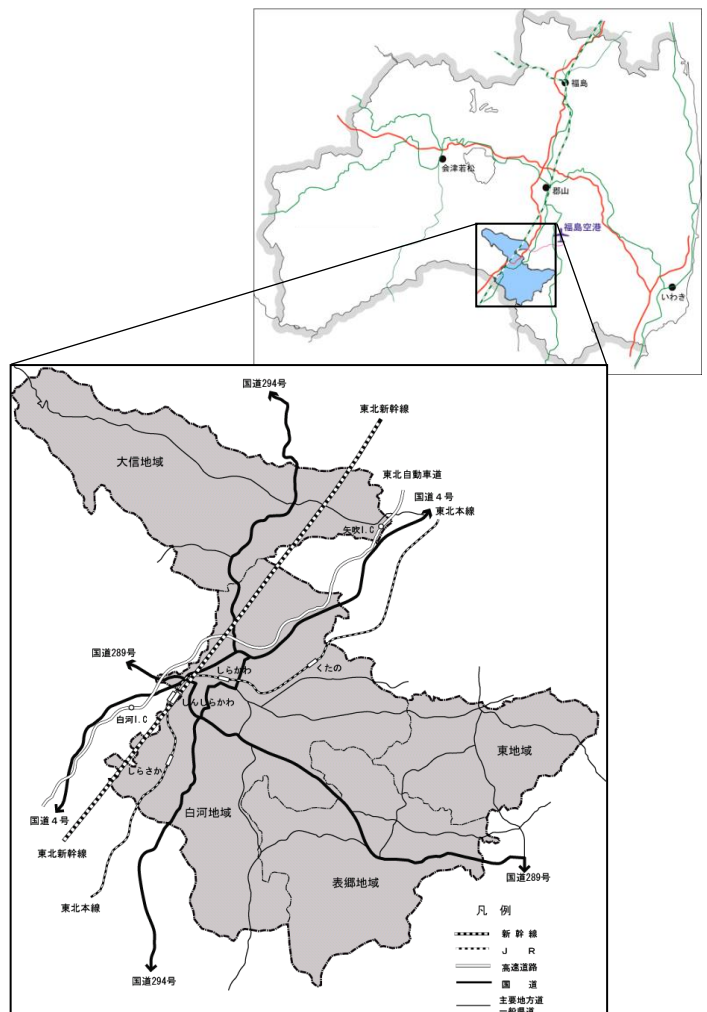
[1] 白河市の概要

白河市は、福島県の南部中央に位置し、東は矢吹町・泉崎村・中島村・石川町・浅川町、西は西郷村、北は天栄村、南は棚倉町・栃木県那須町に接している。中心部から県都福島市まで約90km、郡山市まで約40kmの距離にある。また、東京までは約185kmで、新幹線で約1時間20分の距離にある。

「白河」の地名は、古く奈良時代から確認されている。かねてよりこの地が白河地方の中核であったが、江戸時代の初め初代白河藩主となった丹羽長重が、白河小峰城を大改修するとともに、城下の町割りを行い、現在の市街地の基礎を築いた。明治以降、白河は幾度かの合併を経ながら発展を続けてきており、平成17年11月、白河市、表郷村、大信村、東村が合併し、人口約6.6万人、面積305.3km²の新生「白河市」が誕生した。

白河市は、みちのくの玄関口として、東北自動車道、東北新幹線などの高速交通体系に加え、首都圏に隣接するという地理的優位性を有しており、情報・電子分野などの製造業を中心とした企業活動が盛んである。また、商業施設や医療機関の立地も進んでおり、利便性の高い良好な居住環境が形成されている。

白河市には、歌枕の地として名高い「白河関跡」、白河藩主松平定信が築造し、庶民に開放した「南湖公園」、東北3名城のひとつである「白河小峰城」のほか、日本4大そばに数えられる「白河そば」、長い伝統を誇る「白河だるま」、近年知名度が上がりつつある「白河ラーメン」など、豊かな歴史的・文化的資源が多く存在している。



〔2〕白河市の中心市街地の概要

（1）中心市街地の概況

白河市の中心市街地は、江戸時代の白河藩10万石の城下町として形成された。明治20年には鉄道が開通し、白河駅が置かれた。その後も駅を中心として北側に官公庁、南側に商店街が立地し、行政・経済・文化の中心として発展してきた。

しかし、昭和40年頃から市街地は郊外に向かって外延化の傾向を強め、中心市街地の空洞化が生じた。また、最近では幹線道路沿いの店舗立地が急増し、空洞化に拍車がかかっている。

（2）中心市街地にストックされている歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源等の既存ストック状況

①歴史的・文化的資源

白河小峰城は、平成3年に三重櫓、平成6年に前御門が史実に基づき忠実に木造で復元された。三重櫓は白河市のシンボルであり、城山公園は市民の憩いの場であるとともに重要な観光資源である。

白河だるまは、眉は鶴、髭は亀、鬚や顎鬚は松竹梅に見立て、松平定信のお抱え絵師谷文晁による意匠とも伝わる。毎年2月には中心市街地で白河だるま市が開かれ、およそ700軒もの露店が立ち並び、多くの観光客が訪れる。

白河そばは、松平定信が飢饉の対策として栽培を奨励した雑穀にルーツを持つといわれ、白河は、信州・出雲・盛岡とともに、日本4大そば処のひとつに数えられる。

白河ラーメンも名物のひとつである。白河市内には、全国に弟子を輩出している有名店をはじめとして約100軒のラーメン店があり、独自のラーメン文化を築いている。白河駅前のイベント広場等を活用し、平成16年より4年にわたり実施した「全国ラーメンフェスティバル」や、平成20年から毎年開催



白河小峰城



白河だるま



白河そば



白河ラーメン

している「しらかわ食と職の祭典」の取組みなどにより、近年は知名度が向上しつつある。

他にも約 400 年の伝統を誇り、日本 3 大提灯まつりのひとつである白河提灯まつりが中心市街地で開催されるなど、歴史的・文化的資源は数多くある。

本市では、平成 23 年に「白河市歴史的風致維持向上計画」が国の認定を受け、これらの歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

②景観資源

白河市中心市街地からは、那須連山の秀麗な山並みを望むことができる。また、中心市街地内部にも白河小峰城や白河駅舎、数多くの寺社仏閣などの美しい歴史的建造物があるほか、随所に見られる蔵などの古い街並み、市街地北側の阿武隈川や、市街地の中央を貫流する谷津田川沿いの風景などの景観資源がある。

本市では、平成 21 年に景観法に基づく「景観行政団体」となり、平成 23 年から「白河市景観条例」及び「景観計画」を施行し、これらの資源を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

③社会資本・産業資源

市役所、病院、銀行、郵便局、公民館などの都市福利施設が整っている。また、図書館は白河市中心市街地活性化基本計画（以下、「1 期計画」という。）において新たに整備し、文化活動や地域交流の拠点として利用されている。周辺部からの来街時の交通手段は主に自家用車であるが、駅前を除いて道幅が狭いうえ、城下町特有のクランク状の構造、来街者が停められる駐車場の不足のため、車利用者の利便性は高くない。他には市内循環バスや路線バス、JR 東北本線があり、公共交通は集積している。



白河提灯まつり



南湖と那須連山



ハリストス正教会



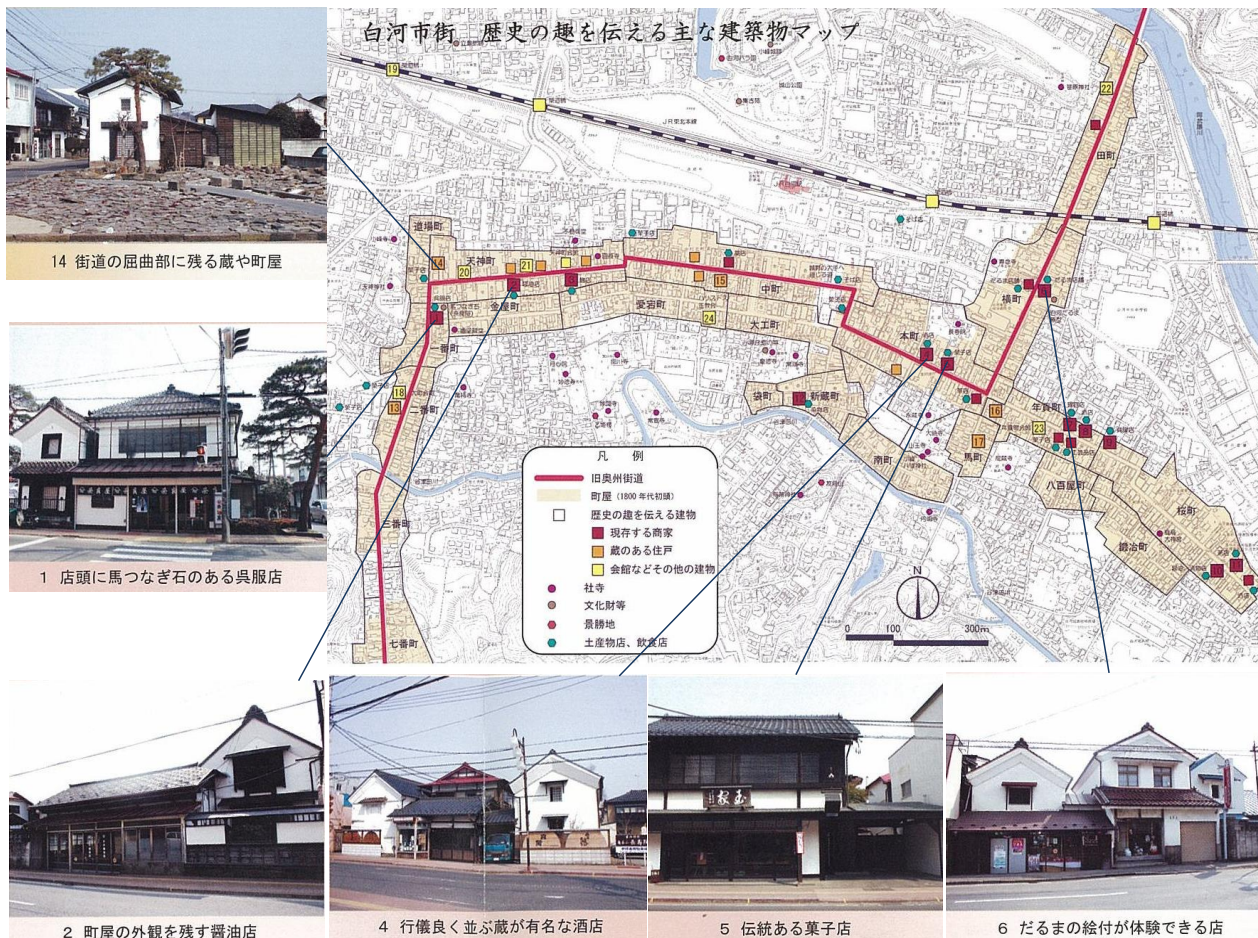
白河駅

○旧奥州街道

白河の中心市街地は、旧奥州街道（現 国道 294 号）に沿って発展してきた。このため、沿道には蔵や商家などの歴史的景観が残っている（下図参照）。また、白河市を代表する二つの祭り（白河だるま市、白河提灯まつり）も、この通りを中心に行われている。白河だるま市は、江戸時代に行われていた「市神祭」を基とし、本町から天神町に至る市内目抜き通りを中心に、およそ 700 軒もの「白河だるま」などを売る露店が立ち並ぶ盛大な市であり、白いだるまは開運祈願、赤いだるまは厄除けと家内安全のご利益があるとされている。また白河提灯まつりは、白河地方の総鎮守として古くから人々の信仰を集めてきた鹿嶋神社の大祭で、約 400 年の歴史と伝統を誇り、神輿の町内渡卸や提灯行列、屋台・山車の引き回しなどが町内をあげて盛大に行われる。

1 期計画では、この旧奥州街道沿いに「楽蔵」や白河提灯まつりの山車を展示する山車会館など魅力ある拠点を整備するとともに、大型商業施設を誘致して生活の利便性を向上したほか、城下町の街並みと調和した景観まちづくりの推進、商店街の一店逸品運動、近辺の町内会で行われる祭事、高齢者等を対象とした市内循環バスの割引サービスなど、複合的な取り組みを実施してきた。

第 2 期白河市中心市街地活性化基本計画（以下、「2 期計画」という。）では、あらためて旧奥州街道沿いに焦点をあて、1 期計画で整備した拠点を積極的に活用するほか、1 期計画からの各種の取り組みをさらに推進し、人々が沿道に残る歴史・伝統・文化の面影をたどりながら回遊を楽しむなど、住む人にも来る人にも魅力的な通りとして再生し、賑わいを取り戻す。



[3] これまでの中心市街地の活性化に向けた取組み

白河市の中心市街地は、市街地の郊外への外延化及び空洞化、ロードサイド型店舗の急増による既存商店街の衰退、歩行者通行量の減少、市街地の高齢化などを背景として活性化を必要とする状況にあった。このため、平成10年に中心市街地活性化法、改正都市計画法、大規模小売店舗立地法が成立したことを受け、平成11年3月に中心市街地まちづくり基本構想（以下、「旧基本計画」という。）を策定し、中心市街地の活性化に取り組んだ。

その後、平成18年の中心市街地活性化法の改正を受け、中心市街地の課題や市民のニーズをあらためて把握するとともに、旧基本計画の反省を踏まえ、中心市街地活性化基本計画（1期計画）を策定し、平成21年3月に国の認定を受けた。以後、同計画に基づいて中心市街地の活性化に取り組んできた。

(1) 旧基本計画に基づいた取組み

①旧基本計画の概要

項目	概要
策定期間	平成11年3月
区域面積	約135ha
コンセプト	中心市街地での生活利便性を向上させるとともに、高等教育機能等の新たな都市的機能の導入及び超地域的な新たな観光の創造を白河市の歴史・文化と産業をバックボーンとして再構築し、「城下町・白河」の未来へ向かって豊かな生活を求めていくコンパクトで賑わいのある市街地の再形成を図る。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・お城・特産品等を全国にアピールできる「誇り」と県南の顔としての街 ・ビジネス交流が活発な生き生きとした情報の街 ・近代的なセンスとレトロ調が融合したハイブリッドな街 ・高齢者・障がい者にやさしい買い物環境を備えた安全な街 ・安心・安全な暮らしができる住みやすい街 ・水に親しみ、緑を大切に自然環境と調和した街 ・中心市街地に来街しやすい交通サービスを備えた利便性の高い街 ・親切なもてなし精神が満ちあふれている心の街
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・機能的な道路網の配置 ・都市機能の再編
計画事業	30事業
反省点	<p>多くの事業が実施できなかったことから、主に以下の点が反省点となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画段階における実施主体及びスケジュールの明確化 ・中心市街地活性化協議会へのタウンマネージャーの設置、まちづくり会社への専従者の配置など、組織強化による事業実施体制の確立 ・実施されなかった事業のうち、活性化への寄与が期待されるものに対する事業内容の見直し及び実施の検討

②旧基本計画における事業及び実施状況

	事業名	事業内容	事業実施主体	実施状況
1	複合施設の整備	複合施設、イベント広場、駐車場整備	白河市	実施中
2	新モールの整備	土蔵の活用などによる白河らしい横町の整備	㈱楽市白河・組合	未実施
3	歩行系回遊道路の整備(1)	歩行空間整備(城山公園～JR白河駅～複合施設～新モール～市役所～谷津田川～親水公園～商店街)	白河市	完了
4	中央地区沿道街路灯の整備	街路灯の設置	商店街振興組合	完了
5	歴史的資産の活用	JR白河駅舎・ハリストス正教会の一般公開	㈱楽市白河	未実施
6	都心居住サポート拠点の整備	介護施設・シルバーハウジング・高齢者宅配サービス	組合	未実施
7	行政サービス拠点の形成	ワンストップサービス・情報交換・買物支援センター	郵便局・㈱楽市白河	未実施
8	白河駅プラットホーム屋根の改善	開閉式屋根への改善	JR	未実施
9	親水公園の整備	親水公園・体験学習施設整備	白河市	完了
10	区画整理区域内公園の整備	植栽整備	白河市	完了
11	ビジネスパークの建設	業務施設・サテライトオフィス	白河市	未実施
12	本町北裏地区土地区画整理事業	都市基盤の整備	白河市・組合	未実施
13	都市計画道路の整備	都市計画道路の整備	福島県・白河市	未実施
14	歩行系回遊道路の整備(2)	歩行空間整備(城山公園～ビジネスパーク)	白河市・㈱楽市白河	未実施
15	中央地区沿道商店街の整備	コミュニティーモール・一方通行化	白河市	未実施
16	飲食店街道路及び周辺道路の整備	街灯・路面改善	白河市	完了
17	公園の整備	児童遊具設置	白河市	未実施
18	白河駅前JR跡地商業施設等整備事業	商業施設等の整備	㈱楽市白河	未実施
19	商業モール整備事業	新しい空間・商業施設群の整備及び管理運営	㈱楽市白河	未実施
20	地域情報総合システム運営事業	・ICカード及びケーブルテレビの導入 ・商店街宅配サービス事業 ・インターネットによる仮想商店街事業	㈱楽市白河	中止
21	商店街における快適な歩行空間整備事業	街路灯の整備	㈱楽市白河・商店街振興組合	未実施
22	テナント・ミックスの推進	商業機能に関わるマーケティング及び都市型産業機能、生活支援型機能等を含めた幅広いテナント・ミックス	㈱楽市白河	中止
23	多目的交通システムの導入	街なか循環の新しい交通機関の導入	㈱楽市白河・白河商工会議所・白河市	中止
24	城山公園等観光資源の活用	中心市街地における観光資源の活用及び南湖公園との連携を含めた観光事業の企画、運営、物販等	㈱楽市白河	未実施
25	中心市街地におけるイベント企画・運営	・既存イベントとの連携 ・新しいイベントの企画・運営	㈱楽市白河・白河市・白河商工会議所・白河市商店会連合会等	未実施
26	親水公園内、体験実習の運営	・そば打ち、そば道場等体験実習型事業	㈱楽市白河・白河市	未実施
27	魅力的な商業空間作りの推進	・既存商店街の再整備 ・イトーヨーカドー周辺開発	㈱楽市白河・白河商工会議所等	未実施
28	都心居住の推進	・都市型住宅の供給のための相談、指導及び調達 ・賃貸等の住宅の供給の推進 ・高齢者等宅配サービスやケアサービス ・買物支援等の生活支援業種の導入	㈱楽市白河・白河商工会議所・商店街振興組合	未実施
29	谷津田川の整備事業	河川整備の時期と合わせて施設整備	福島県	完了
30	国道294号のバイパス整備	道路改良(国道294号白河バイパス)	福島県	実施中

③旧基本計画における主な事業の成果と反省

○複合施設の整備

成果	複合施設の整備のうち、イベント広場及び駐車場を整備した。イベント広場は平成 19 年度までに全国ラーメンフェスティバルなど 92 件の行事に活用された。
反省	イベントの集客が恒常的な街なかの賑わい創出につながっていない。複合施設の整備により恒常的な集客が見込まれるため、イベント広場の利用促進や、複合施設及びイベント広場から街なかへの回遊促進を検討する。

○歩行系回遊道路の整備、街路灯の整備、公園の整備、谷津田川の整備等の市街地整備

成果	街なかの歩きやすさが向上した。また、谷津田川沿いや公園等は憩いの場として活用されている。
反省	今後も引き続き、市街地内の回遊性確保に取り組んでいく。

○地域情報総合システム運営事業

成果	インターネットを利用した仮想商店街を実施し、新たな販売チャンネルの開拓に取り組むことで、各個店が経営を見直す良い機会となった。
反省	利用者が伸びず、運用を停止した。しかし、当時よりインターネットが情報収集の手段として普及していること、商品販売には各個店でも取り組めることから、今後は地域づくりの様々な情報を発信するポータルサイトの運営を検討する。

○テナントミックスの推進

成果	チャレンジショップを実施し、平成 13 年 6 月から平成 14 年 2 月に、3 期で 11 事業者が出店した。この間の来客数は 7,762 人、売上高は 1,015 万円であった。また、まちづくり会社(株)楽市白河直営でフリーマーケットを実施した。
反省	本格的な出店に至らなかったケースが多く、出店した 4 店中 3 店は中心市街地外に出たため、街なかの空き店舗の解消にはつながらなかった。今後実施する際は、街なかへの出店助成など定着を図る仕組みを併せて検討する必要がある。

○多目的交通システムの導入

成果	市内循環バスを 3 か月間試験的に運行し、合計 6,855 人の利用があった。
反省	利用者の大半が交通弱者であったが、事業の維持には 5 倍程度の利用者数が必要で、継続できなかった。再度実施する場合には、利用者を増やす方策や経費の節減などの運営改善を検討する必要がある。

○その他未実施の事業

成果	なし
反省	平成 10 年の集中豪雨による谷津田川の氾濫（激甚災害指定）による影響や、実施主体が不明確であったこと、まちづくり会社(株)楽市白河に専属のスタッフがおらず機動力に欠けていたことなどから、実施されない事業が数多くあった。

(2) 1期計画に基づいた取組み

1期計画では、人口減少と高齢化の進展、購買力の低下といった中心市街地の状況や、都市機能の集積、自動車を利用できない高齢者等も生活しやすい環境、歴史・伝統・文化の継承といった市民アンケートから得られたニーズ、旧基本計画の反省点である実施主体及びスケジュールの明確化や事業実施のための組織強化を課題として設定した。

これらの課題を踏まえ、城下町として発展してきた歴史や文化、公共施設や公共交通機関といった都市機能が多く集積している利点を活かし、住宅や商業の機能をバランスよく確保して複合的な機能の向上を図り、定住人口の増加、商業の活性化、街なかへの回遊促進により賑わいを創出し、魅力あるまちづくりを目指すこととした。

①1期計画の概要

項目	概要
計画期間	平成21年3月から平成26年3月まで（5年1ヶ月間）
区域面積	約106ha
コンセプト	歴史・伝統・文化が息づく市民共楽の城下町
基本方針	〔基本方針1〕 城下町の快適な暮らしづくり 〔基本方針2〕 匠の技とおもてなしの商店街づくり 〔基本方針3〕 市民共楽のふるさとづくり
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・街なか居住の推進 ・魅力ある商店街の形成 ・誰もが集い、楽しく回遊できる街づくり
計画事業	54事業（平成25年度）

②目標指標及び達成状況

基本方針	目標	指標 (単位)	基準値 (基準年度)	目標値 (H25)	最新値 (調査年度)
城下町の快適な暮らしづくり	街なか居住の推進	中心市街地の居住人口(人)	2,999 (H20)	3,040	2,727 (H25)
匠の技とおもてなしの商店街づくり	魅力ある商店街の形成	小売業及び一般飲食店事業所数(事業所)	203 (H20)	209	178 (H24)
市民共楽のふるさとづくり	誰もが集い、楽しく回遊できる街づくり	平日歩行者通行量(人/日)	2,175 (H19)	2,400	2,718 (H24)

③1期計画における事業及び実施状況

1期計画で掲げた54事業のうち、50事業が完了または実施中で、4事業が未実施となっており、事業進捗率は92.6%である（平成25年9月現在）。

	事業名	事業期間 (年度)	事業主体	事業概要	現況
1	白河駅前多目的複合施設整備事業	H20～H24	白河市	多目的複合施設(図書館・地域交流・産業支援)、駐車場、区域内道路、イベント広場等の整備	完了
2	街並み景観保全事業	H21～	白河市	白河駅前交番の移転・新築、景観計画の策定、景観重点地区、景観推進地区の指定等による景観まちづくりの推進	実施中
3	市民駐車場整備事業	H28～H29	白河市	旧市民会館解体、駐車場整備、周辺道路整備(現道改良)	実施予定
4	身近なまちづくり支援街路事業(郭内南湖地区、A=76ha)	H12～	白河市	「老舗通り」「友月山プロムナード」「教会坂通り」	実施中
5	白河駅白坂線整備事業(L=217m)	H20～	福島県	都市計画道路「白河駅白坂線(L=217m)」	実施中
6	国道294号白河バイパス整備事業(L=366m)	H7～	福島県	国道294号白河バイパス(L=366m)	実施中
7	ポケットパーク整備事業	H24～	福島県	中心市街地の国・県道へのポケットパーク整備	実施中
8	(仮称)白河市民文化会館建設事業	H23～H27	白河市	大ホール、小ホール、楽屋、練習室、プロムナード、緑化施設、駐車場、付帯施設の整備	実施中
9	マイタウン白河活用事業	H25～H26	白河市	マイタウン白河の入居施設見直し	実施中
10	おひさま広場推進事業	H17～	NPO 法人しらかわ市民活動支援会	子育て支援施設の充実	実施中
11	旧農協会館住宅整備事業	H23～H25	㈱楽市白河	賃貸住宅整備	完了
12	商工会議所会館住宅整備事業	H22～H24	㈱楽市白河及び市内建設業・不動産業者数社による特定目的会社	賃貸住宅整備	未実施
13	街なか集合住宅建設助成事業	H21～H25	白河市	中心市街地内への集合住宅建設、リフォームに対し費用の一部を助成	実施中
14	空室情報提供事業	H21～	中心市街地活性化協議会、白河市	ホームページ等を利用した中心市街地内の空室情報の提供	実施予定
15	中町蔵活用事業	H22～H23	㈱楽市白河	パティオ、観光情報発信拠点、物産販売拠点の整備、テナントミックスの実施	完了
16	匠の技チャレンジショップ事業	H21	㈱楽市白河	空き店舗を利用したチャレンジショップの実施	実施中
17	大規模小売店舗立地法の特例区域設定の要請	H21	白河市	大規模小売店舗立地法の特例を活用した、中心市街地における大型商業施設の立地促進	完了
18	商業施設整備事業	H22	㈱ヨークベニマル	商業施設の立地	完了
19	白河駅舎活用事業	H21～	㈱楽市白河	白河駅待合室にカフェ、地域物産直売所、街なか案内所を整備	完了
20	歴史的モール拠点整備事業	H24	㈱楽市白河	歴史的景観を備えた飲食施設、物販施設、パティオの整備	未実施
21	二番町蔵活用事業	H23	(有)藤田本店	「醸造・美術」をテーマにした集客拠点(パティオ、飲食施設、物販施設、展示施設)の整備	未実施
22	山車会館整備事業	H21～H23	町内会等	白河提灯まつりの山車を展示する施設や回遊の途中でひと休みできる施設の整備	実施中
23	産業支援センター運営事業	H20～	白河市	経営相談業務、人材確保・人材育成事業、取引あわせん事業、産学官連携支援事業の実施	実施中

24	白河商工会議所会館整備事業	H20～H22	白河商工会議所	商工会議所会館の老朽化に伴う移転・整備	完了
25	起業家支援・育成事業	H21～	白河商工会議所	起業家を対象とした研修講座の実施、経営指導員や専門家の助言、空き店舗を活用した出店支援などの実施	実施中
26	白河ラーメン大学事業	H21～	中心市街地活性化協議会	ラーメンに関する技術指導	未実施
27	空き店舗家賃補助事業	H21～	白河市	中心市街地区域内の空き店舗に出店する際に、賃借料の一部を補助	実施中
28	商店街活性化事業	H21～	白河市商店会連合会、白河商工会議所、(株)楽市白河	100円商店街、一店逸品、街なかギャラリー、白河祭事記録日物語	実施中
29	街なか休憩所設置事業	H21～	白河市	街なかの店舗でトイレの提供、休憩スペース、観光情報の提供	実施中
30	地場産品振興事業	H21～	白河石材加工組合	白河石を用いた石灯籠の作成及び活用	実施中
31	食の商品開発事業	H20～	中心市街地活性化協議会	梅を用いた商品開発	完了
32	敬老会商品券配布事業	H18～	白河市、白河商工会議所、商工会連絡協議会	75歳以上を対象に、中心市街地を中心とした商店で利用できる商品券を配布	実施中
33	子育て応援パスポート事業	H19～	福島県、白河市	子育て応援パスポートを交付し、協賛する企業(店舗)が割引などのサービスを実施	実施中
34	街なかキャラクター作成事業	H20～	白河商工会議所青年部	キャラクターを作成し、イベントの際に着ぐるみ出演などを行う	完了
35	しらかわ食と職の祭典	H20～毎年秋	実行委員会	白河の食と職をテーマとした土産品・地場産品等の紹介、販売	実施中
36	白河だるま市	毎年2月11日	まつり振興会	白河地方に春を告げる伝統行事「白河だるま市」の開催	実施中
37	城下町白河お雛様めぐり	毎年3月上旬	本町町内会	各家々で保管してきた雛人形を商店街のショーウィンドーに展示	実施中
38	城下町白河端午まつり	毎年5月上旬	本町町内会	各家々で保管してきた兜や武者人形を商店街のショーウィンドーに展示	実施中
39	白河関まつり	毎年8月	まつり振興会	花火や街なかの通りで歩行者天国等を実施する	実施中
40	観光交流センター整備事業	H22	白河市	観光案内・観光交流スペース、事務所スペースの整備	完了
41	小南湖周辺活性化事業	H25～H28	白河市	園路整備、湖沼整備、遊歩道整備、休憩施設整備	実施中
42	市内循環バス事業	H19～	白河市	市内循環バスの運行	実施中
43	バス・鉄道利用促進デー	H1～	福島県	毎月1日、11日、21日を「バス・鉄道利用促進デー」とし、特殊割引回数券を販売	実施中
44	地域情報ネットワーク事業	H20～	中心市街地活性化協議会	地域情報ポータルサイト運営、情報紙発行	実施中
45	町名由来表示板設置事業	H20～	白河市	町名及びその由来を表示した案内板設置	完了
46	観光ボランティアガイド事業	H15～	ツーリズムガイド白河	観光ボランティアガイドが小峰城に常駐し城内の見所を案内する	実施中
47	宗祇白河紀行連句賞事業	H19～	実行委員会	全国から連句作品を募集するとともに、関連する観光スポットをPRする	実施中

48	つるし雛教室・展示事業	H20～	白河ひなの会	つるし雛を制作する教室を開催し、街なかの商店などに展示する	実施中
49	白河寺院朱印状まわり事業	H21～	白河仏教会	中心市街地内に数多くある寺院、神社、教会等を回るスタンプラリーを開催する	実施中
50	歴史・伝統・文化ネットワーク事業	H20～	白河市	那須白河会津観光推進協議会を立ち上げ、多様な地域資源を全国に発信する	実施中
51	白河ふるさと文化伝承塾事業	H21～	(財)立教志塾	白河ふるさと文化伝承塾実施、白河の偉人顕彰論文募集、あるある発見隊公募	実施中
52	白河小峰城さくらまつり	毎年4月中・下旬	実行委員会	城山公園及び街なかでのイベントの開催	実施中
53	白河提灯まつり	隔年9月	実行委員会	鹿嶋神社の大祭で約400年の歴史がある「白河提灯まつり」の実施	実施中
54	交流広場活用事業	H24～	地域住民組織、実行委員会、商工会議所、白河市等	イベント広場において、食文化と音楽を中心としたまちづくりイベントの開催	完了

④主な事業の成果

○白河駅前多目的複合施設整備事業（実施主体：白河市）

事業実施時期	平成20年度～平成24年度
事業概要	交通結節点である白河駅前に図書館、地域交流、産業支援の各機能を備えた多目的複合施設を整備するとともに、駐車場、プロムナード、イベント広場を整備し、市民の文化活動やイベント活動の拠点とする。
事業の効果及び評価	平成23年7月24日に白河駅前多目的複合施設（愛称「りびらん」）が開館した。東日本大震災の影響で予定より開館が遅れたにもかかわらず、目標を上回る利用者数となり、平成24年度の年間来館者数は285,883人となった。中心市街地の核となる拠点施設が整備され、市民の生涯学習・文化活動による日常的な利用やイベント開催の機会が増えたほか、地域交流、産業支援の各機能により、多様な目的による来街者の増加や、交流人口の増加に大きく寄与している。今後も継続的に利用促進を図ることにより、一層の効果が期待される。

○旧農協会館住宅整備事業（実施主体：(株)楽市白河）

事業実施時期	平成23年度～平成25年度
事業概要	旧農協会館の建物を解体し、1階をテナント用、その他の階を住宅とした複合ビルを建設し、20戸程度を賃貸する。
事業の効果及び評価	平成25年8月19日に「レジデンス楽市-I」が落成した。今後、事業効果の確認により、居住人口や歩行者通行量の増加に寄与することが期待される。

○白河駅舎活用事業（実施主体：（株）楽市白河）

事業実施時期	平成21年度～
事業概要	白河駅舎の待合室を改装してカフェ、地域物産直売所、街なか案内所として整備し、白河の物産の紹介・販売、ミニコンサートの実施、休憩場所の提供などに活用する。
事業の効果及び評価	平成21年9月に白河駅舎を改装した「えきかふえSHIRAKAWA」がオープンした。平成24年度は12,990人の来店者数となっている。地域住民の休憩や鉄道利用者の待合、来街者への情報発信に活用され、店舗の整備により事業所数の増加に寄与したほか、歩行者通行量の増加にも寄与している。今後、整備した店舗の利用促進を図ることにより、一層の効果が期待される。

○中町蔵活用事業（実施主体：（株）楽市白河）

事業実施時期	平成22年度～平成23年度
事業概要	白河商事周辺をパティオ形式の多目的広場としてオープンカフェや街なかライブなどに活用するとともに、大正時代からの蔵などを改装して観光、白河だるまなどの伝統工芸や農産物加工品などの地場製品の販売拠点として整備し、テナントミックスを実施する。
事業の効果及び評価	蔵の活用をはじめとして9店舗を整備し、平成23年6月26日に「白河城下 中町小路 楽蔵」としてオープンした。平成24年度には57,752人の来場者数となっている。歴史的建造物を含む既存施設を活かしたテナントミックス事業により、街なかの買物や観光情報発信の拠点として、事業所数の増加や歩行者通行量の増加に寄与している。今後、整備した施設の利用促進を図ることにより、一層の効果が期待される。

○匠の技チャレンジショップ事業（実施主体：（株）楽市白河）

事業実施時期	平成21年度～
事業概要	中心市街地の空き店舗を活用してチャレンジショップを実施し、1年間の試行期間満了後には、空き店舗家賃補助事業や起業家支援・育成事業により中心市街地の空き店舗への出店を支援する。
事業の効果及び評価	1期計画期間内に2軒の空き店舗を改装してチャレンジショップを実施した。計画期間内に計4件の入居実績があり、事業所数や来街者の増加に寄与している。しかしながら、試行期間後に中心市街地内へ出店した実績はなかったことから、今後、中心市街地内での出店支援に向けた一層の支援が必要である。

○空き店舗家賃補助事業（実施主体：白河市）

事業実施時期	平成21年度～
事業概要	中心市街地域内に不足する業種等を営もうとする事業者や、匠の技チャレンジショップ事業で経験を積んだ事業者等が中心市街地域内の空き店舗に出店する際に、賃借料の一部を補助することで、空き店舗への出店を促進する。
事業の効果及び評価	平成25年10月までに空き店舗を活用して新たに開店した店舗が17軒あったことから、事業所数の増加や来街者、歩行者通行量の増加に寄与した。東日本大震災及び原発事故の影響で閉店した店舗があり、新たな出店者数の伸び悩みが生じているものの、今後、空き店舗に関する情報を積極的に発信するなどのてこ入れを図ることにより、さらなる効果が期待される。

○商業施設整備事業（実施主体：（株）ヨークベニマル）

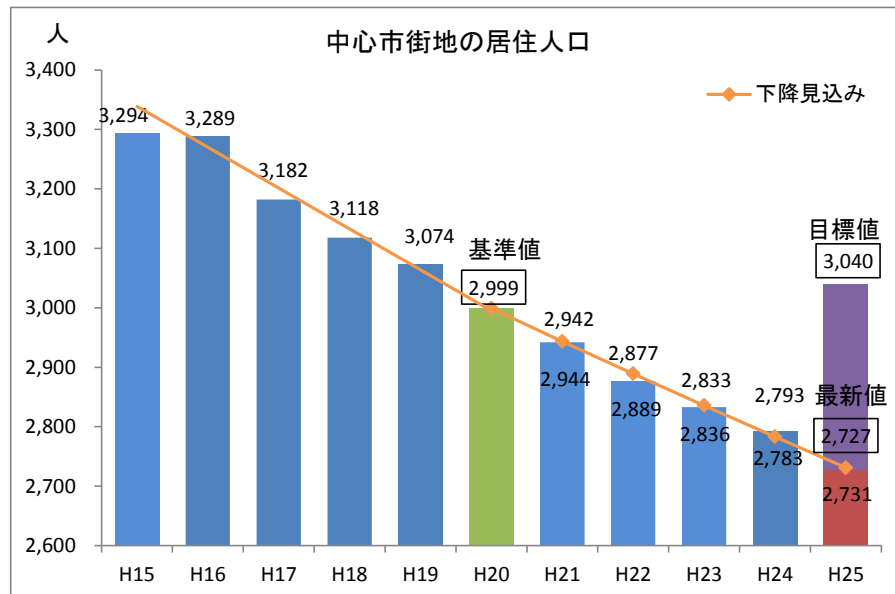
事業実施時期	平成22年度～平成23年度
事業概要	大規模小売店舗立地法の特例を活用し、白河厚生総合病院の跡地に集客力のある商業施設を立地する。
事業の効果及び評価	平成23年6月24日に「ヨークタウン白河横町」がオープンした。生鮮食料品等の生活必需品を購入できる環境が整うとともに、専門店街である既存商店街への回遊を促すことができたことで、事業所数及び歩行者通行量の増加に大きく寄与した。

○商店街活性化事業（実施主体：白河市商店会連合会、白河商工会議所、（株）楽市白河）

事業実施時期	平成21年度～
事業概要	100円商店街、一店逸品、街なかギャラリーなどの実施
事業の効果及び評価	1期計画においては、特に一店逸品運動に取り組んだ。参加を希望する個店などで構成された「白河まちなか逸品実行委員会」を立ち上げ、各個店が専門店として自信を持ってお勧めする逸品を共同でPRするためのパンフレットを作成し、中心市街地内の各拠点や個店で配布したほか、逸品を紹介するためのツアー企画や、ポップ広告をはじめとした各個店の魅力を高めるための研究会なども実施した。その結果、ツアー参加者から好評を得るなど、街なかの商店のPRに効果があり、歩行者通行量の増加に寄与したほか、参加個店からの提案で夜の飲食店を巡る「ちょい飲みツアー」を企画、実施して好評を得るなど、街なかの事業者の活性化に対する自主的、積極的な意識の醸成にも寄与した。今後もこの取り組みを継続し、参加店舗を増やすなどの拡充を図ることにより、さらなる効果が期待される。

⑤ 1期計画の目標の達成状況

目標指標	中心市街地の居住人口（人）		
	基準値 (H20)	最新値 (H25)	目標値 (H25)
	2,999	2,727	3,040



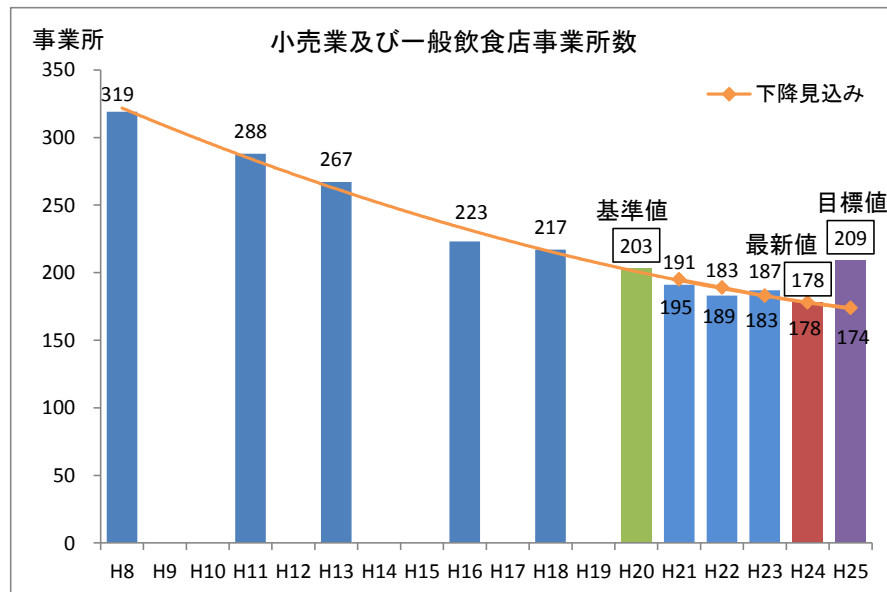
【状況】

居住人口は、1期計画期間内においてもトレンドとほぼ同じ傾向で減少しており、計画期間内の目標達成が困難な見通しとなっている。

【主な要因】

- 旧農協会館住宅整備事業により「レジデンス楽市-I」を整備し、ある程度の効果が得られたが、完成が計画期間の最終年度であるため、すべての効果を確認するまでに時間を要する。
- 商工会議所会館住宅整備事業を1期計画で実施できる可能性が低い状況にある。
- 街なか集合住宅建設助成事業の利用件数が当初見込みを大きく下回った。これは、中心市街地の集合住宅の新築及びリフォームに対して補助するものであり、新築については3件の実績があったが、リフォームに関する実績はなかった。集合住宅のリフォームに対する補助は、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定（新耐震基準）に適合した建築物を対象としており、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建築されたものについては、耐震診断を行い、必要な場合は耐震化改修を要することから、物件所有者が物件の現状を考慮して利用を躊躇する状況があったと考えられる。

目標指標	小売業及び一般飲食店事業所数（事業所）	
基準値 (H20)	最新値 (H24)	目標値 (H25)
203	178	209



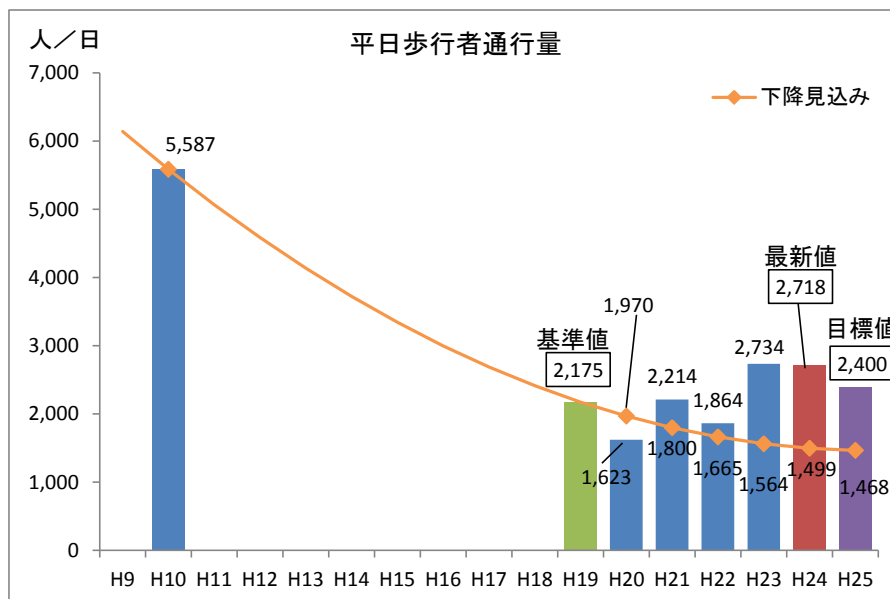
【状況】

事業所数は、1期計画期間内において増加のきざしを見せたが、平成24年度から再び減少に転じており、計画期間内の目標達成が困難な見通しとなっている。

【主な要因】

- 空き店舗家賃補助事業や匠の技チャレンジショップ事業により空き店舗が解消するとともに、事業所数の増加に寄与した。
- 中町蔵活用事業により「楽蔵」を整備し、事業所数の増加に寄与した。
- 東日本大震災及び原発事故の影響により撤退する事業所が複数あり、以後、商店街で新規に起業しようとする意欲が低迷し、店舗出店の動きが鈍化している。
- 歴史的モール拠点整備事業について、1期計画の期間内に実施できる可能性が低い見込みとなった。

目標指標 平日歩行者通行量（人／日）		
基準値 （H19）	最新値 （H24）	目標値 （H25）
2,175	2,718	2,400



【状況】

平日歩行者通行量は、平成23年度から大きく増加し、目標を達成した。以後、数値は横ばい傾向となっている。

【主な要因】

- 白河駅前多目的複合施設整備事業で図書館や地域交流拠点を整備した結果、市民の生涯学習や文化活動による日常的な利用のほか、イベントで活用される機会が増えるなど、来街者の増加や回遊の促進に大きく寄与した。
- 商業施設整備事業により生鮮食料品などの生活必需品を購入できる環境を整備し、街なかでの買物の利便性を高めたことにより、来街者の増加に大きく寄与した。
- 中町蔵活用事業で整備した「楽蔵」や白河駅舎活用事業で整備した「えきかふえ SHIRAKAWA」など、新たな回遊拠点が街なか回遊の促進に寄与した。

[4] 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析

※中心市街地の統計数値は町字又は統計調査区単位で集計。

(1) 人口・世帯数

平成 25 年 10 月の本市の人口は 62,938 人で世帯数は 22,999 世帯、中心市街地の人口は 2,727 人で世帯数は 1,252 世帯となっており、それぞれの市全域に対する中心市街地のシェアは 4.3%、5.4%となっている。

平成 20 年から平成 25 年の 5 年間に於ける人口、世帯数の推移をみると、人口は市全域・中心市街地ともに減少しており、世帯数はほぼ横ばいとなっている。一世帯平均人数は、市全域が 2.79 人から 2.74 人、中心市街地が 2.35 人から 2.18 人でともに減少となっている。

中心市街地の状況を見ると、人口は減少傾向が続き、世帯数は横ばい傾向にある。それぞれの市全域に対するシェアは、人口については、減少傾向が平成 22 年からやや緩みつつあるものの、減少は確実に進行しており、世帯数については、平成 22 年から横ばい傾向にある。また、高齢者の増加傾向に対し、若年層の減少傾向が著しいことから、中心市街地では、年齢構造を背景として、自然動態の減による人口減少が急速に進んでいると考えられる。

これは、市全域とほぼ同様の傾向を示しているが、平成 22 年における中心市街地の年齢 5 歳区分別人口のピークは 60 歳～64 歳にあり、市全域のピークが 55 歳～59 歳にあることから、中心市街地においては、市全域に先んじて人口減少が進行すると予想される。このことは、これまでの中心市街地外への人口流出により人口減少が進むという構図に加え、全国的に懸念されている人口減少時代が現実化していることを示していると推察される。

今後は、中心市街地における都市機能の集積に付随する生活利便性の向上とともに、コミュニティの維持に向け、子育て世帯や高齢者世帯が暮らしやすいと感じるきめ細やかなサービスの提供など、生活環境の充実が課題となると考えられる。

中心市街地及び市全域の人口、世帯状況

単位：人、世帯

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人口(市全域)	66,517	66,630	66,119	65,707	65,763	65,754	65,508	65,019	64,704	64,194	63,362	62,938
人口(中心市街地)	3,386	3,294	3,289	3,182	3,118	3,074	2,999	2,942	2,877	2,833	2,793	2,727
シェア(%)	5.1	4.9	5.0	4.8	4.7	4.7	4.6	4.5	4.4	4.4	4.4	4.3
世帯数(市全域)	22,288	22,665	22,538	22,292	22,746	23,099	23,498	23,604	22,726	22,838	22,850	22,999
世帯数(中心市街地)	1,341	1,322	1,347	1,309	1,306	1,294	1,274	1,280	1,260	1,254	1,263	1,252
シェア(%)	6.0	5.8	6.0	5.9	5.7	5.6	5.4	5.4	5.5	5.5	5.5	5.4
世帯平均人数(市全域)	2.98	2.94	2.93	2.95	2.89	2.85	2.79	2.75	2.85	2.81	2.77	2.74
世帯平均人数(中心市街地)	2.52	2.49	2.44	2.43	2.39	2.38	2.35	2.30	2.28	2.26	2.21	2.18

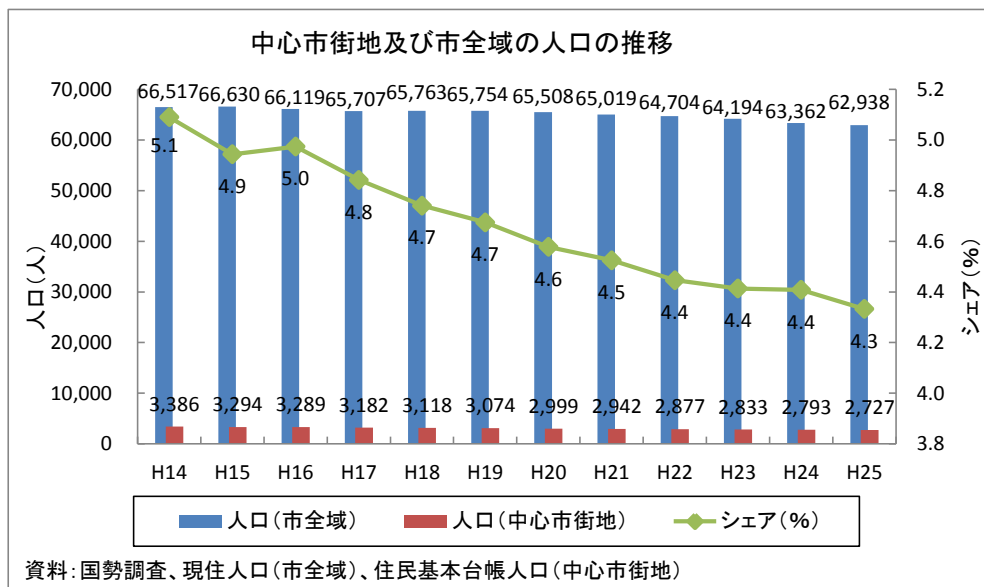
注)数値は各年10月1日現在

H14～H17の市全域は旧白河市、表郷村、東村、大信村の合計

資料：国勢調査、現住人口(市全域)、住民基本台帳人口(中心市街地)

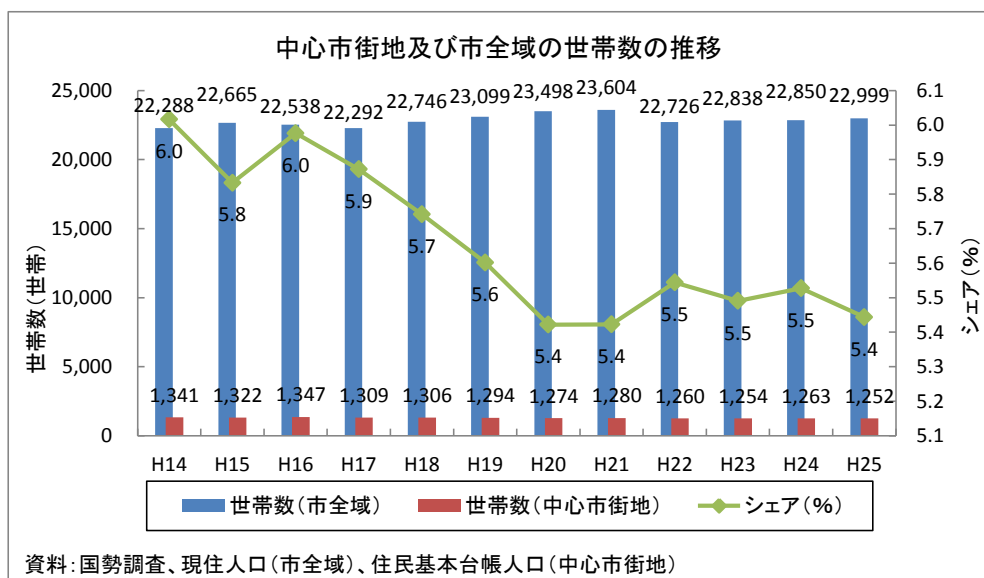
①人口

中心市街地は市全域と比べて人口減少が著しい。このことは、若年世代の中心市街地外への移転に加え、後述する高齢化の影響により、自然動態での減少が多いことが考えられる。



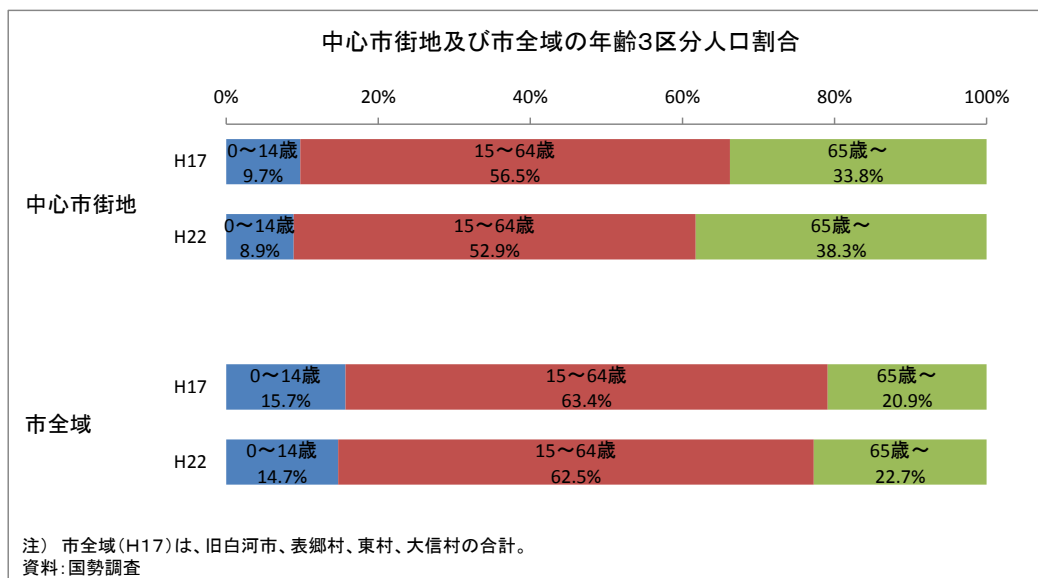
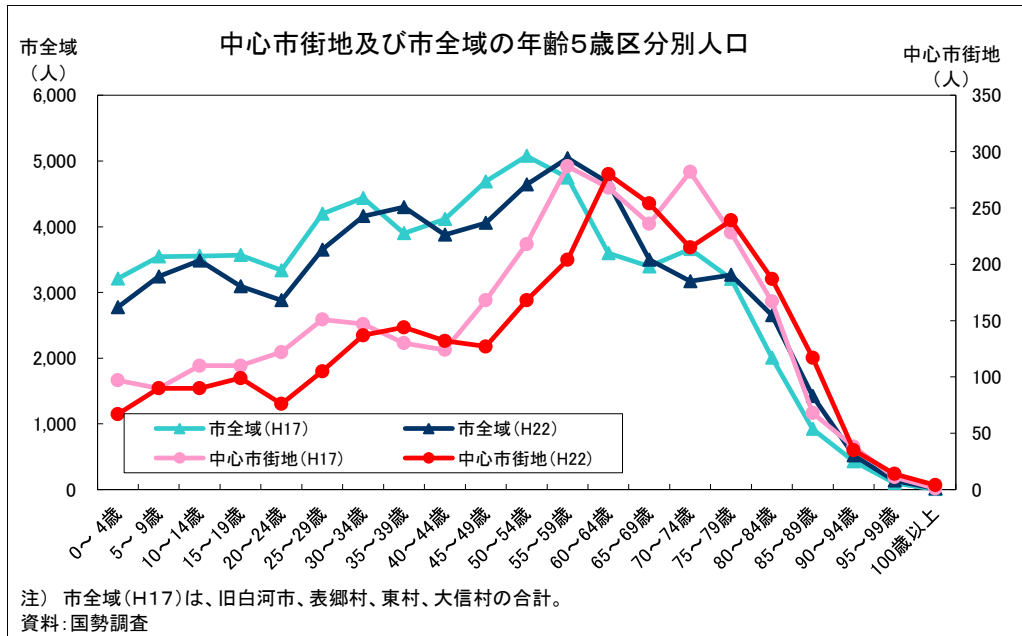
②世帯数

中心市街地の世帯数は減少傾向にあるものの、平成 22 年から横ばい傾向となっている。シェア率についても、平成 20 年までは減少が続いていたが、平成 22 年以降は横ばい傾向となっている。



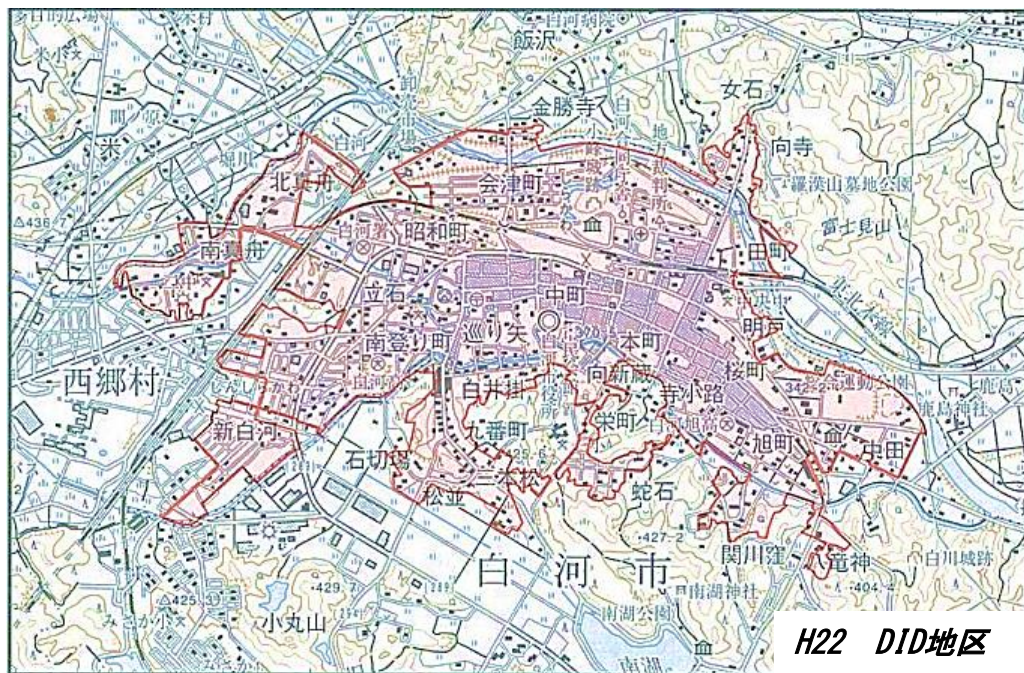
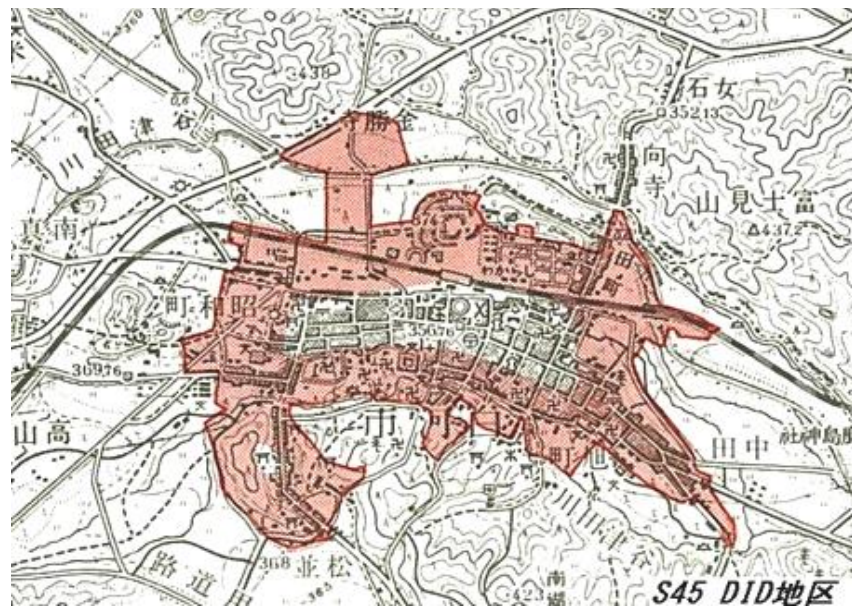
③年齢構造

中心市街地の平成 22 年における年齢 5 歳区分別人口のピークは 60～64 歳にあり、市全域のピーク 55～59 歳と比べて高い水準にある。また、中心市街地の若年層の少なさも顕著である。



④人口集中地区の面積と人口密度の関係

昭和45年の人口集中地区（DID）面積は2.70 km²、DID内の人口密度は7,365.2人/km²であったが、昭和57年の東北新幹線開業に伴う新白河駅周辺の宅地化に加え、国道289号バイパス整備による沿線への宅地化が進行したことにより、平成22年のDID面積は5.34 km²、人口密度は3,649.8人/km²となっており、比較するとDID面積は約2倍となっているのに対し、人口密度は約半分の水準まで低下し、DID内の低密度化が進行している。これにより、各種公共サービスの効率の低下や郊外に拡散した市街地のインフラ整備、維持管理コストの増加等の様々な問題が懸念されることから、今後、集約された都市構造への再編が求められる。



資料：国勢調査

(2) 商業

① 商圈

平成21年福島県消費購買動向調査において、白河市の商圈人口は、買回品であるセーター・ブラウスで89,804人であった。これは、合併後の人口の約1.4倍にあたる。商圈構造については、旧表郷村、旧東村、旧大信村を除いて7町村が白河市の1次商圈となっており、近隣の町村から多くの方が買い物に来ていると考えられる。また、最寄品である食料品でも67,534人である。合併後の人口とほぼ同じ商圈人口を有しており、隣接する西郷村が2次商圈に含まれている。

白河市の商圈人口

セーター・ブラウス		食料品		居住人口③		居住人口対商圈人口比率		
商圈人口①	伸び率(%)	商圈人口②	伸び率(%)		伸び率(%)	セーター・ブラウス①/③	食料品②/③	
89,804 (97,170)	▲7.6	67,534 (73,674)	▲8.3	47,487 (47,521)	▲0.1	1.89 (2.04) <1.98>	142 (1.55)	<1.54>

注)1 居住人口対商圈人口比率欄の()は、前回(平成18年度)、< >は前々回(平成15年度)調査

2 白河市は、合併前の旧白河市

資料: H21 福島県消費購買動向調査

白河市の商圈構造

単位: %

	セーター・ブラウス		家電製品		食料品	
1次商圈	旧表郷村	80.9 (80.0)	西郷村	83.3 (88.7)	旧表郷村	64.6 (68.1)
	旧東村	72.0 (83.1)	泉崎村	80.0 (87.3)	西郷村	45.2 (58.5)
	旧大信村	64.5 (67.6)	旧表郷村	79.6 (94.1)	旧東村	44.9 (33.9) ☆
	泉崎村	64.4 (65.4)	旧大信村	78.1 (87.2)	旧大信村	43.3 (57.9)
	鮫川村	60.0 (45.9)	旧東村	77.4 (100.0)		
	中島村	59.4 (63.9)	中島村	62.5 (87.2)		
	棚倉町	54.2 (55.6)	棚倉町	46.1 (61.7)		
	浅川町	51.6 (52.3)	浅川町	42.4 (57.1)		
	矢祭町	49.0 (35.0) ☆				
	塙町	45.9 (48.0)				
2次商圈	西郷村	38.3 (44.5) ★	塙町	38.1 (42.4) ★		
			矢祭町	35.8 (35.5)		
			鮫川村	31.8 (34.1)		
			矢吹町	26.0 (36.9)		
3次商圈	矢吹町	16.4 (17.6)	石川町	10.1 (22.8) ★	泉崎村	18.5 (27.6) ★
					中島村	11.3 (20.0)

注)1 ()は前回調査結果。1次商圈:40%超、2次商圈:20%超~40%以下、3次商圈:10%超~20%以下

2 ☆は、前回の商圈より上位の商圈へ移動した市町村・地区、★は前回の商圈より下位の商圈に移動した市町村・地区である。

3 白河市は、合併前の旧白河市。

4 旧白河市、旧表郷村、旧東村、旧大信村は合併し、現在の白河市となっている。

資料: H21 福島県消費購買動向調査

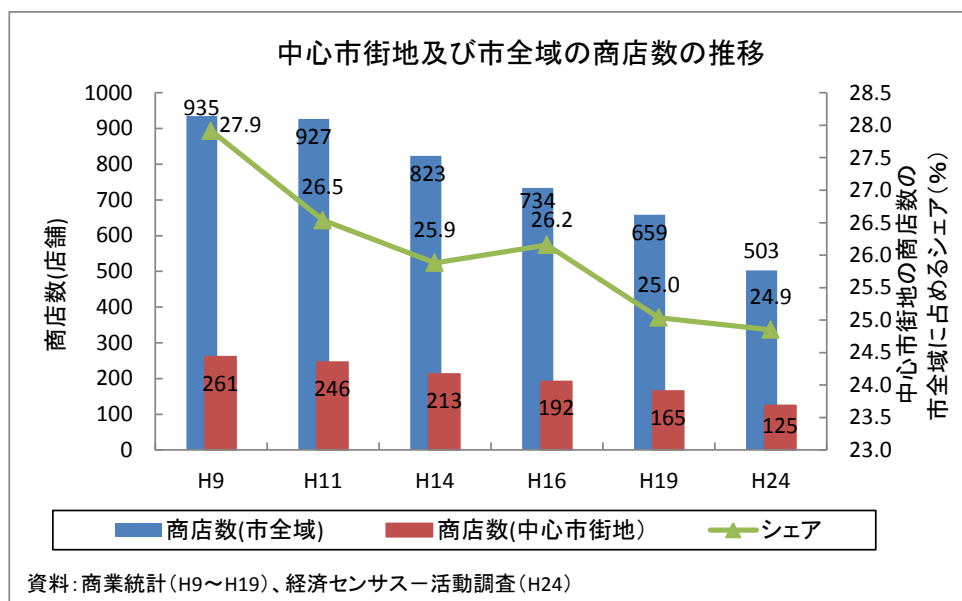
②商業集積の状況

市全域、中心市街地ともに年間商品販売額は減少しており、商業規模は全体としては縮小傾向にある。特に中心市街地では減少が著しい。平均従業者数、平均床面積、平均年間商品販売額を比較すると、市全域ではこれらが増加しており、店舗の大型化が進んでいることがわかる。中心市街地においては、平均従業者数、平均床面積はほぼ横ばいである。平均年間商品販売額は、平成11年から平成14年にかけて減少し、平成16年以降はやや増加傾向にあったが、平成24年は再び減少に転じた。しかしながら、平成25年度に実施したアンケート調査では、中心市街地に行く主な目的として、「買物」が71.1%と平成19年度調査時よりも24.9ポイント増加している（白河市中心市街地活性化基本計画に関するアンケート調査）ことから、1期計画において平成23年に誘致した大型商業施設の効果により、数値は大きく好転していると考えられる。

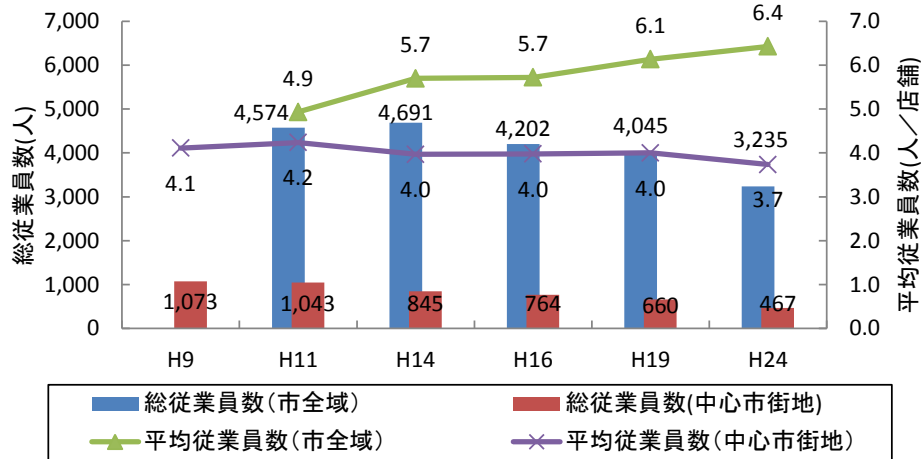
中心市街地及び市全域の商業集積の状況

	H9			H11			H14			H16			H19			H24		
	市全域	うち 中心市街地	シェア (%)	市全域	うち 中心市街地	シェア (%)	市全域	うち 中心市街地	シェア (%)	市全域	うち 中心市街地	シェア (%)	市全域	うち 中心市街地	シェア (%)	市全域	うち 中心市街地	シェア (%)
商店数(店舗)(①)	935	261	27.9	927	246	26.5	823	213	25.9	734	192	26.2	659	165	25.0	503	125	24.9
総従業員数(人)(②)	X	1,073	X	4,574	1,043	22.8	4,691	845	18.0	4,202	764	18.2	4,045	660	16.3	3,235	467	14.4
平均従業員数 (人/店舗)(②/①)	X	4.1	-	4.9	4.2	-	5.7	4.0	-	5.7	4.0	-	6.1	4.0	-	6.4	3.7	-
店舗面積(m ²)(③)	84,976	20,002	23.5	98,189	17,631	18.0	114,946	12,603	11.0	112,159	12,332	11.0	108,683	10,158	9.3	106,428	7,861	7.4
平均店舗面積 (m ² /店舗)(③/①)	91	77	-	106	72	-	140	59	-	153	64	-	165	62	-	212	63	-
年間商品販売額 (万円)(④)	X	1,328,317	X	8,070,180	1,371,815	17.0	7,275,669	788,748	10.8	6,876,693	797,469	11.6	6,472,000	717,852	11.1	6,215,575	436,767	7.0
平均年間商品販売額 (万円/店舗)(④/①)	X	5,089	-	8,706	5,576	-	8,840	3,703	-	9,369	4,153	-	9,821	4,351	-	12,357	3,494	-

注)H16以前の市全域は旧白河市、表郷村、東村、大信村の合計。
H9の市全域の従業員数及び年間商品販売額は、旧大信村の数値が秘匿のため算出できない。
資料:商業統計(H9~H19)、経済センサスー活動調査(H24)

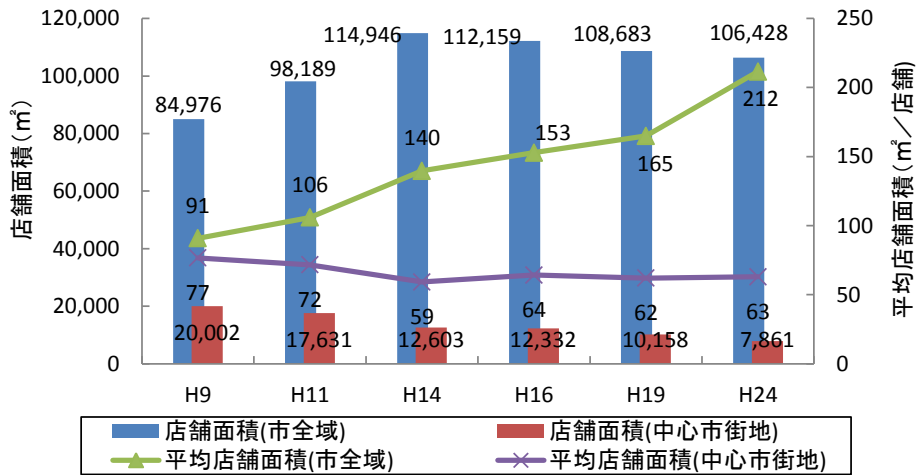


中心市街地及び市全域の従業員数の推移



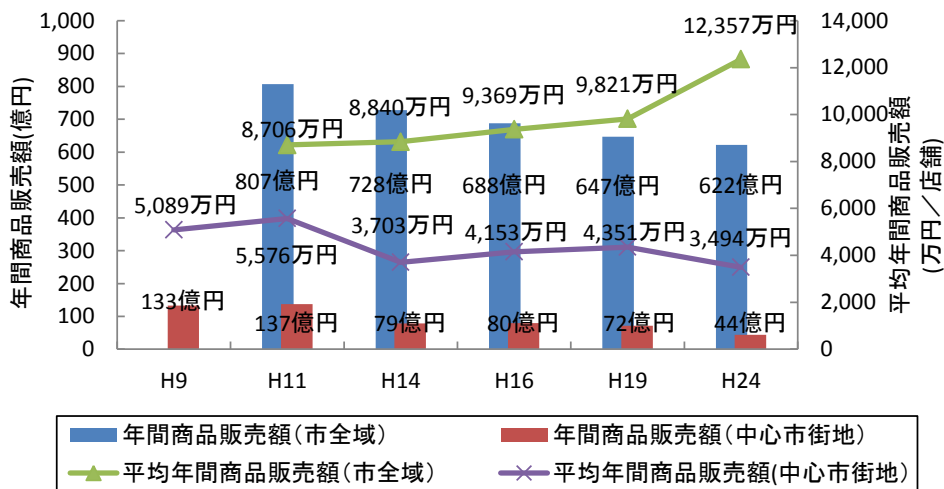
資料: 商業統計(H9~H19)、経済センサスー活動調査(H24)

中心市街地及び市全域の店舗面積の推移



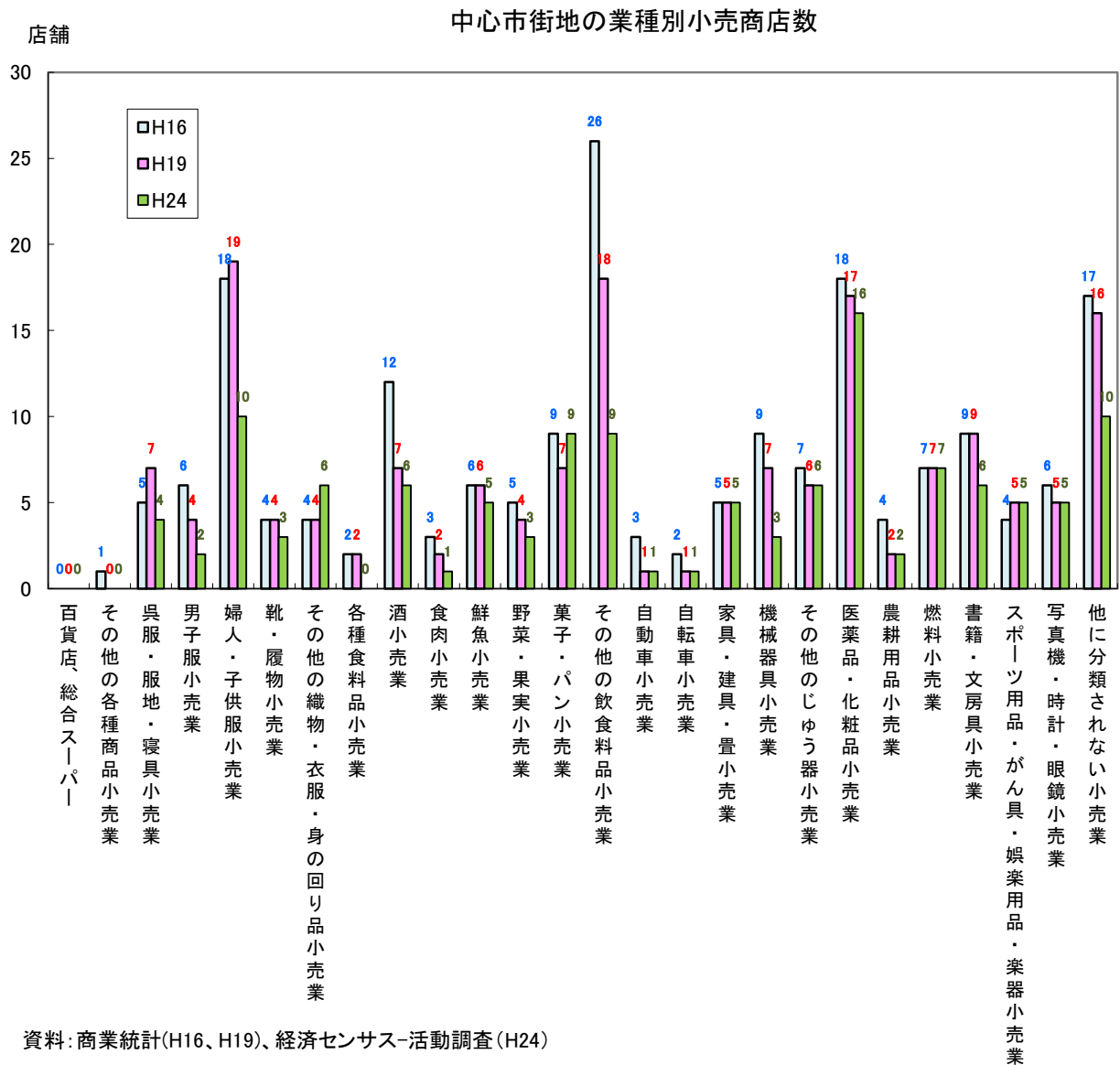
資料: 商業統計(H9~H19)、経済センサスー活動調査(H24)

中心市街地及び市全域の年間商品販売額の推移

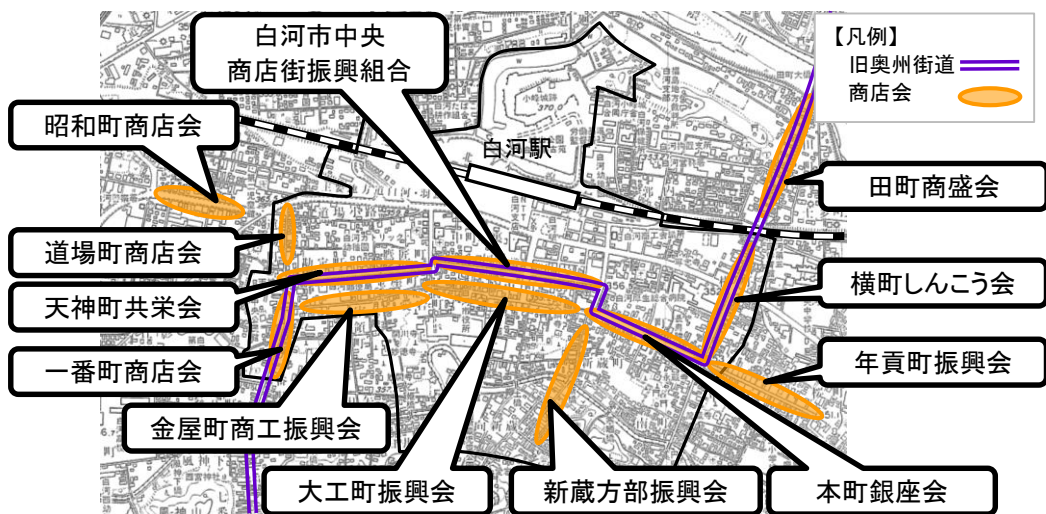


資料: 商業統計(H9~H19)、経済センサスー活動調査(H24)

中心市街地においては、ほとんどの業種で店舗が減少しているものの、様々な業種の小売商店が集積しており、日常生活に必要なものはある程度購入できると考えられる。



(参考) 白河市商店会連合会加盟商店会位置図



③その他の業種構成

中心市街地には全事業所のうち 17.5%、事業所の全従業者のうち 8.6%が集まっている。特に、金融機関、医療機関など、市民生活と密着した業種が多く中心市街地に立地している。

中心市街地及び市全域の事業所数、従業者数

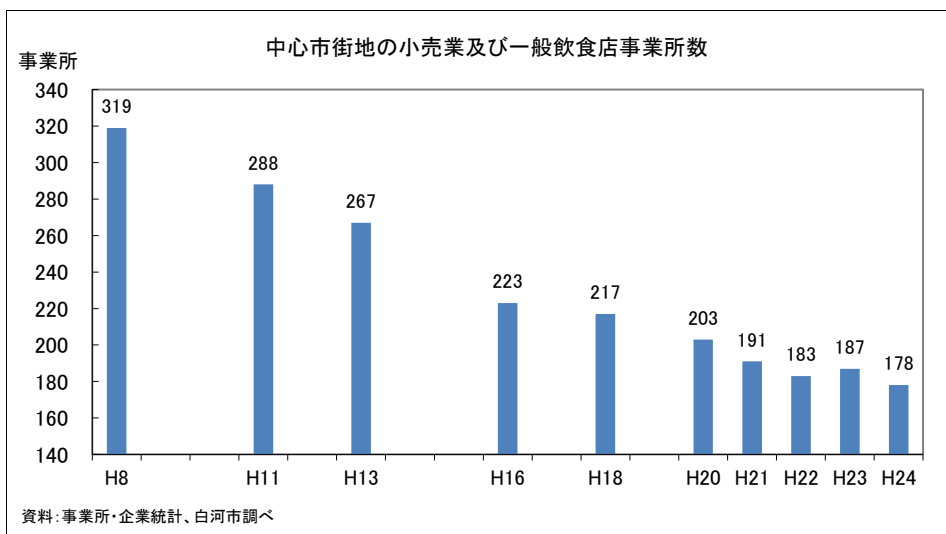
	事業所数			従業者数(人)		
	市全域	うち中心市街地	シェア(%)	市全域	うち中心市街地	シェア(%)
農業, 林業	22	2	9.1	389	50	12.9
農業, 林業, 漁業 間格付不能	1	0	0.0	33	0	0.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	0	0.0	34	0	0.0
建設業	283	14	4.9	1,723	32	1.9
製造業	324	20	6.2	8,052	207	2.6
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0.0	97	0	0.0
情報通信業	18	1	5.6	120	6	5.0
運輸業, 郵便業	62	3	4.8	1,242	111	8.9
卸売業, 小売業	743	162	21.8	4,892	718	14.7
卸売業	152	20	13.2	953	70	7.3
小売業	584	442	75.7	3,918	648	16.5
金融・保険業	69	17	24.6	716	218	30.4
銀行業(内数)	8	4	50.0	105	61	58.1
協同組織金融業(内数)	10	2	20.0	170	28	16.5
不動産業, 物品賃貸業	147	38	25.9	368	86	23.4
学術研究, 専門・技術サービス業	113	19	16.8	562	68	12.1
宿泊業, 飲食サービス業	431	107	24.8	2,397	328	13.7
飲食店	366	100	27.3	1,943	306	15.7
持ち帰り・配達飲食サービス業	29	1	3.4	189	2	1.1
宿泊業	32	5	15.6	246	13	5.3
生活関連サービス業, 娯楽業	309	45	14.6	1,262	110	8.7
教育, 学習支援業	107	23	21.5	443	66	14.9
医療, 福祉	350	67	19.1	5,425	442	8.1
医療業	260	53	20.4	3,460	312	9.0
保健衛生	4	0	0.0	30	0	0.0
社会保険・社会福祉・介護事業	84	14	16.7	1,931	130	6.7
複合サービス事業	26	3	11.5	347	47	13.5
郵便局	17	2	11.8	104	41	39.4
協同組合	9	1	11.1	243	6	2.5
サービス業	194	39	20.1	2,258	125	5.5
事業内容等不詳	78	15	19.2	0	0	-
合計	3,282	575	17.5	30,360	2,614	8.6

資料：H24経済センサスー活動調査から独自集計

※公務に関する事業所は調査対象外となっているため、ここでは計上していない。

事業所・企業統計及び白河市の調査から、商店街の活力を検討する指標として中心市街地の小売業及び一般飲食店の事業所数を調べたところ、平成8年には319あった事業所が平成24年では178まで減少している。

また、平成22年には減少傾向から増加傾向へ転じるきざしが見えたものの、平成24年からは再び減少傾向となっている。これは、1期計画で実施した中町蔵活用事業、白河駅舎活用事業、空き店舗家賃補助事業などの効果により、事業所数を増加に転じつつあったものの、平成23年に発生した東日本大震災及び原発事故の影響により、撤退する事業者があったことや、新たに出店しようとする意欲が低迷し、店舗出店の動きが鈍化したことが影響している。



※調査方法： 事業所・企業統計から、日本標準産業分類（平成14年3月改定）に規定する「J 卸売・小売業」のうち、「55～60」に規定する各種小売業に該当するもの、また、「M 飲食業・宿泊業」のうち、「70 一般飲食店」に該当するものを抽出した。
平成20年以降は、市独自に年度毎に事業所の増減を調査した。

④大型店の立地状況

白河市近隣の大型店の立地状況は下記のとおりで、特に大規模なものは郊外に立地している。中心市街地のほぼ中央に立地していた十字屋白河店及びイトーヨーカドー白河店の撤退により、中心市街地の空洞化の進行が加速した。現在、十字屋白河店跡地は駐車場となり、イトーヨーカドー白河店は建物及び土地を白河市が買い取って改装し、市民交流センター（マイタウン白河）として利用している。一階には総合食料品店を二度誘致したが、二度とも最終的には撤退し、現在は多目的スペースとなっている。また、中心市街地区域外でもビバホーム白河店が閉店し、改装されてパチンコホールとなっている。特に中心市街地の2店舗については、公共交通機関の利用や徒歩での来客が多くあったため、閉店後は歩行者数の著しい減少など、与えた影響は大きかった。

しかしながら、平成23年6月に中心市街地内にヨークタウン白河横町が立地し、生活者の利便性の向上や来街者及び通行量の増加等に大きく寄与しており、1期計画の効果が確実に現れている。

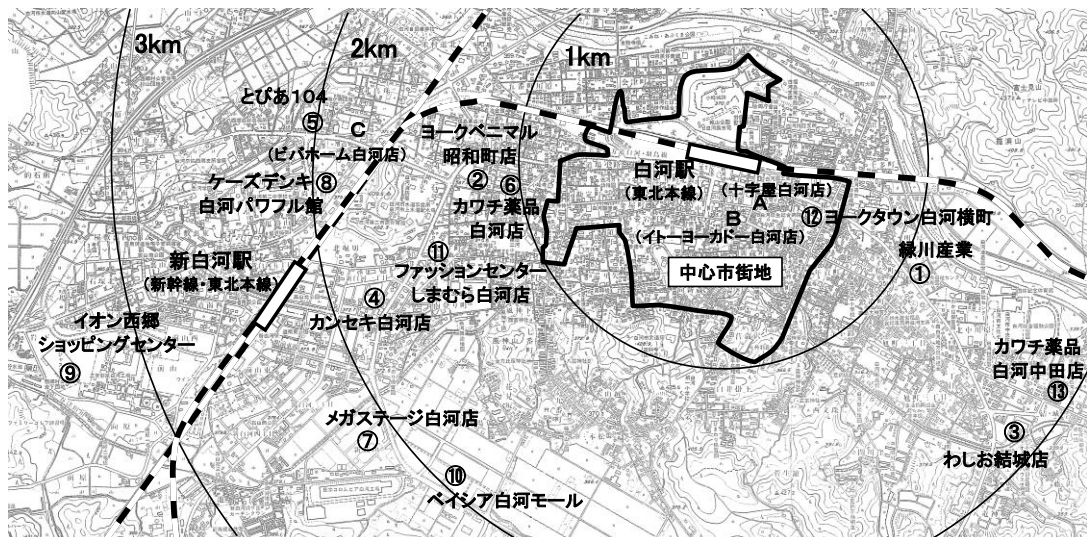
白河市近隣の大型店

	店舗名	開店時期	店舗面積 (㎡)	備考
①	緑川産業	S47. 9	3,546	
②	ヨークベニマル昭和町店	S54.12	1,543	
③	わしお結城店	S62. 5	2,297	
④	カンセキ白河店	H 4. 7	3,337	H 8. 7面積変更
⑤	とびあ104	H 6. 4	7,278	
⑥	カワチ薬品白河店	H 7. 3	2,765	H23.10面積変更
⑦	メガステージ白河店	H10.11	16,612	H22. 5面積変更
⑧	ケーズデンキ白河パワフル館	H11. 6	2,672	
⑨	イオン西郷ショッピングセンター（西郷村）	H11.10	23,686	
⑩	ベシア白河モール	H13. 1	25,613	
⑪	ファッションセンターしまむら白河店	H18. 9	1,252	
⑫	ヨークタウン白河横町	H23. 6	2,803	
⑬	カワチ薬品白河中田店	H25. 7	1,467	
店舗面積合計			94,871	

(参考) 閉店した大型店

A	十字屋白河店	S44. 9	1,924	H10.12閉店
B	イトーヨーカドー白河店	S46.10	4,146	H14. 5閉店
C	ビバホーム白河店	S55. 7	2,839	H15. 9閉店

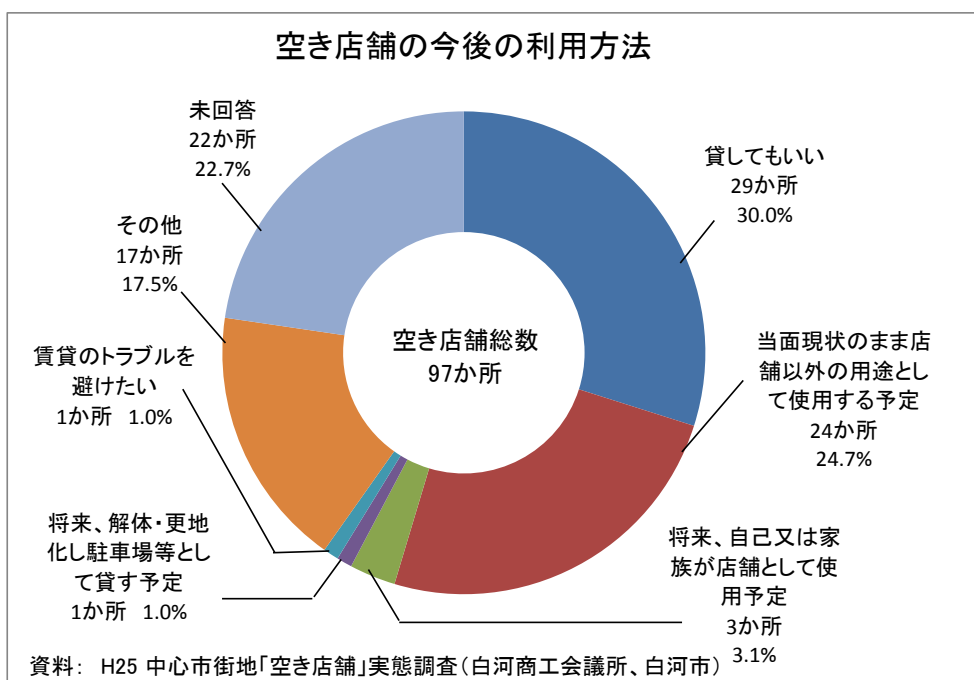
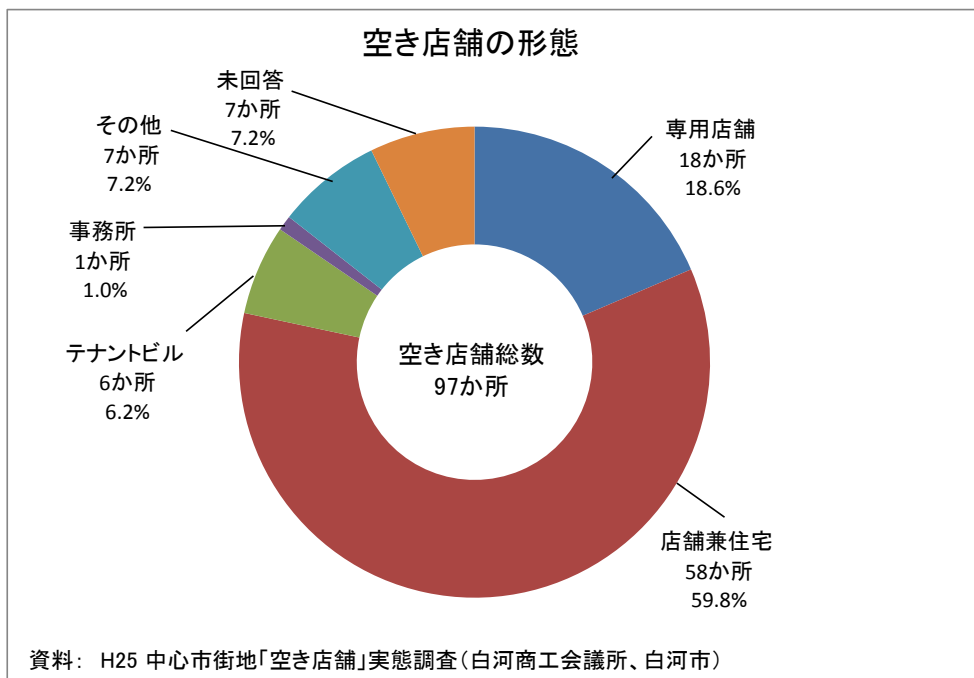
資料：大規模小売店舗総覧（東洋経済新聞社）、福島県商工労働部大規模小売店舗の届け出状況、西郷村より聞き取り(9)



⑤空き店舗

平成25年に白河商工会議所及び白河市が実施した『中心市街地「空き店舗」実態調査』によると、中心市街地区域内には97か所の空き店舗があり、うち、58か所（59.8%）が店舗兼住宅の形態であり、専用店舗は18か所（18.6%）となっている。また、今後の利用方法については、29か所（30.0%）が「貸してもいい」との意向を示した。

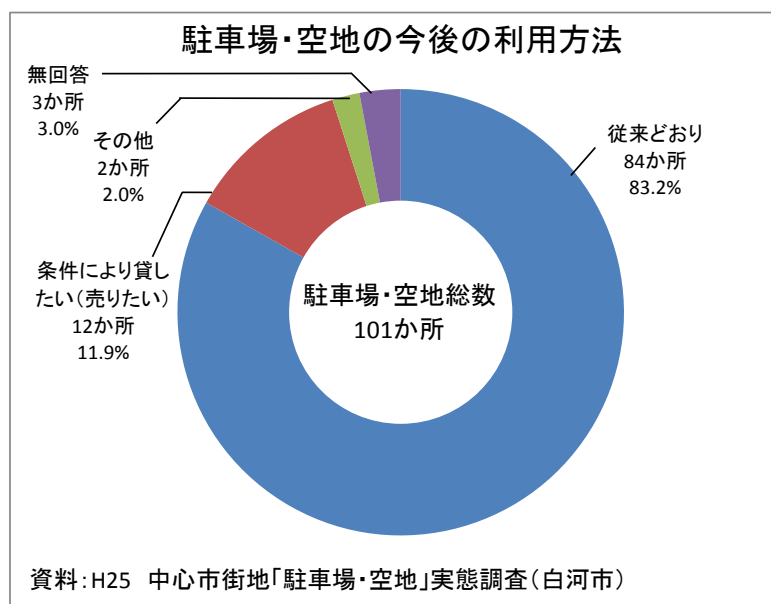
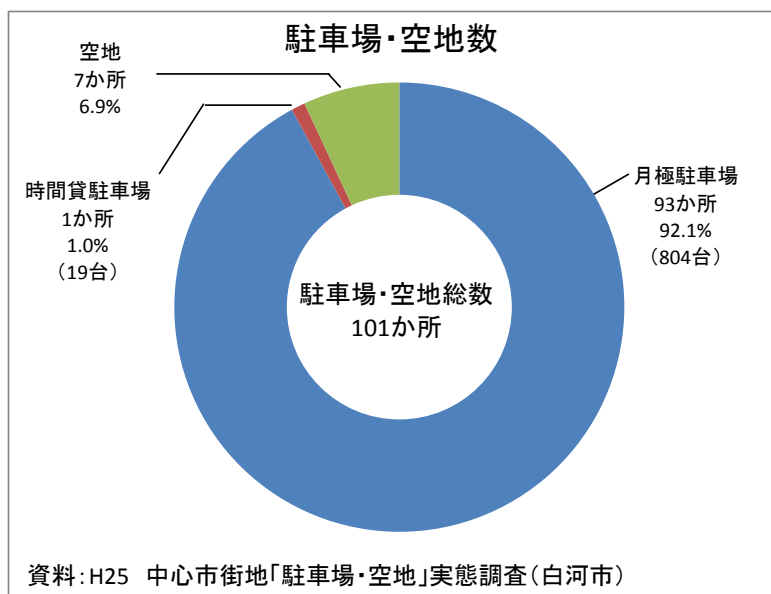
空き店舗については、1期計画において実施した空き店舗家賃補助事業により平成25年10月までに17店舗の解消が図られた。2期計画では、中心市街地の空き店舗のさらなる解消を図り、商店街の連続性を高め、居住者の利便性向上や来街者の増加につなげる必要がある。



⑥ 駐車場・空地

平成 25 年に白河市が実施した『中心市街地「駐車場・空地」実態調査』によると、中心市街地区域内には 101 か所の駐車場及び空地があり、うち、93 か所（92.1%）が月極駐車場となっている。また、今後の利用方法については、84 か所（83.2%）が「従来どおり」との意向を示しており、12 か所（11.9%）が「条件により貸したい（売りたい）」との意向を示した。

中心市街地においては、来街者が利用しやすい駐車場のニーズが高いが、多くが月極の形態であり、また、今後の利用方法においても「従来どおり」との回答が多い。さらに、1 期計画の取組みにより、来街者や通行量は確実に増加している。これらの状況を踏まえ、2 期計画においては、来街者の利便性を高めるために、新たな駐車場の確保が必要となっている。

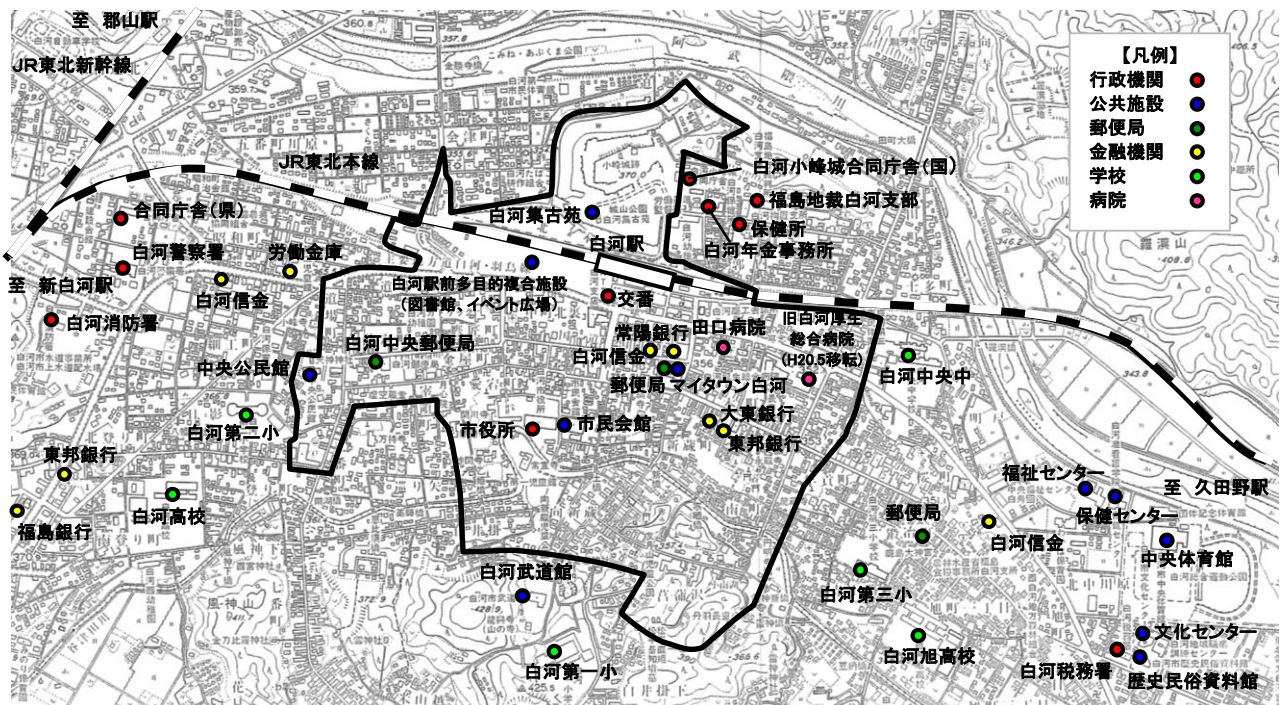


(3) 都市機能

①行政機関、公共施設等の状況

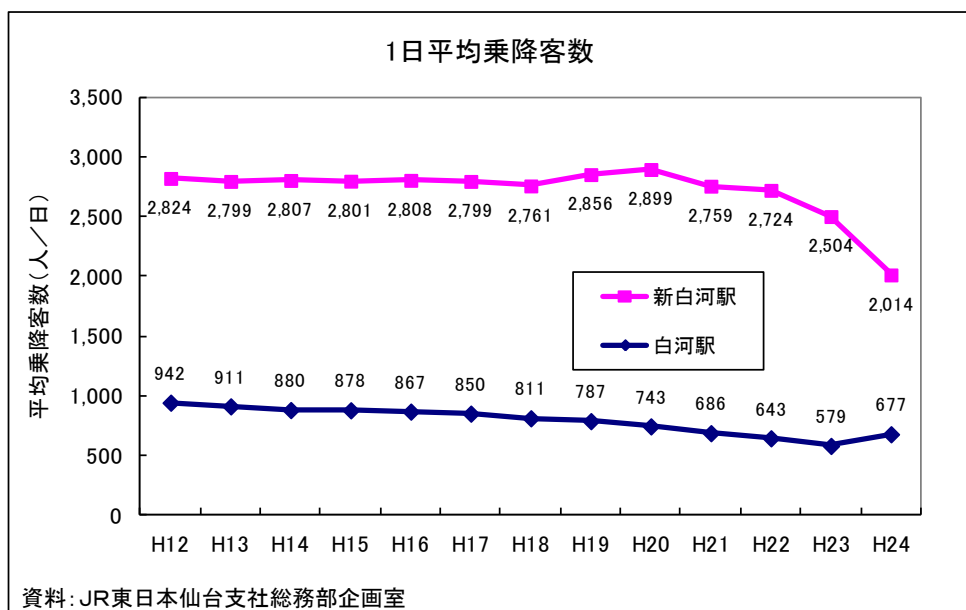
中心市街地内には、市役所をはじめとして、1期計画で整備した白河駅前多目的複合施設（市立図書館、白河市産業プラザ産業支援センター、白河駅前イベント広場）、市民会館、公民館、市民活動の支援と生涯学習に関する施設であるマイタウン白河（1階：多目的スペース、2階：子育て支援施設（おひさま広場）、児童図書コーナー、交流スペース、レンタルルーム、3階：ギャラリー、学習スペース、レンタルルーム）などの公共施設が集積している。また、郵便局や金融機関など、生活に便利な施設も集積している。主な施設は、下図のとおりである。

なお、県南地域の中核病院である白河厚生総合病院は平成20年5月に中心市街地外に移転したが、休診日を除く毎日、白河駅前など中心市街地内3か所を経由する無料巡回バスが1日あたり8往復運行されており、中心市街地からのアクセスは確保されている。



②鉄道

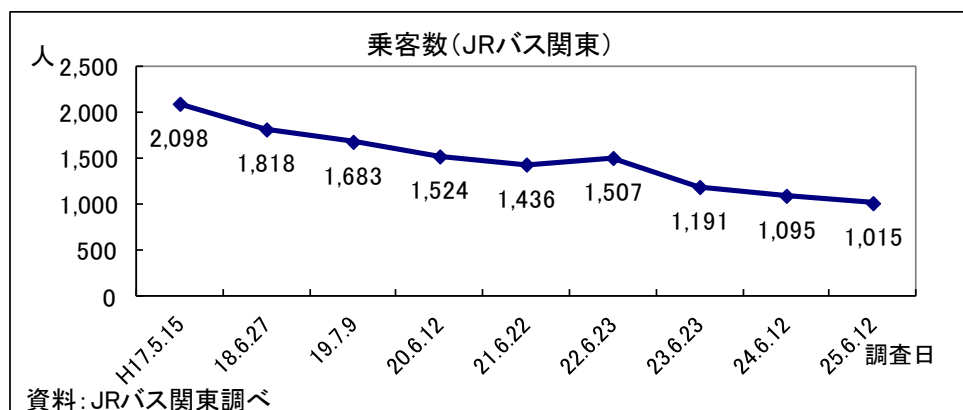
白河駅の平成 24 年度の 1 日平均乗降客数は 677 人で、近年の減少傾向からやや増加しているが、平成 12 年度の 942 人からは 28.1%の減少となっている。また、盛り土された線路によって中心市街地が南北に分断され、景観の面でも移動の面でも連絡が悪くなっているという問題もある。さらに、2km 程度の距離にある隣駅の新白河駅(西郷村)が昭和 57 年に東北新幹線停車駅として整備され、周辺の開発が進んできたことも、中心市街地の衰退の一因となっている。なお、新白河駅の一日平均乗降客数は平成 12 年度から平成 22 年度までほぼ横ばいであったが、平成 23 年度以降減少が著しく、平成 24 年度は 2,014 人に減少し、平成 12 年度の 2,824 人から 28.7%の減少となっており、東日本大震災及び原発事故の影響によるものと考えられる。



③バス

(JRバス関東)

中心市街地と郊外を結ぶ路線バスのうち、JRバス関東については、平成 17 年調査時には、乗客数が約 2,000 人/日であったが、減少傾向が続いており、平成 25 年調査時は約 1,000 人と半減している。



(福島交通)

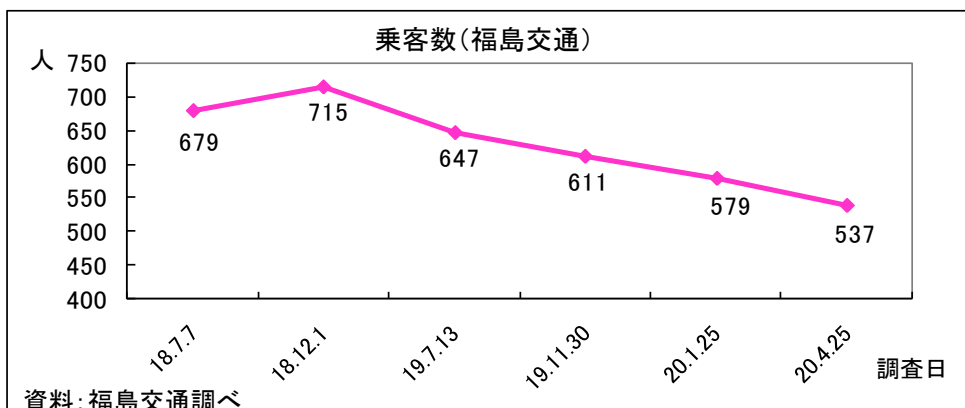
中心市街地と郊外を結ぶ路線バスのうち、福島交通については、19路線94本が運行(平成24年4月現在)されており、白河駅前乗降人員は約2.1万人/年となっている。

年度別白河駅前乗降人員数 (人)

年 度	乗降客数
平成23年度	19,524
平成24年度	21,488

資料：福島交通調べ

<参考>平成18~20年の1日当たりの乗客数



※平成23年度から調査方法が変更されているため、参考として示す。



資料：福島交通バス路線図(一部)

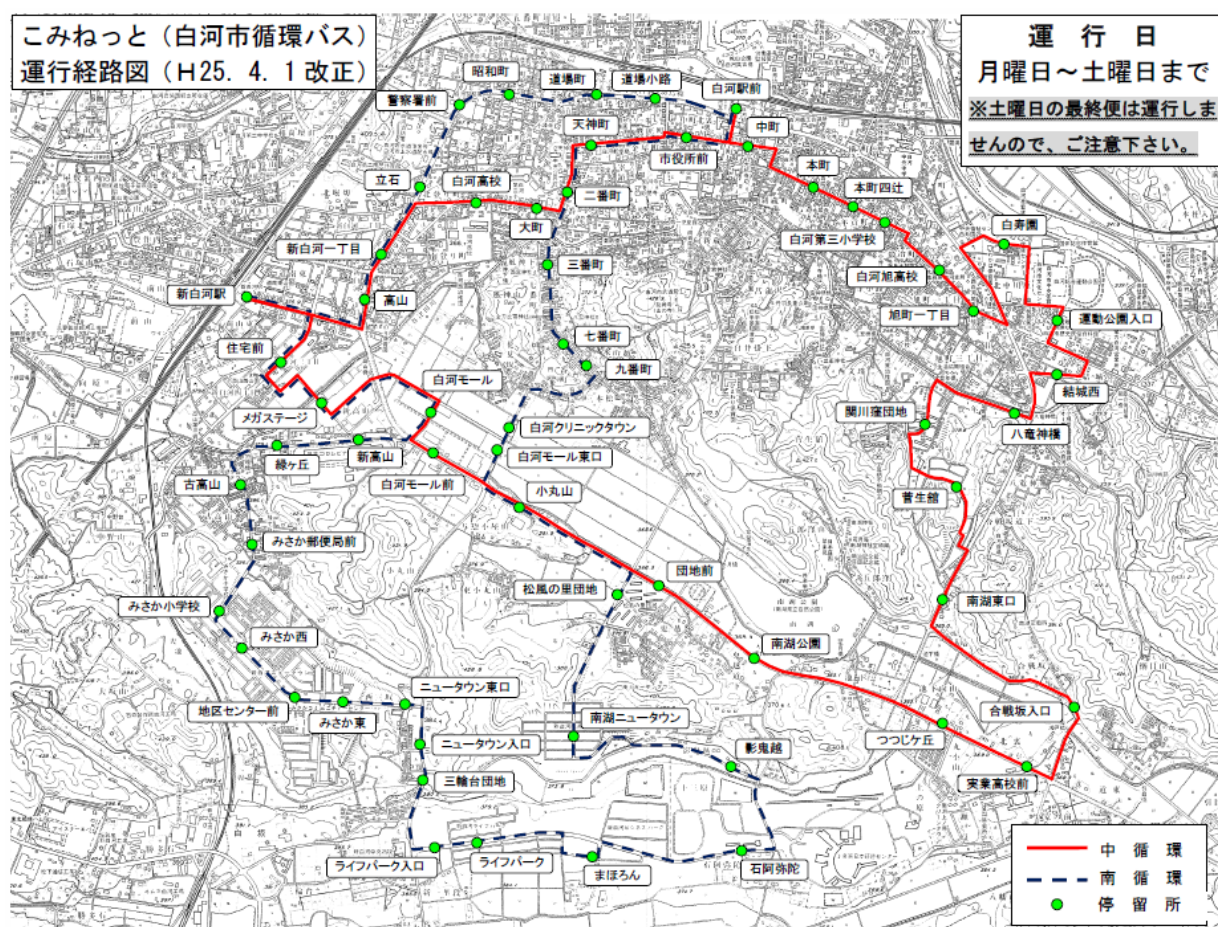
※この他、JRバス関東が白河と棚倉を結ぶ路線バスを運行している。

(市内循環バス)

市では平成 19 年 10 月より循環バスを運行している。運賃は 1 回乗車につき大人が 200 円、小人が 100 円で、白河駅前を発着点として公共施設、駅、病院、中心市街地、住宅団地などを結ぶ「中循環」及び「南循環」の2つのルート（1 路線あたり約 15km）を約 43～50 分で走行する。1 日あたり、それぞれ各 6 本を運行している。

平成 24 年度の月あたり乗車人数は約 3,000 人であり、平成 20 年度と比べて2倍強の増加となっている。これは、白河駅前多目的複合施設の整備や大型商業施設の誘致といった 1 期計画の事業効果が現れてきていると推測される。今後も高齢者の増加が見込まれることから、市民の声を聞いて利便性を向上させながら、引き続き実施する必要がある。

なお、循環バスには、来街者の中心市街地域内での移動を促進する効果が期待される。



資料：白河市循環バス運行経路図

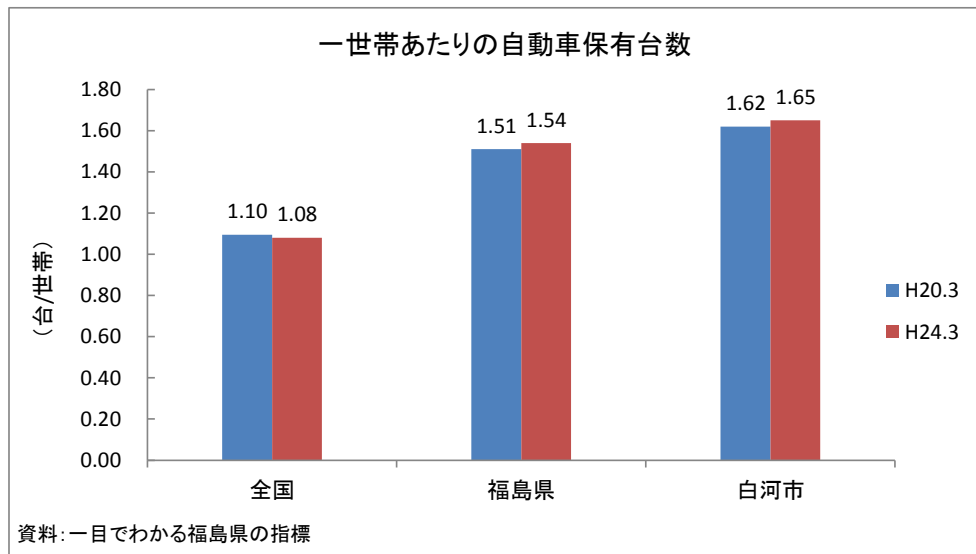
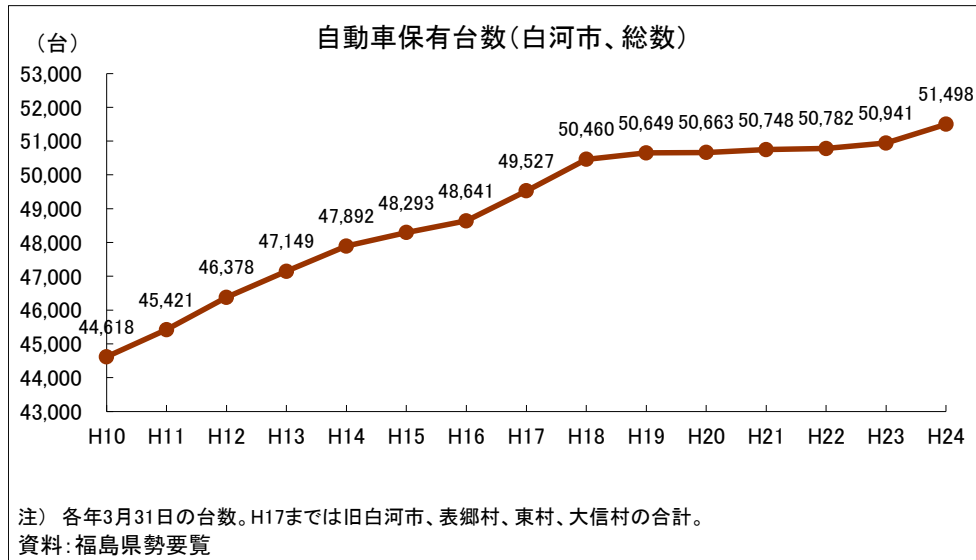
年度別市循環バス乗車人数

年度	月あたり乗車人数	1便あたり乗車人数
20	1,399	4.87
21	1,997	7.07
22	2,846	10.00
23	2,681	9.42
24	3,043	10.86

資料：白河市調べ

④自動車

自動車保有台数は増加の一途をたどっているが、平成 18 年以降は増加が緩やかになっている。また、平成 24 年の白河市における一世帯あたりの自動車保有台数は 1.65 台で、全国平均 1.08 台の約 1.5 倍となっており、依然としてモータリゼーションの進行が顕著であるといえる。



⑤交通量

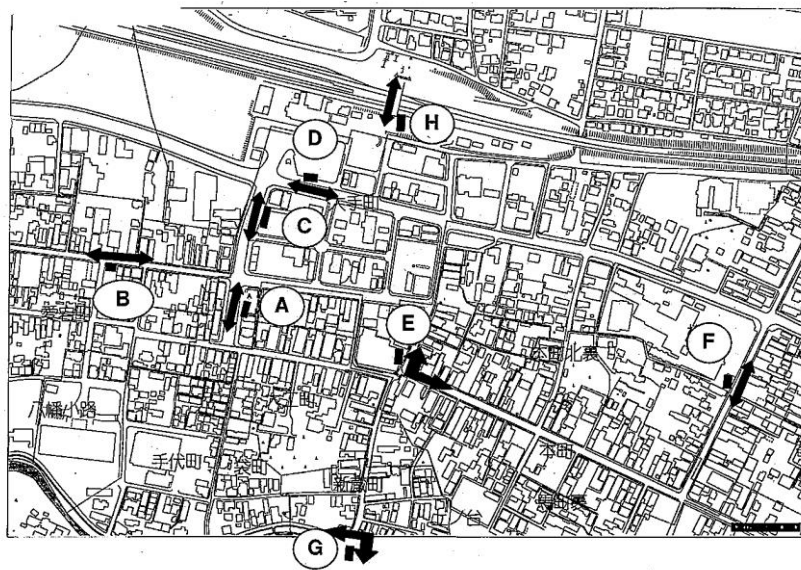
平成 19～24 年度に白河商工会議所及び白河市が実施した中心市街地通行量調査

・実施日及び実施条件：

年度	平日				休日			
	実施日	天気	気温(°C)		実施日	天気	気温(°C)	
			最高	最低			最高	最低
H19	平成20年3月19日(水)	曇	12.2	4.4	平成20年3月22日(土)	晴	17.7	1.3
H20	平成21年3月25日(水)	雪	3.7	-0.2	平成21年3月29日(日)	晴	7.6	-1.2
H21	平成22年3月 3日(水)	晴	9.0	0.0	平成22年3月 7日(日)	雨	6.2	-0.1
H22	平成23年3月 2日(水)	雪	3.7	-2.6	平成23年3月 6日(日)	晴	12.1	-5.0
H23	平成24年3月12日(月)	雪一時晴	4.1	-2.5	平成24年3月 4日(日)	晴	6.0	-3.9
H24	平成25年2月27日(水)	曇のち晴	10.2	-4.5	平成25年3月 3日(日)	晴	5.5	-2.2

・調査地点：中心市街地内主要8地点

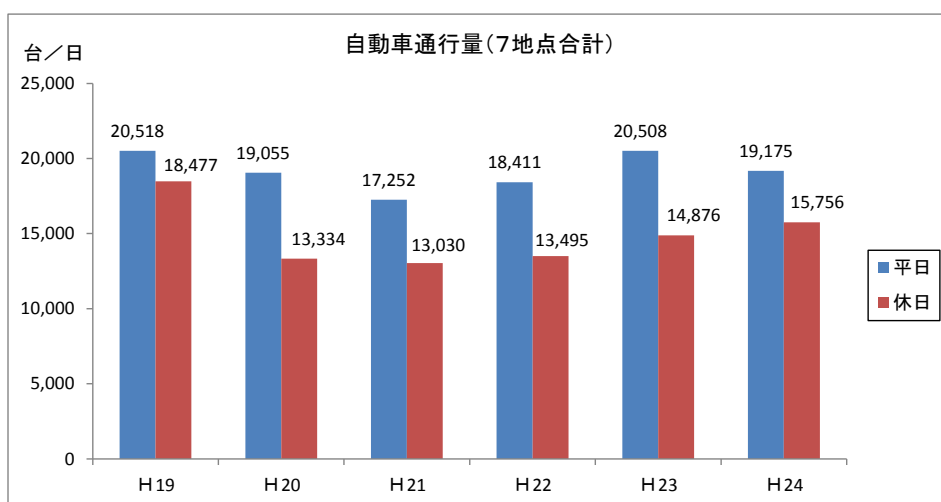
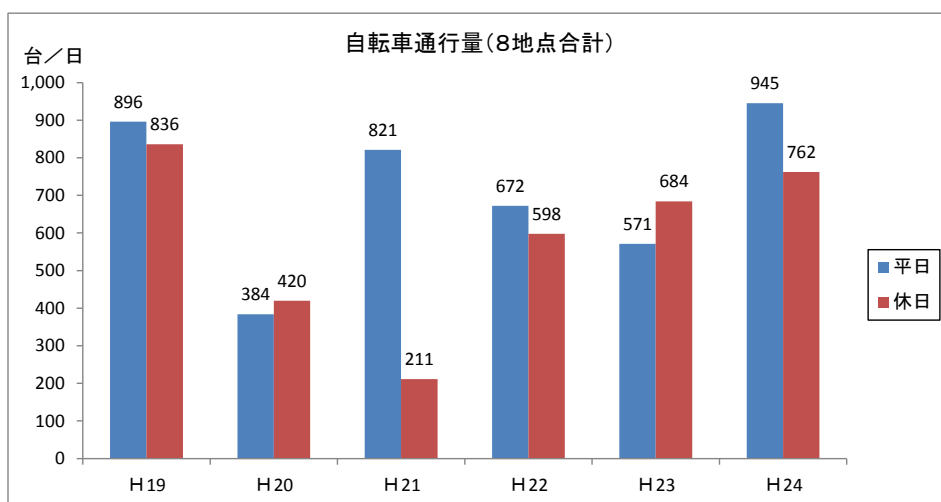
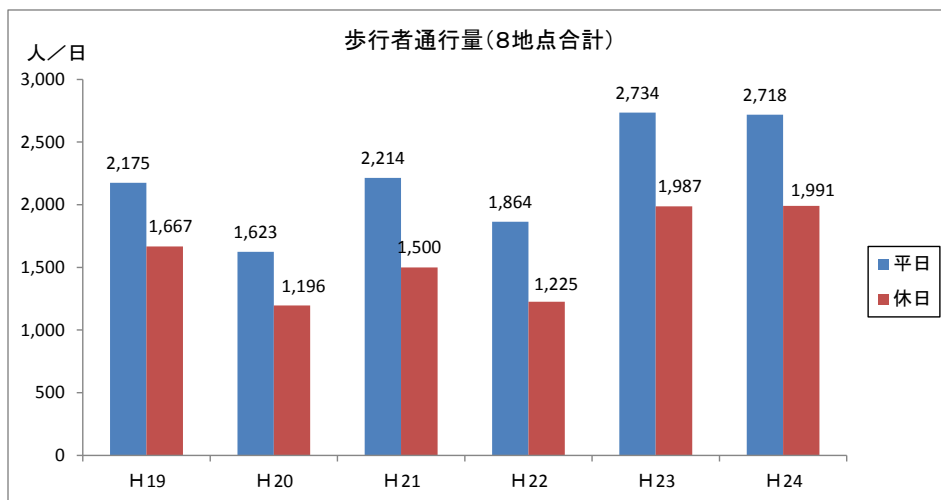
- A：大工町付近
- B：白河市役所進入口付近
- C：白河駅前（南北）
- D：白河駅前（東西）
- E：マイタウン白河前
- F：ヨークタウン白河横町付近
- G：新橋付近（向新蔵）
- H：こみねふれあい通り付近（自動車が通行できないため、歩行者及び自転車のみ）



- ・調査時間：午前 10 時～午後 6 時（8 時間）
- ・調査対象者：歩行者（自転車・バイクを押して歩いている人を含む）
 自転車
 自動車（自動二輪車を含む）

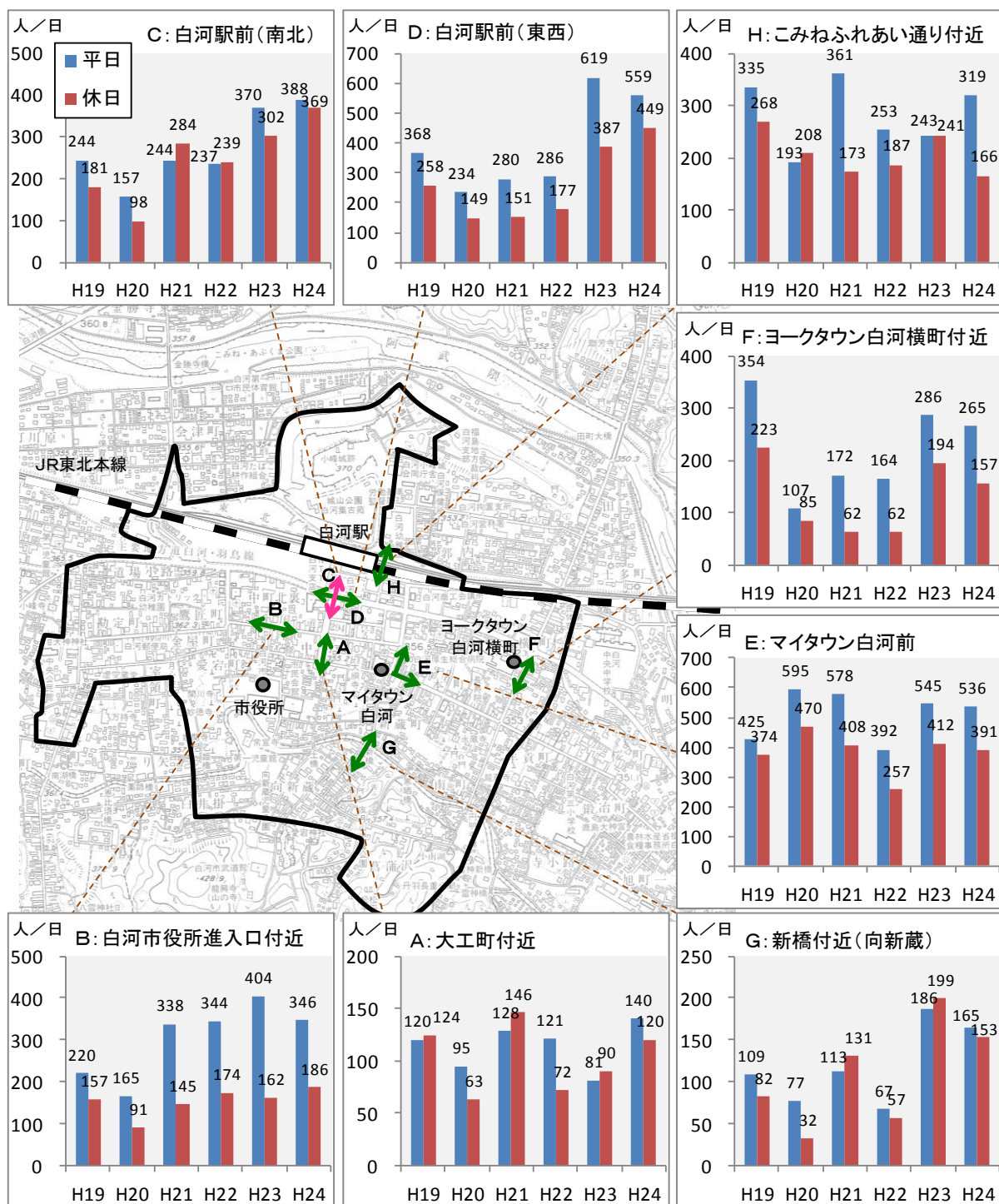
A. 合計通行量の推移

各調査地点を合計した通行量の推移を見ると、歩行者、自転車、自動車のそれぞれにおいて、1期計画期間内に増加傾向となっている。これは、白河駅前多目的複合施設の整備や大型商業施設の誘致をはじめとした1期計画による効果が大いと考えられる。



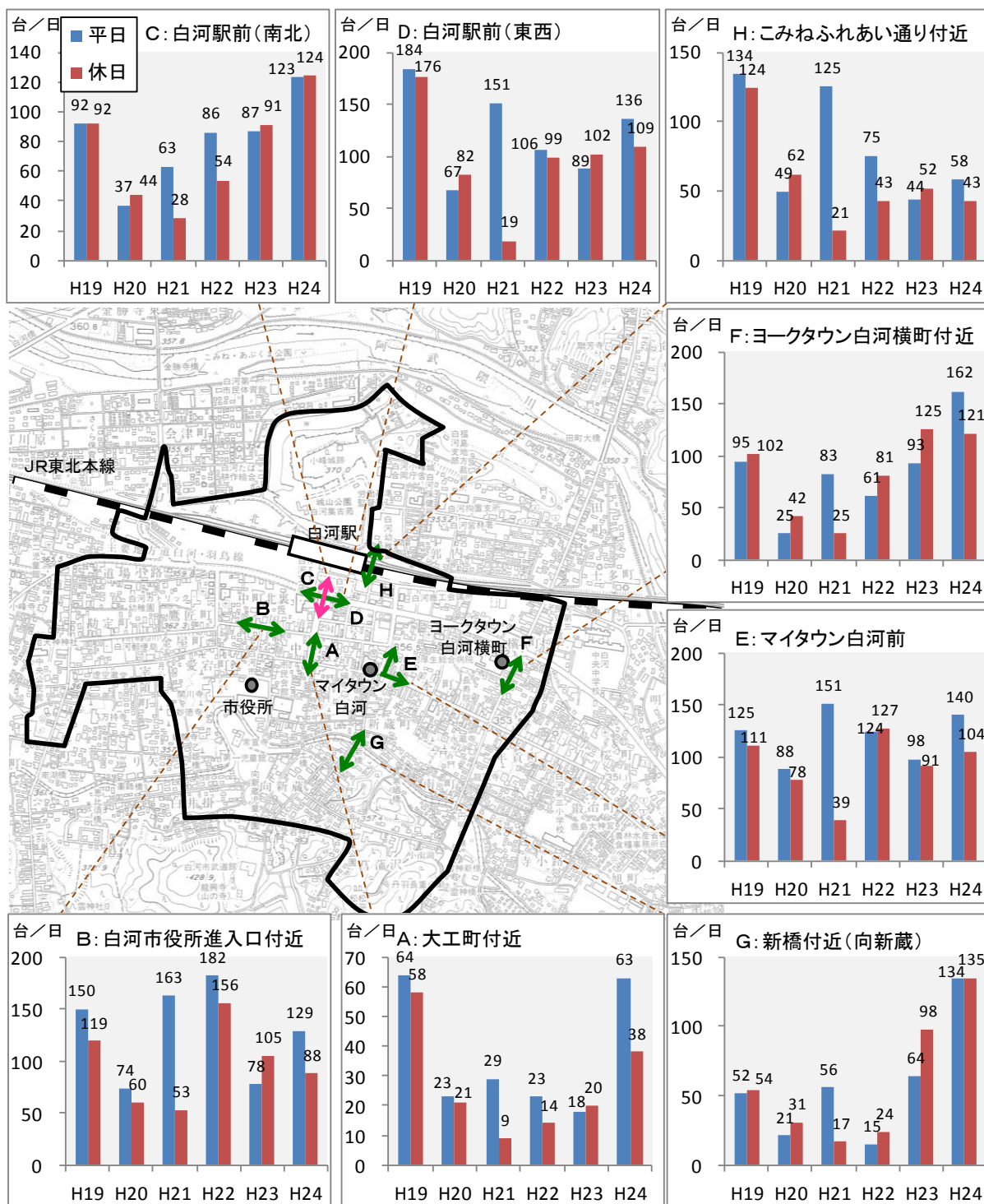
B. 調査地点別の通行量（歩行者）

歩行者数を調査地点別に見ると、白河駅前（東西）やヨークタウン白河横町付近で大幅に増加している。これは、白河駅前多目的複合施設や大型商業施設をはじめとした 1 期計画事業の効果によるものと考えられる。



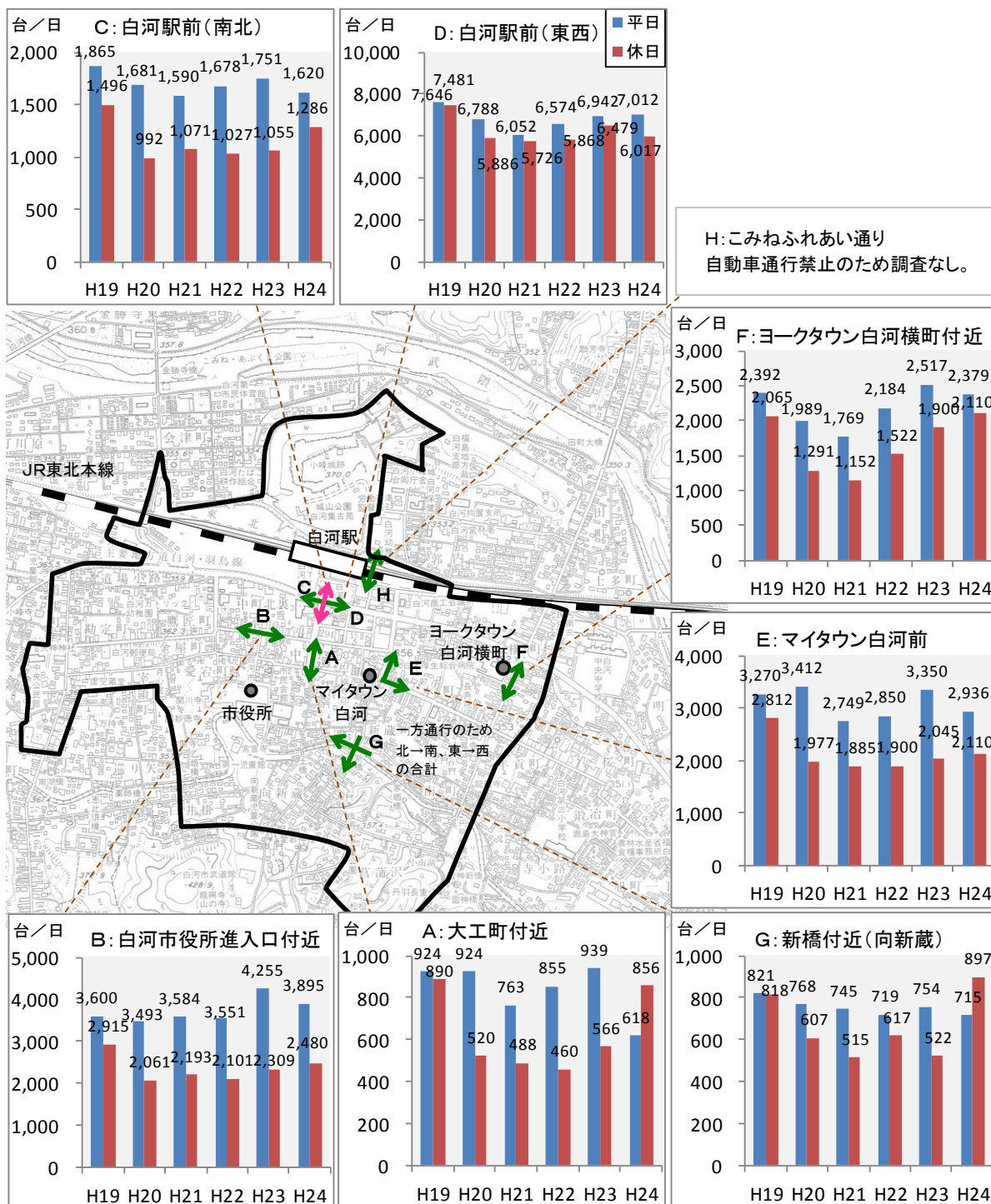
C. 調査地点別の通行量（自転車）

自転車通行量を調査地点別に見ると、白河駅前やヨークタウン白河横町付近の通行量が特に増加しているほか、新橋付近においては、平成19年度の通行量が平日、休日ともに50台程度であったが、平成24年度では平日、休日ともに130台程度まで増加している。自転車通行量についても、1期計画の効果により来街者や街なかの交流人口が増加した結果が現れていると考えられる。



D. 調査地点別の通行量（自動車）

自動車通行量を調査地点別に見ると、白河駅前（東西）、白河市役所進入口付近、マイタウン白河前で通行量が多い。また、休日より平日の通行量が多い地点がほとんどだが、平成24年度では大工町付近、新橋付近で休日の方が多くなっている。ヨークタウン白河横町付近や白河駅前（東西）、白河市役所進入口付近のように、1期計画期間に増加傾向を示した地点が複数あり、ここでも1期計画の効果による来街者の増加が現れていると考えられる。



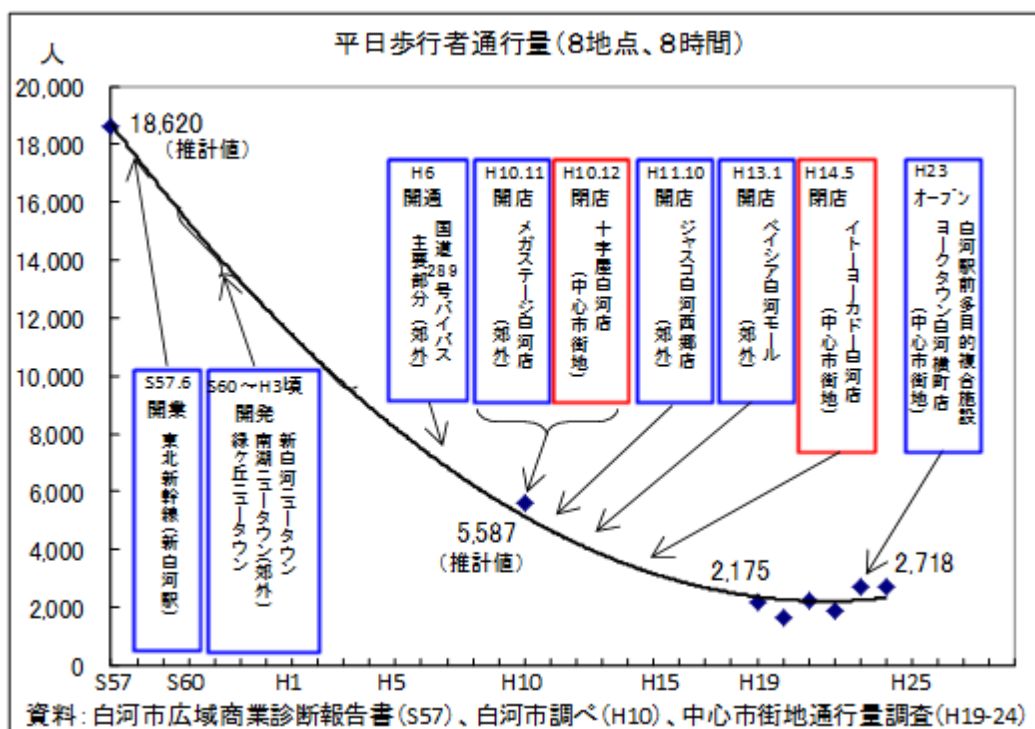
E. 平日歩行者通行量の経年変化

本調査に加えて、福島県が昭和57年度にとりまとめた「白河市広域商業診断報告書」、白河市が平成10年度に旧基本計画策定のために実施した調査を用いて平日歩行者通行量の経年変化を比較した。東北新幹線が開通した昭和57年度以降、大幅な歩行者の減少が続き、平成19年度には2,175人まで落ち込んだが、白河駅前多目的複合施設の整備や「ヨークタウン白河横町」の誘致をはじめとした1期計画の取組みにより増加傾向に転じ、平成24年度には2,718人まで増加した。

平日歩行者通行量(8時間)

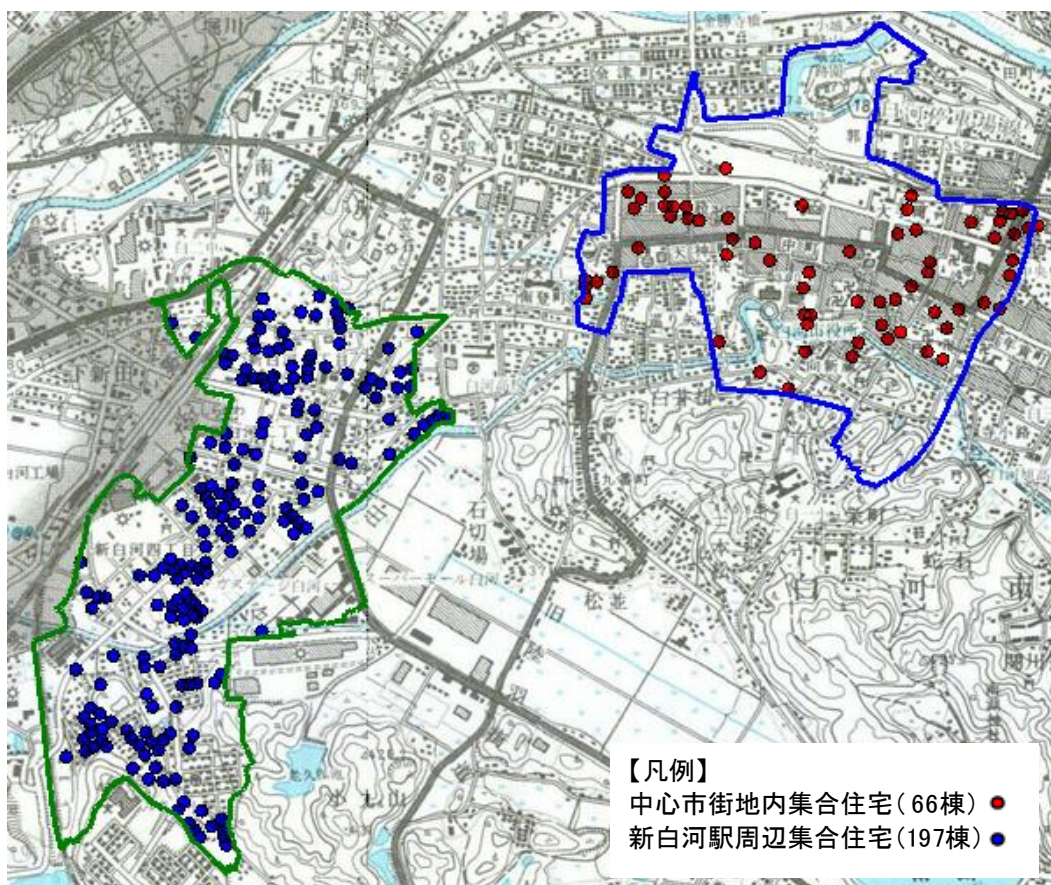
年号	S57	H10	H19	H24
A: 大工町付近	-	-	120	140
B: 白河市役所進入口付近	2,651	418	220	346
C: 白河駅前(南北)	1,926	422	244	388
D: 白河駅前(東西)	1,795	512	368	559
E: マイタウン白河前	4,389	1,877	425	536
F: ヨークタウン白河横町付近	-	-	354	265
G: 新橋付近(向新蔵)	-	-	109	165
H: こみねふれあい通り付近	-	-	335	319
8地点	18,620	5,587	2,175	2,718

※S57調査(4地点がH19調査と共通、12時間)、H10調査(4地点がH19調査と共通、5時間)の各地点の数値については、8時間/各調査時間を乗じて8時間に換算。S57調査、H10調査の8地点の数値については、それぞれの4地点の合計に2,175人/1,257人(H19調査の8地点通行量/H19調査のB~E4地点通行量)を乗じて推計。



⑥集合住宅の分布及び建設動向

中心市街地内には 66 棟の集合住宅が立地しており、中心市街地北東部の線路沿いに集中している他は広く区域内に分散している。中には老朽化しているものも見受けられる。



資料：白河市調べ（H25.7）

建築確認申請件数を見ると、新幹線停車駅である新白河駅周辺や郊外の住宅建設は、平成21年度までは比較的活発に進んできたが、平成22年度以降は低迷している傾向にある。

また、市内の集合住宅の建設動向は鈍化傾向にあり、平成22年度には平年の4分の1程度まで減少している。

一方、中心市街地内の住宅建設は横ばい傾向で推移しているが、集合住宅に関しては、平成19年度から平成21年度まで申請のなかった集合住宅の建築確認申請が平成22年度には3件あり、1期計画事業において実施した街なか集合住宅建設助成事業の効果によるものと考えられる。

このほか、東日本大震災の影響により、市全体において住宅需要はやや活発化しているものの、人口減少を背景として、再び減少傾向に向かうものと考えられる。

<参考>白河市における建築確認申請数

区 域	区 分	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
市全体	新築	211	231	193	138	215	213
	増築	52	54	36	19	42	49
	計	263	285	229	157	257	262
	うち、集合住宅	29	23	23	6	2	9
旧白河市	新築	167	186	186	131	175	182
	増築	28	21	30	13	30	30
	計	195	207	216	144	205	212
	うち、集合住宅	29	22	22	6	2	9
旧3村	新築	44	45	7	7	40	31
	増築	24	33	6	6	12	19
	計	68	78	13	13	52	50
	うち、集合住宅	0	1	1	0	0	0
うち中心市街地	新築	10	6	5	8	7	16
	増築	1	3	2	0	0	1
	計	11	9	7	8	7	17
	うち、集合住宅	0	0	0	3	0	2
うち新白河	新築	16	11	22	15	17	11
	増築	1	1	2	1	4	0
	計	17	12	24	16	21	11
	うち、集合住宅	4	3	8	0	0	0

※建築確認申請台帳に基づき集計。

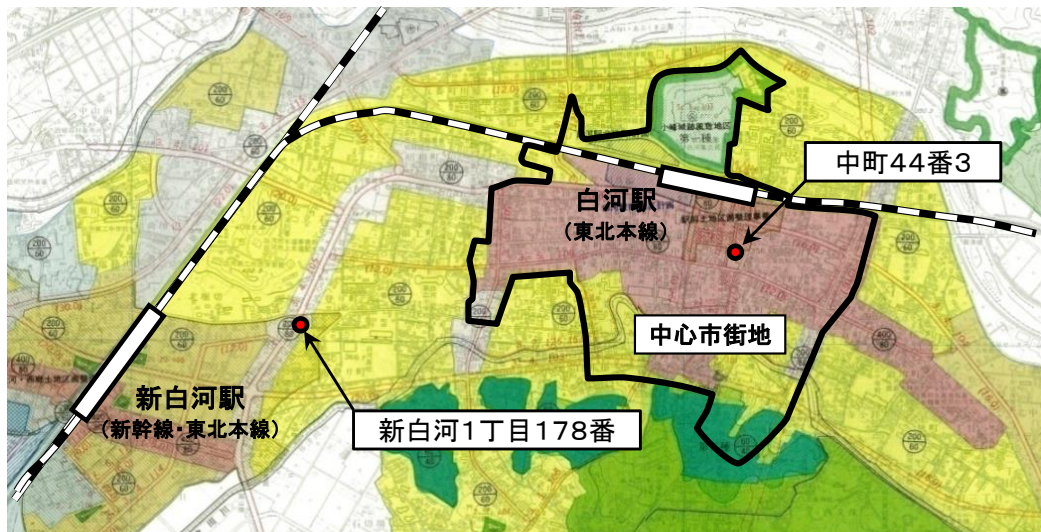
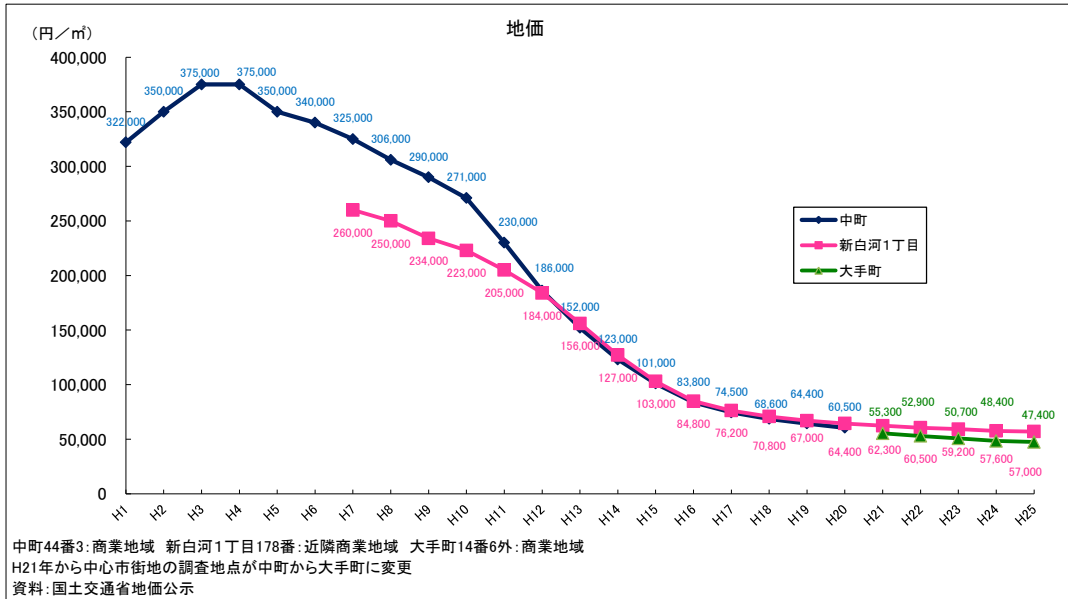
※1期計画では、平成19年度の確認申請数を374件としているが、これは、工作物を除く全ての建築に関する申請数。

上表では、専用住宅、集合住宅等、住宅に関するもののみを抽出して集計している。

⑦地価

中心市街地内商業地域（中町）の地価はピークであった平成 3、4 年には 375,000 円 /㎡であったが、平成 20 年には 60,500 円 /㎡と 16 年間で 6 分の 1 以下に下落した。また、新白河駅周辺近隣商業地域（新白河 1 丁目）の地価は調査開始時点の平成 7 年には 260,000 円 /㎡で中町の 325,000 円 /㎡より 20%低かったが、平成 13 年を境に逆転し、平成 20 年では 64,400 円 /㎡で、中町の 60,500 円 /㎡より 6%高い。

平成 21 年以降は、中心市街地内商業地域、新白河駅周辺近隣商業地域ともに下落傾向が続いているが、下落の度合いは中心市街地内の商業地域の方が大きい。

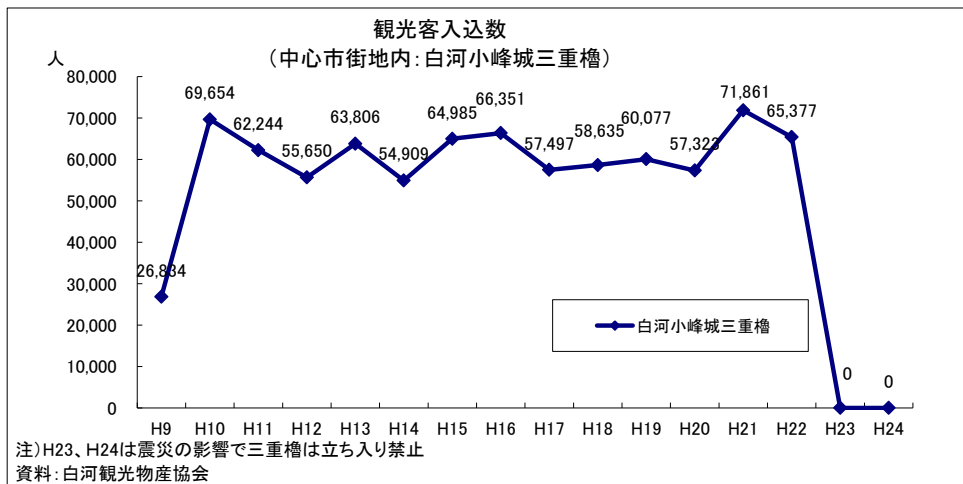


(4) 観光

①主要観光施設観光客入込数

A. 白河小峰城

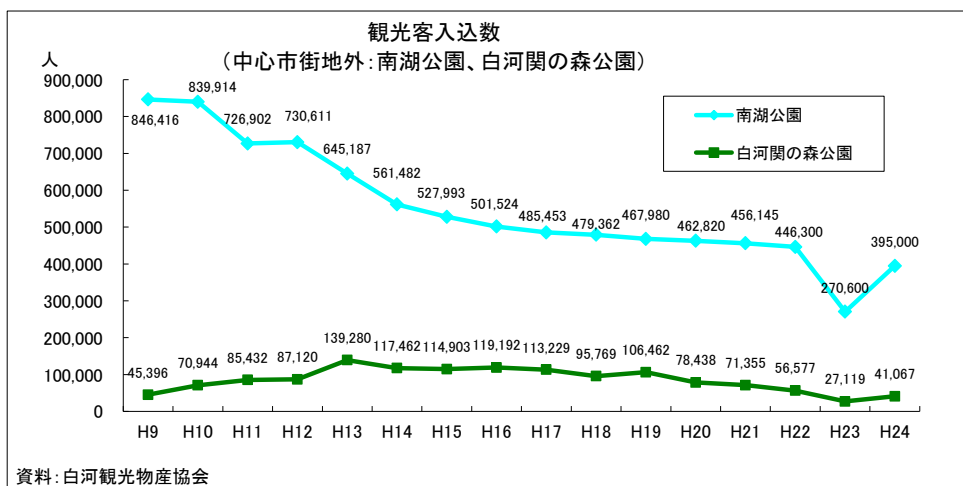
中心市街地内の主要観光施設である白河小峰城三重櫓には、平成 10 年以降安定して年間 6 万人程度が訪れていた。平成 21 年は約 7 万 2 千人と過去最高の入込客数を記録した。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災以降、石垣崩落等の大規模な被災により閉園となっている。国史跡にも指定されている白河小峰城は、白河市を代表するシンボリックな存在であり、被災後も状況を見るために市内外から多くの人々が訪れている。震災からの復興の象徴としても、一日も早い修復が期待されている。



B. 南湖公園及び白河関の森公園

中心市街地外にある白河市の代表的な観光施設としては、南湖公園と白河関跡に隣接する白河関の森公園がある。

いずれも、平成 13 年度から緩やかな減少が続いていたが、東日本大震災及び原発事故の影響を受けた。南湖公園では、平成 10 年度に約 84 万人であった観光客が平成 24 年度には約 40 万人まで落ち込んでおり、白河関の森公園では、平成 13 年度に約 14 万人であった観光客が平成 24 年度には約 4 万人となっている。



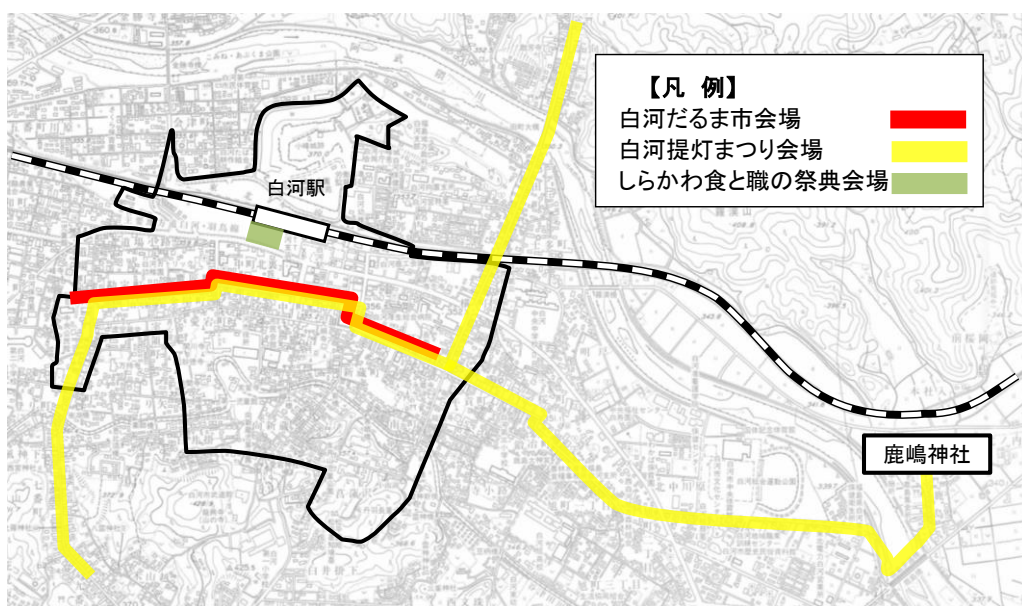
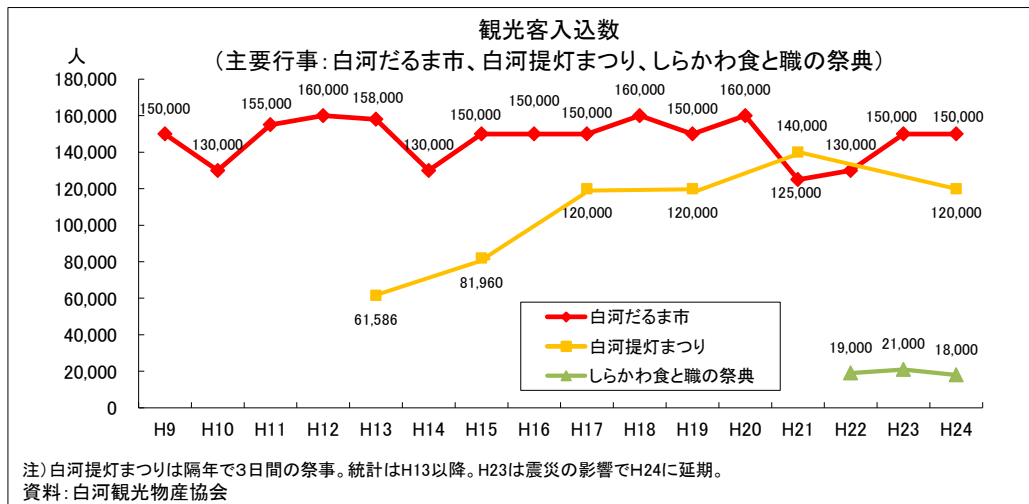
【主要観光施設の位置】



②主要行事観光客入込数

毎年2月11日に開催される白河だるま市には、東日本大震災の直接的な影響を受けることなく、約15万人が安定して訪れている。また、白河提灯まつりについては統計を取り始めた平成13年以降、順調に増加してきたが、平成24年に約12万人となり、前回開催時より減少した。なお、正式な白河提灯まつりは奇数年の開催であるが、平成18年以降は偶数年にも日数を短縮して観光行事として実施している（偶数年については、統計の連続性の観点からグラフには表示していない）。また、平成23年は震災の影響により、翌年の平成24年に延期された。両行事とも県内や栃木県北では一定の知名度を有しており、今後も安定した集客が見込まれる。さらに、平成22年よりしらかわ食と職の祭典を開催しており、年間約2万人が訪れている。

このほか、白河商工会議所青年部や白河青年会議所をはじめとした民間によるイベントも、街なかを会場として積極的に開催されており、多くの集客がある。



(5) 東日本大震災

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、東日本沿岸地域を中心に未曾有の被害をもたらした。

本市においても、震度6強の強い揺れを観測し、土砂崩れ等により15名の尊い命が失われたほか、2,780棟を超える建物の全・半壊、ライフラインである水道の17日間の断水、国道289号をはじめとする基幹道路等の通行止めなど、市内全域にわたる社会生活基盤が大きな打撃を受けた。また、本市のシンボリックな存在である小峰城跡の石垣崩落など、貴重な文化財も大きな被害を受けた。

さらに、原発事故が深刻な影響を及ぼし、中心市街地活性化に向けた各種の施策、事業も大きな影響を受けた。

①人的被害

- 死者15名（葉ノ木平地内13名、萱根地内1名、大信地内1名）
- 負傷者2名（市災害対策本部の把握人数）

②建物被害

区 分		全壊	大規模 半壊	半壊	一部 破損	合計	市内の 総棟数
住家	専用住宅	196	160	1,309	5,374	7,039	19,787
	併用住宅	27	14	112	383	536	1,509
	アパート	7	9	31	121	168	1,210
	計	230	183	1,452	5,878	7,743	22,506
非住家		392	121	406	841	1,760	15,681
合 計		622	304	1,858	6,719	9,503	38,187

③文化財被害

区 分	件数	被害内容
国指定	4	小峰城跡 石垣崩落、南湖公園 護岸崩落 ほか
県指定	3	松風亭蘿月庵 壁亀裂、白河ハリストス正教会 壁亀裂 ほか
市指定	7	白河藩大名家墓所 墓碑倒壊 ほか
その他	8	境の明神 石積み崩落 ほか

④ 中心市街地活性化に関する主な被害

計画区域内における建物等の主な被害	住宅や店舗の被害は周辺地域より比較的少なかったものの、小峰城跡の石垣崩落、白河ハリストス正教会の壁亀裂、白河藩大名家墓所の墓碑倒壊のほか、蔵などの歴史的建造物が被害を受けた。
1期計画事業に関する影響	○整備を進めていた白河駅前多目的複合施設や「楽蔵」において、壁のひび割れや窓の破損などが生じ、供用開始が当初予定より遅れた。 ○空き店舗家賃補助事業を活用して出店していた事業所のうち、2事業所が震災及び原発事故の影響を理由に撤退した。 ○平成23年に開催を予定していた白河提灯まつりの開催が中止となった。

※被害状況は「白河市震災復興計画（平成23年12月）」による。



震災により崩落した小峰城跡の石垣



震災により被害を受けた歴史的建造物



中心市街地へのアクセス道路等も大きな被害を受けた

[5] 地域住民のニーズ等の把握・分析

1 期計画の取組みを通じた市民の意識の変化や現在のニーズを把握するとともに、2 期計画の方針を検討するうえでの基礎資料とするため、市民を対象とした郵送アンケート、来街者を対象とした街頭アンケート、及び中心市街地内の事業者を対象としたアンケートによる調査を実施し、1 期計画策定時に実施した調査結果と比較するなどの分析を行った。

(1) 郵送アンケート調査「白河市中心市街地活性化基本計画に関するアンケート調査」

①調査概要

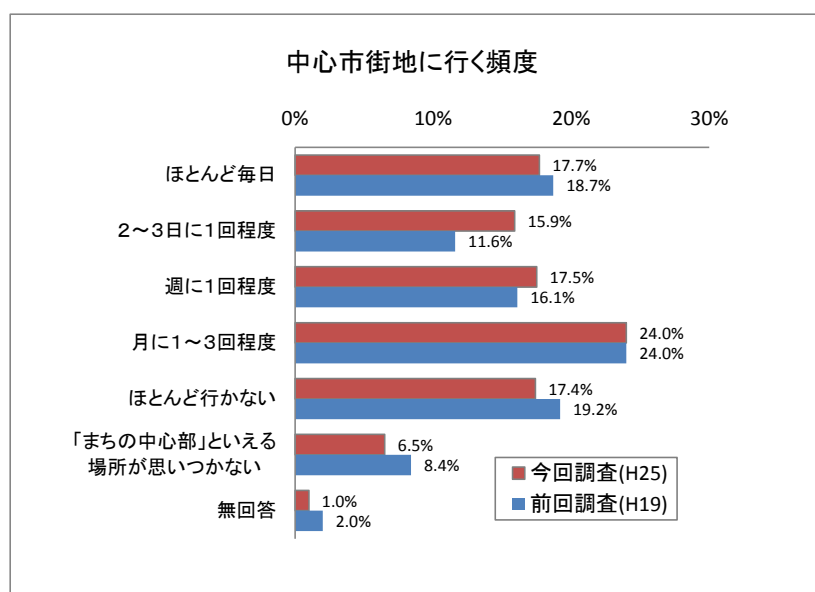
調査実施主体	白河市
実施時期	平成 25 年 5 月郵送、6 月回収
実施対象	市内に居住する満 20 歳以上の市民 3,000 人（無作為抽出）
回収数	1,204 人（回収率：40.1%）

【参考】前回調査の概要

調査実施主体	白河市中心市街地活性化協議会
実施時期	平成 19 年 9 月郵送、10 月回収
実施対象	市内に居住する満 20 歳以上の市民 4,800 人（無作為抽出）
回収数	1,601 人（回収率：33.4%）

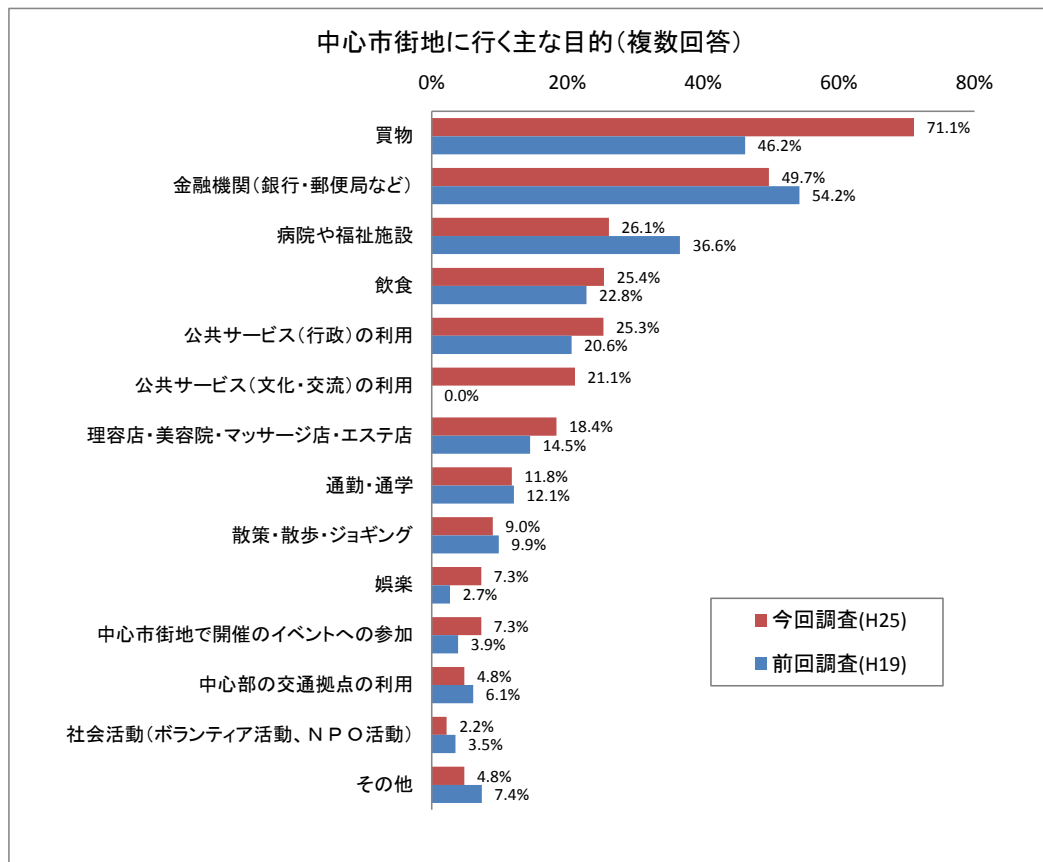
②中心市街地に行く頻度

中心市街地に行く頻度については、「ほとんど毎日」、「2～3日に1回程度」、「週に1回程度」の合計が51.1%と前回調査（46.4%）より4.7ポイント増加している一方、「ほとんど行かない」、「まちの中心部といえる場所が思いつかない」の合計が23.9%と前回調査（27.6%）より3.7ポイント減少していることから、相対的に見ると、中心市街地に行く頻度は1期計画期間において増加している。



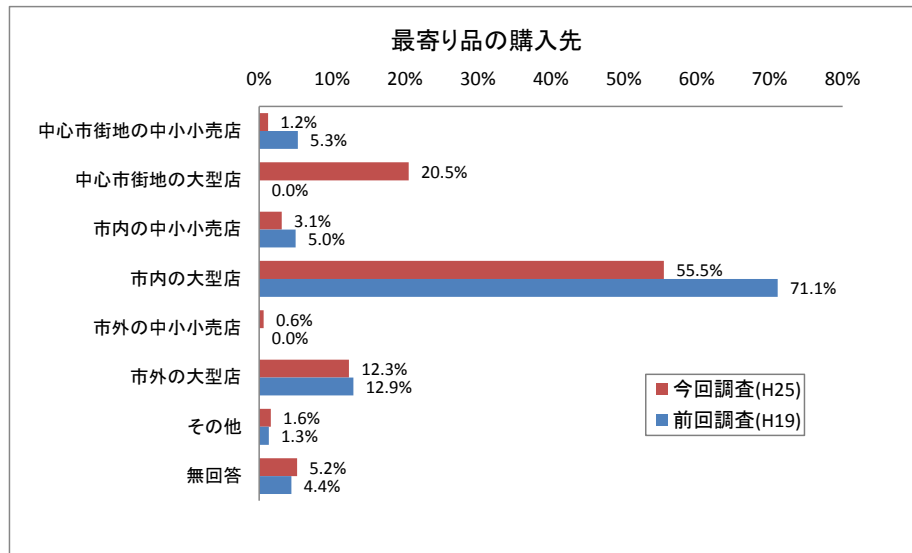
③ 中心市街地の来街目的

中心市街地を訪れる主な目的（複数回答）は、「買物」が最も多く 71.1%と前回調査（46.2%）より 24.9 ポイント増加し、1 位となった。これは、1 期計画で誘致した大型商業施設による効果大きい。次いで「金融機関（銀行・郵便局など）」が 49.7%であり、前回調査（54.2%）より 4.5 ポイント減少している。また、「病院や福祉施設」が 26.1%と前回調査（36.6%）より 10.5 ポイント減少しており、白河厚生総合病院の移転が原因と考えられる。このほか、「飲食」が 25.4%と前回調査（22.8%）より 2.6 ポイント増加し、また、「理容店・美容院・マッサージ店・エステ店」が 18.4%と前回調査（14.5%）より 3.9 ポイント増加しており、「えきかふえ SHIRAKAWA」や「楽蔵」の整備のほか、空き店舗家賃補助事業による新規出店の効果が現れていると考えられる。



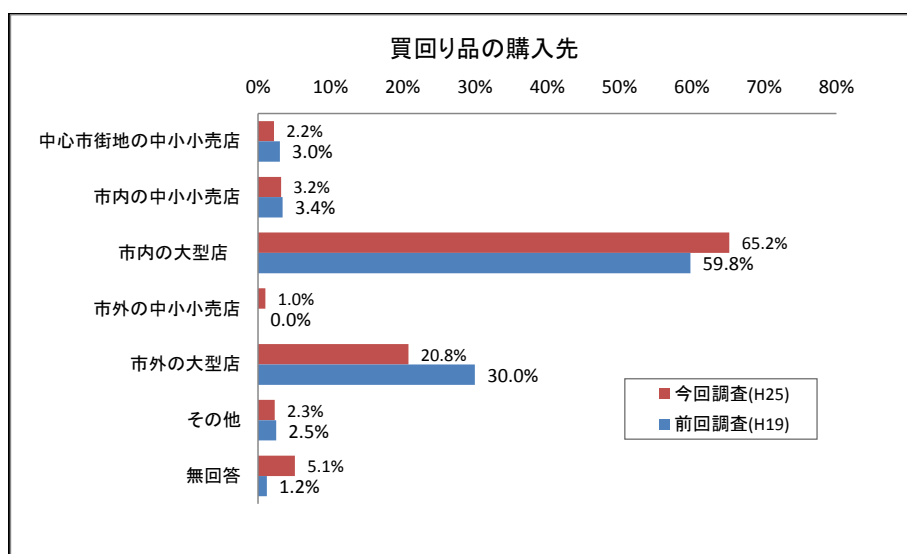
④最寄り品の購入先

最寄り品の購入先について、「中心市街地の中小小売店」、「中心市街地の大型店」の合計が21.7%となり、前回調査（「中心市街地の商店街・中小小売店」5.3%）に対して16.4ポイント増加している。これは、大型商業施設の誘致をはじめとした1期計画の取組みにより、中心市街地で最寄り品を買う人が増加したためと考えられる。



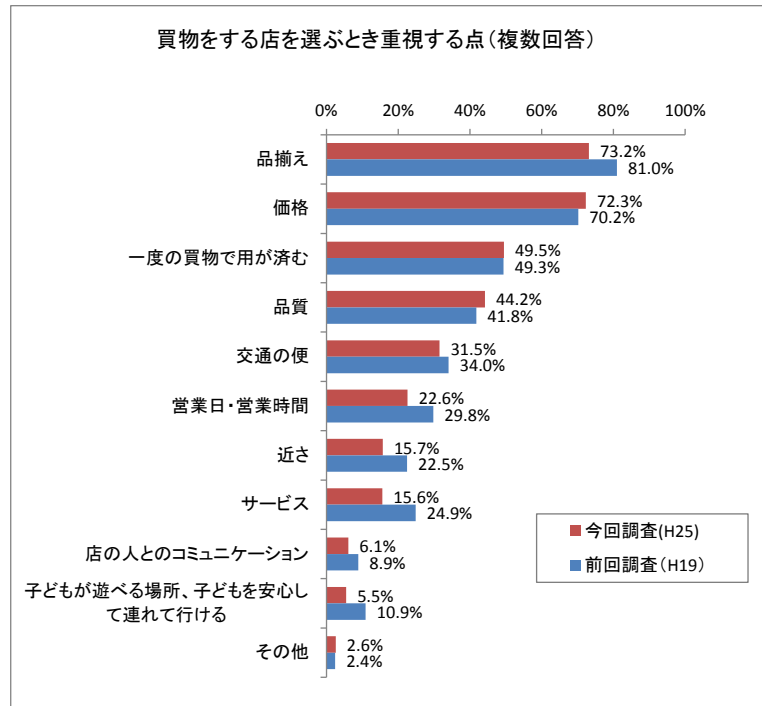
⑤買回り品の購入先

買回り品の購入先については、「市内の大型店」が65.2%と前回調査（59.8%）より5.4ポイント増加している一方、「市外の大型店」は20.8%と前回調査（30.0%）より9.2ポイント減少している。これは、市内の郊外型の大型店舗の充実が背景にあると考えられる。



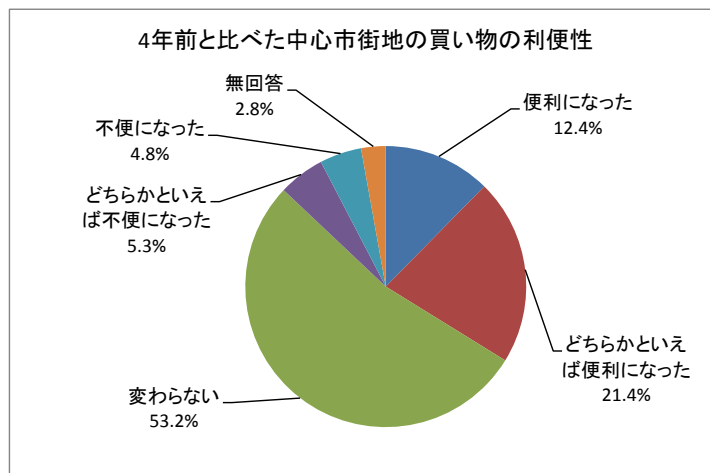
⑥買物をする店を選ぶとき重視する点

買物をする店を選ぶ際に重視する点（複数回答）については、前回調査と同じ順位となっているが、「品揃え」が73.2%で前回調査（81.0%）より7.8ポイント減少するなど、多くの項目で前回よりも減少している中で、「品質」が2.4ポイント、「価格」が2.1ポイント増加しており、「価格がある程度リーズナブルで」かつ「質（クオリティ）も求める」という消費者行動に変化しつつあることが窺える。



⑦4年前と比べた中心市街地の買物の利便性

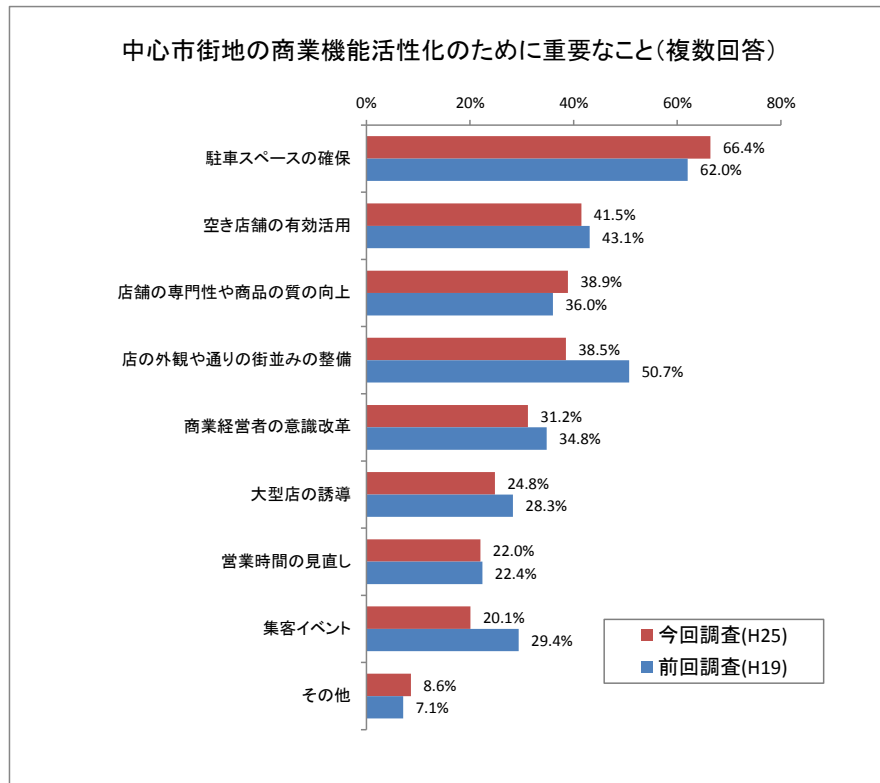
4年前と比較した中心市街地の買物の利便性について、「便利になった」、「どちらかといえば便利になった」の合計が33.8%となり、「不便になった」、「どちらかといえば不便になった」の合計である10.1%を23.7ポイント上回った。これは、大型商業施設の誘致をはじめとした1期計画の取組みによる効果が大いと考えられる。



③ 中心市街地の商業機能活性化のために重要なこと

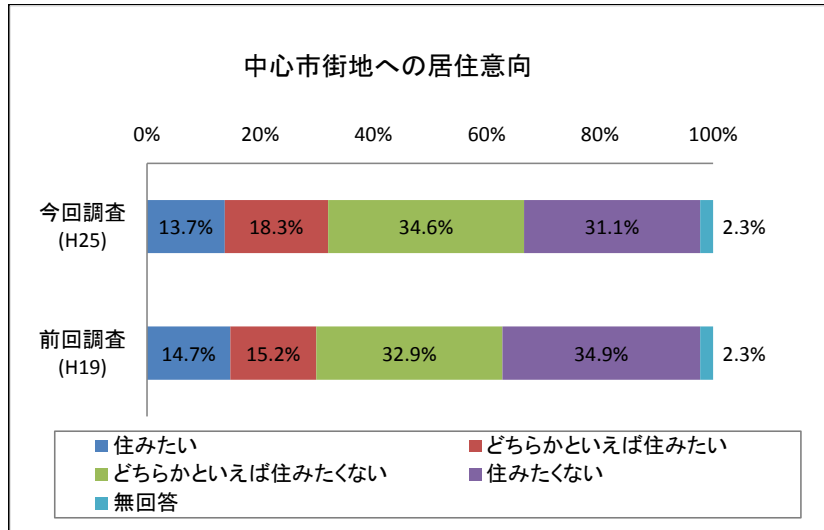
中心市街地の商業機能を活性化するために重要なこと（複数回答）について、多くの項目で前回調査からポイントが減少している中で、「駐車スペースの確保」が66.4%で前回調査（62.0%）より4.4ポイント増加したほか、「店舗の専門性や商品の質の向上」が38.9%で前回調査（36.0%）より2.9ポイント増加している。

その一方、「店の外観や通りの街並みの整備」が38.5%で前回調査（50.7%）から12.2ポイント減少しており、良好な景観の形成に向けた取組みや街路の整備といった1期計画の効果が現れていると考えられる。



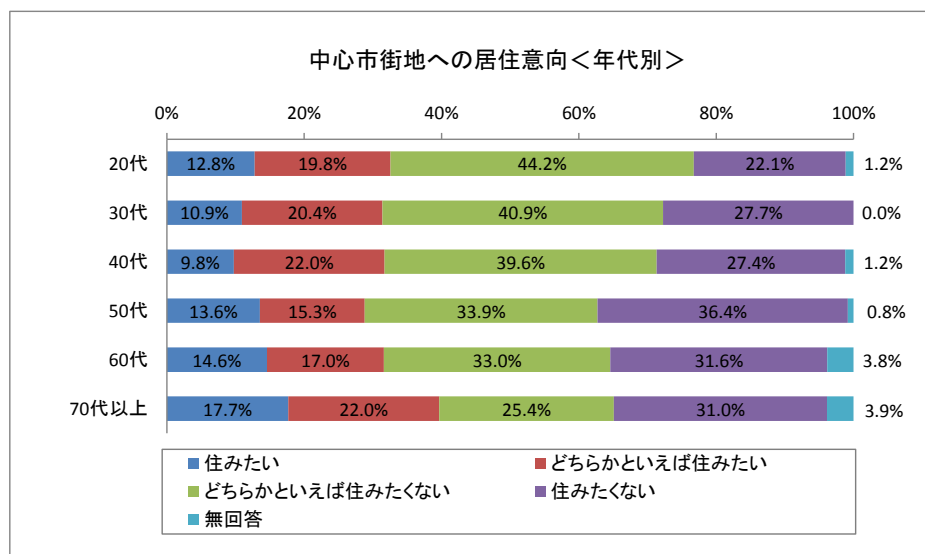
⑨-1 街なか居住（居留意向）

中心市街地への居留意向については、「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」の合計が32.0%で前回調査（29.9%）より2.1ポイント増加している。また、「住みたくない」、「どちらかといえば住みたくない」の合計が65.7%で前回調査（67.8%）より2.1ポイント減少している。これは、中心市街地に対する居留意向について、わずかながら上昇傾向にあるものと考えられる。



⑨-2 街なか居住（年代別の居留意向）

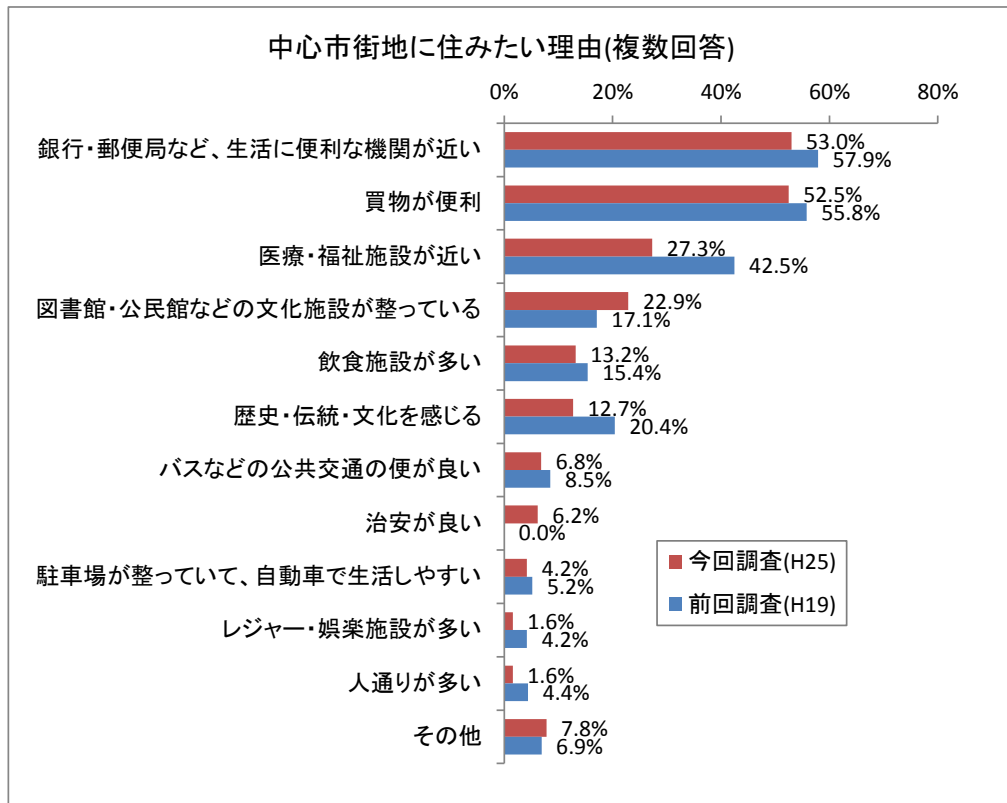
居留意向について年代別の分布を見ると、「住みたい」という回答が50代から増加する傾向にあるが、20代もこれらに次ぐ割合を示している。また、「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」の合計については、70代が最も多く（39.7%）、50代が最も少ない（28.9%）。その他の世代については概ね32%前後であるが、20代から40代の居留意向が比較的高い結果となっている。



⑨-3 街なか居住（中心市街地に住みたい理由）

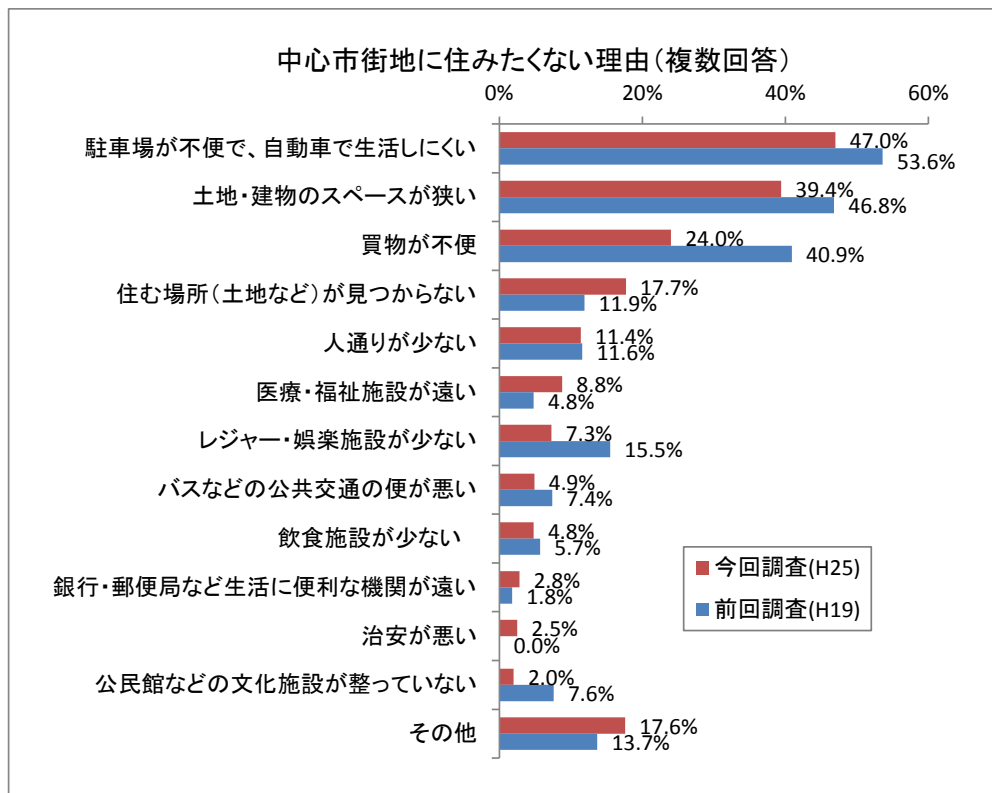
中心市街地に住みたい理由（複数回答）については、前回調査と同じ順位で「銀行・郵便局などが近い」、「買い物が便利」、「医療・福祉施設が近い」が上位を占めており、依然として都市機能の集積に魅力を感じている人が多い。

また、「図書館・公民館などの文化施設が整っている」は22.9%と前回調査（17.1%）より5.8ポイント増加している。これは、1期計画における白河駅前多目的複合施設の整備によるもので、住みたい理由の大きな要因となっている。



◎-4 街なか居住（中心市街地に住みたくない理由）

中心市街地に住みたくない理由（複数回答）についても前回調査と順位は変わらず、「駐車場が不便で、自動車で生活しにくい」、「土地・建物のスペースが狭い」、「買い物が不便」が上位を占めているが、各項目とも前回調査よりポイントが減少している。特に「買い物が不便」は 16.9 ポイントと大幅に減少し、大型商業施設の誘致をはじめとした 1 期計画の取組みにより、買物の利便性が向上したことを裏付けている。一方、「住む場所（土地など）が見つからない」が 5.8 ポイント、「医療・福祉施設が遠い」が 4.0 ポイント増加している。このため、居住ニーズに応えた土地・家屋等の情報提供やきめ細かな住宅施策を講じる必要があるとともに、医療・福祉分野など、生活者のニーズを踏まえた新たなアプローチを検討する必要があるといえる。

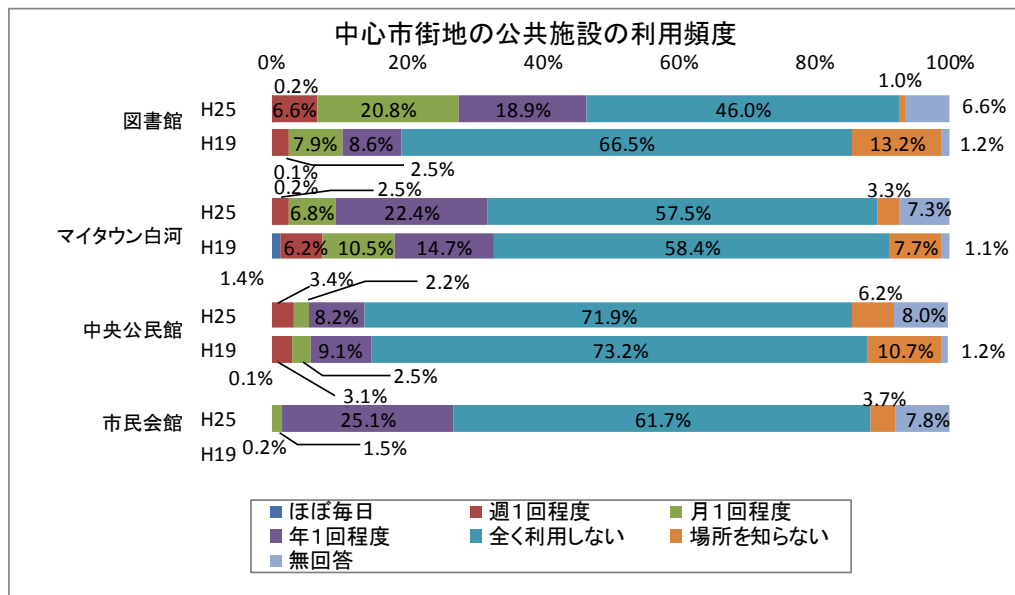


⑩-1 中心市街地の公共施設（利用頻度）

中心市街地の公共施設の利用頻度については、図書館が「ほぼ毎日」、「週1回程度」、「月1回程度」を合計すると27.6%となり、前回調査（10.5%）から17.1ポイントと大幅に増加している。これは平成23年に、駅前という利便性の高い場所に白河駅前多目的複合施設が整備されたことが要因であり、1期計画の大きな成果といえる。

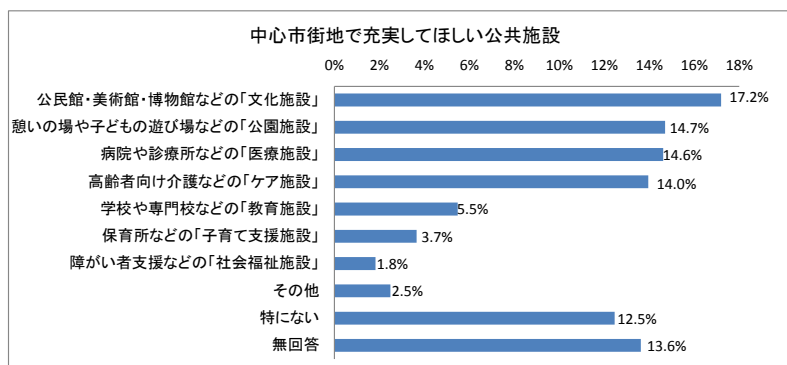
また、マイタウン白河は、「ほぼ毎日」、「週1回程度」、「月1回程度」を合計すると9.5%であり、前回調査（18.1%）から8.6ポイント減少した。しかしながら、「年1回程度」まで加えると31.9%であり、前回調査（32.8%）とほぼ同等である。

中央公民館は前回調査から大きな変化はなく、市民会館は、前回のデータはないものの、「年1回程度」という回答が25.1%と最も多く、老朽化や震災の被害などが影響し、積極的な利用が少ない状況にあり、多様なニーズに対応する新たな文化芸術拠点となる市民文化会館の必要性を裏付ける結果となっている。



⑩-2 中心市街地の公共施設（今後の充実が求められるもの）

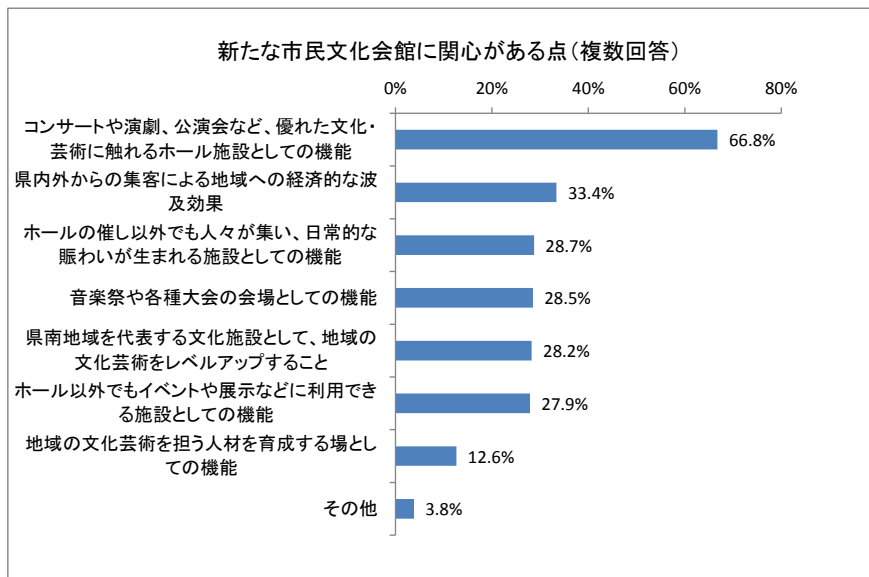
中心市街地に充実してほしい公共施設としては、公民館・美術館・博物館などの「文化施設」が最も多く17.2%、以下「公園施設」14.7%、「医療施設」14.6%、「ケア施設」14.0%などとなっている。



⑪新たな市民文化会館について

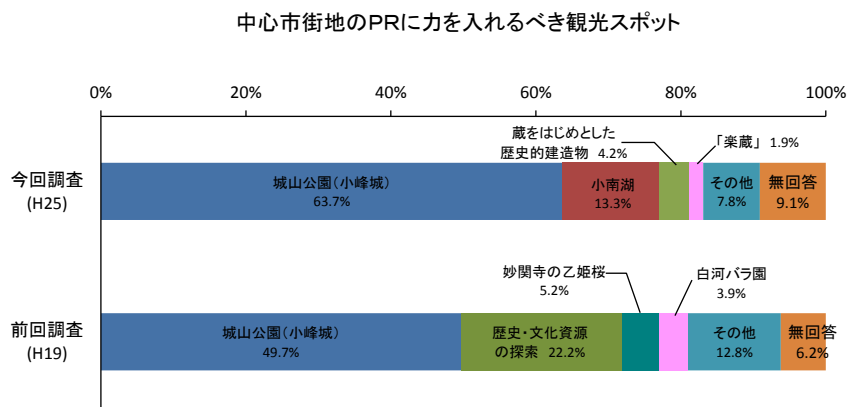
新たな市民文化会館に関心がある点（複数回答）については、「コンサートや演劇、公演会など、優れた文化・芸術に触れるホール施設としての機能」が66.8%と最も多く、「文化・芸術の拠点施設」としての期待が高いことを示唆する結果となった。

一方、「県内外からの集客による地域への経済的な波及効果」が33.4%、「ホールの催し以外でも人々が集い、日常的な賑わいが生まれる施設としての機能」が28.7%となっており、中心市街地への経済効果や賑わいの創出という「まちづくり機能」を果たす施設としても期待されている。



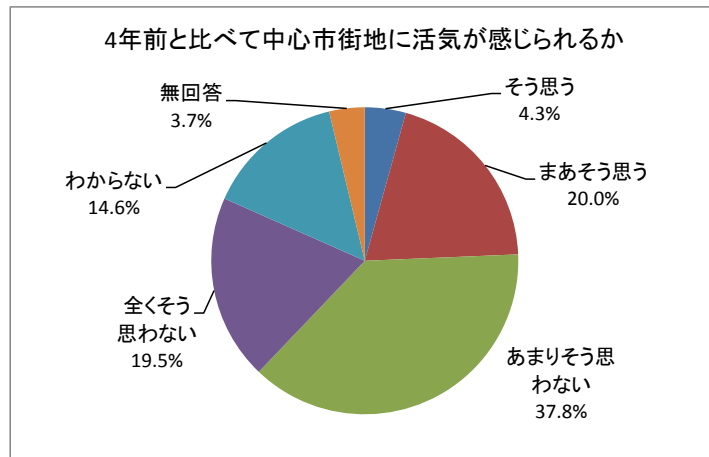
⑫中心市街地の観光について

中心市街地のPRに力を入れるべき観光スポットに関する設問では、「城山公園（小峰城）」が63.7%と前回（49.7%）から14.0ポイント増加し、被災している現在の状況を憂うとともに、復興のシンボルとしての市民の期待が寄せられていることが窺える。また、今回の調査で項目に加えた小南湖が13.3%と2位となっており、1期計画から進めている小南湖周辺活性化事業の効果が現れはじめていると考えられる。



⑬-1 中心市街地活性化への取組みについて（中心市街地の活気）

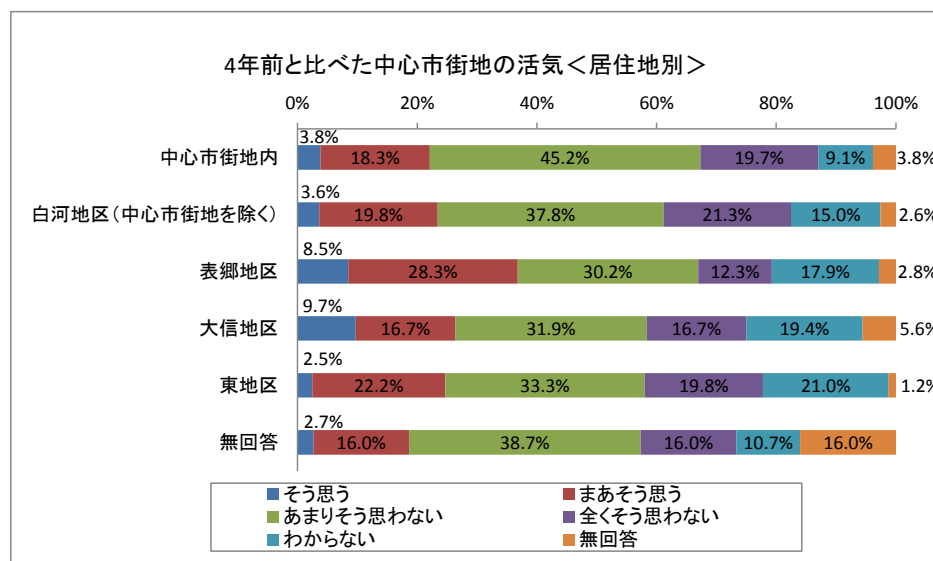
「4年前（平成 21 年）と比較して、中心市街地に活気が感じられるか」という設問に対して、「そう思う」、「まあそう思う」の合計が 24.3%であった。一方、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」の合計が 57.3%と過半を超えており、活性化への取組みは道半ばといえる。



⑬-2 中心市街地活性化への取組みについて（⑬-1 の居住地別の傾向）

上記の結果を回答者の居住地別に見ると、「そう思う」、「まあそう思う」の合計について、表郷地区（36.8%）、大信地区（26.4%）、東地区（24.7%）、白河地区（23.4%）、中心市街地（22.1%）の順となっており、中心市街地以外の居住者が中心市街地の居住者よりも「活気が出て来た」印象を強く持っている。

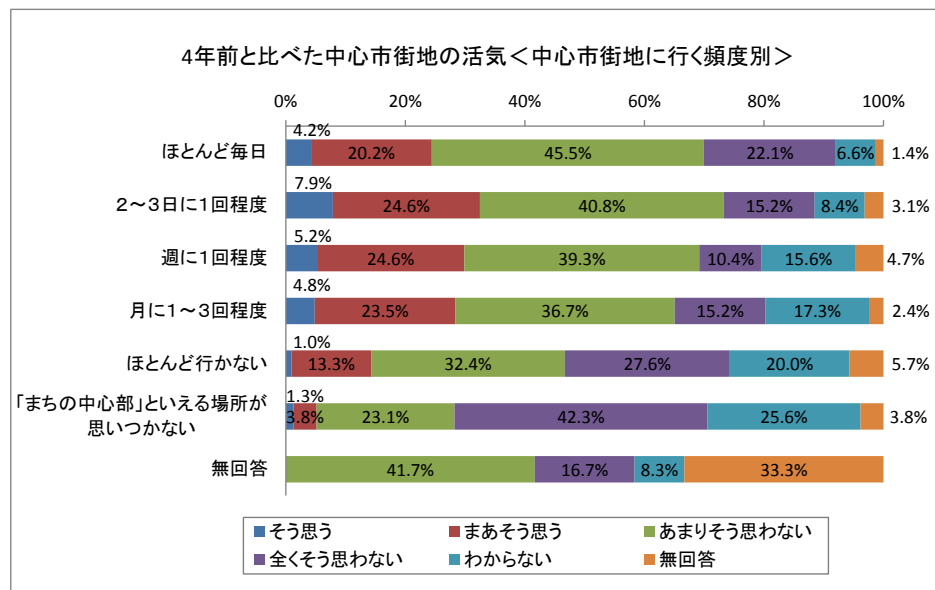
また、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」の合計については、中心市街地（64.9%）、白河地区（59.1%）、東地区（53.1%）、大信地区（48.6%）、表郷地区（42.5%）の順となっており、中心市街地の居住者が最も「活気が出て来た」という印象を持っていない結果となった。



⑬-3 中心市街地活性化への取組みについて（⑬-1 の来街頻度別の傾向）

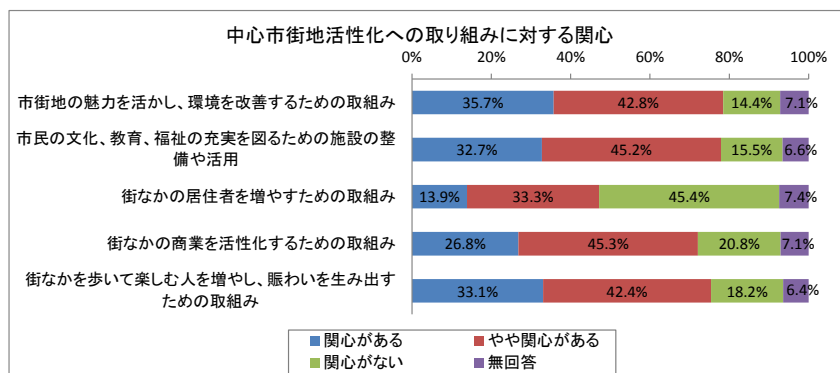
上記の結果を回答者の中心市街地への来街頻度別に見ると、「そう思う」、「まあそう思う」の合計について、「2～3日に1回程度」（32.5%）、「週に1回程度」（29.8%）、「月に1～3回程度」（28.3%）、「ほとんど毎日」（24.4%）の順となっており、「ほとんど毎日行く人」よりも「定期的に行く人」の方が『活気が出て来た』と思う割合が高い。

また、「あまりそう思わない」、「全くそう思わない」の合計については、「ほとんど毎日」（67.6%）、「まちの中心部といえる場所が思いつかない」（65.4%）、「ほとんど行かない」（60.0%）の順となっており、「ほとんど毎日行く人」は『活気が出てきた』とは感じていない結果となり、2位、3位の結果からも、本市の中心市街地の活性化について、あらためて道半ばであることを示す結果となった。



⑬-4 中心市街地活性化への取組みについて（取組みへの関心度）

中心市街地活性化への取組みに対する関心について「関心がある」、「やや関心がある」を合計すると、各取組みともに70～80%程度となっており、市民の大半が関心を持っている。しかし、「街なかの居住者を増やすための取組み」は47.2%とやや低い結果となっており、あらためて街なか居住を推進するために、これまでの取組みに加え、新たな居住施策について検討する必要があると考えられる。

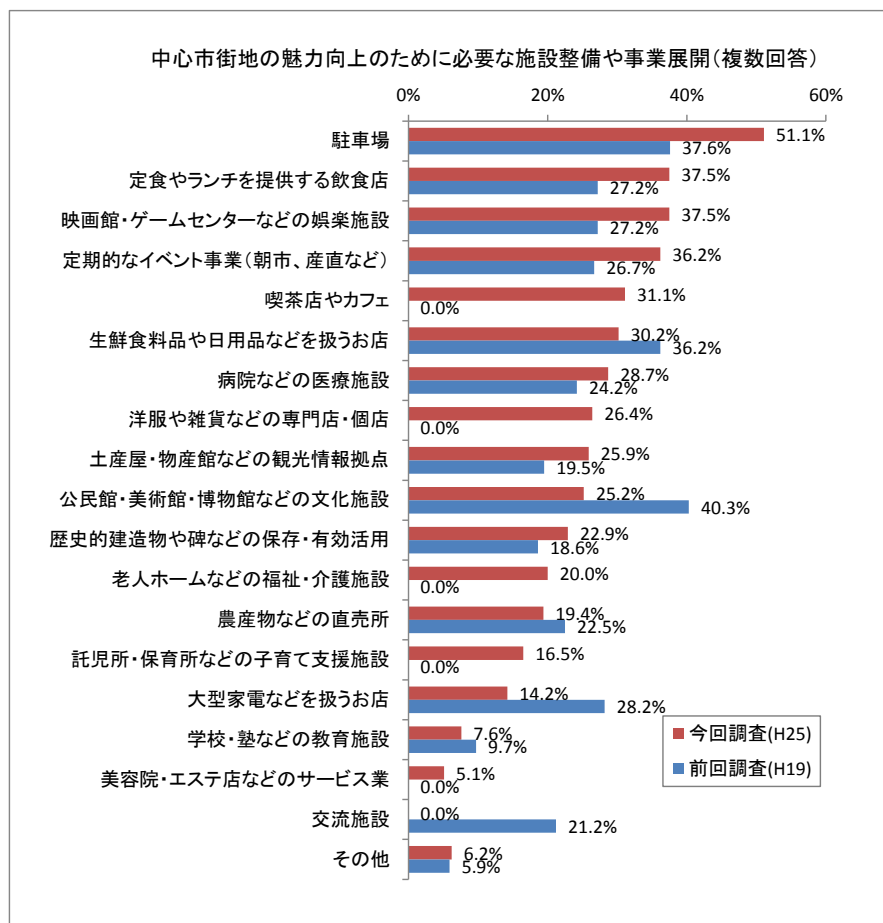


⑭ 中心市街地に必要な施設や事業

中心市街地の魅力向上のために必要な施設整備や事業展開（複数回答）については、「駐車場」が51.1%で前回調査（37.6%）より13.5ポイント増加し、依然必要性の高い施設となっている。次いで、「定食やランチを提供する飲食店」が37.5%で前回調査（27.2%）より10.3ポイント増加し、同じく「映画館・ゲームセンターなどの娯楽施設」が37.5%で前回調査（27.2%）より10.3ポイント増加した。

前回調査で1位だった「文化施設」は15.1ポイント減少して10位となり、1期計画で整備した白河駅前多目的複合施設や、計画事業に位置付けた（仮称）白河市民文化会館建設事業の効果が現れていると考えられる。また、「生鮮食料品や日用品などを扱うお店」も前回調査から6ポイント減少し、1期計画で誘致した大型商業施設の効果によるものと考えられる。

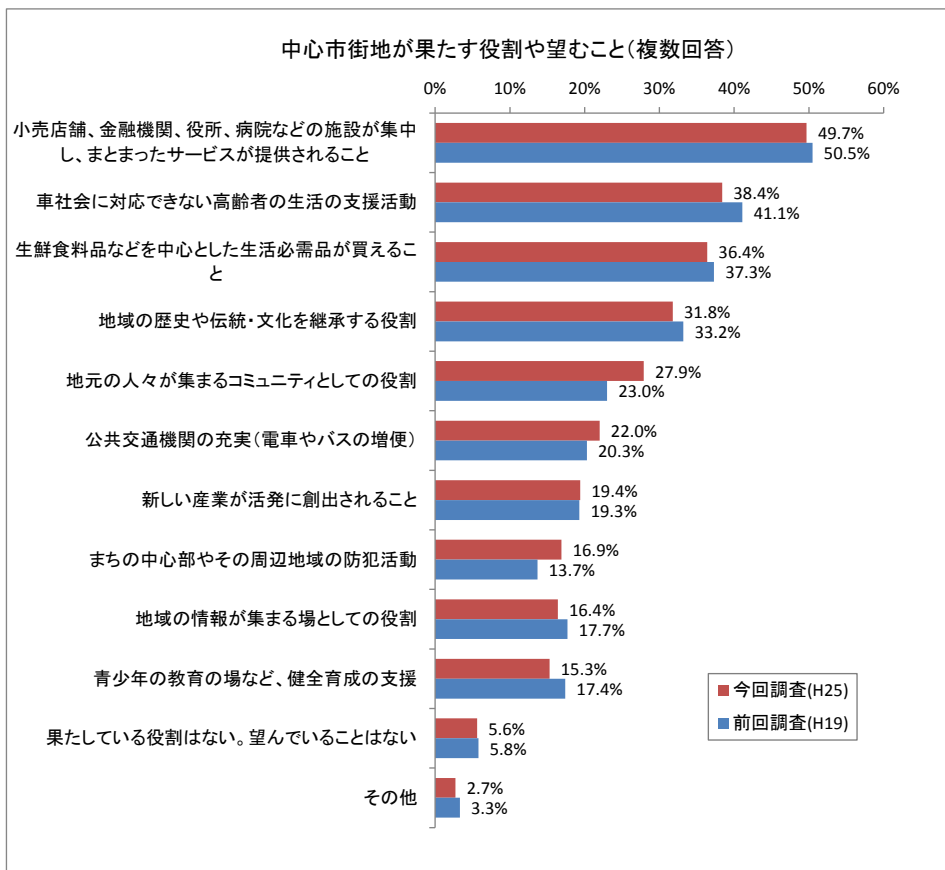
一方で、今回調査で追加した「喫茶店やカフェ」が31.1%で5位となっており、飲食店のポイント増加と合わせ、中心市街地で飲食・喫茶のニーズが高まっている。さらには、病院などの医療施設や専門店・個店の充実などが求められており、1期計画により中心市街地に集積された都市機能が来街の機会を創出し、それを背景として中心市街地に求められるニーズが変化している結果となっている。



⑮ 中心市街地が果たす役割

中心市街地が果たす役割や望むこと（複数回答）については、項目の順位は前回調査とほぼ変わらず、「小売店舗、金融機関、役所、病院などの施設が集中し、まとまったサービスが提供されること」が49.7%で前回調査（50.5%）より0.8ポイント減少し、「車社会に対応できない高齢者の生活の支援活動」が38.4%で前回調査（41.1%）より2.7ポイント減少しているなど、ほとんどの項目でポイントが減少しており、1期計画の取組みを通じ、少しずつであるが市民のニーズに応える効果が現れはじめていると考えられる。

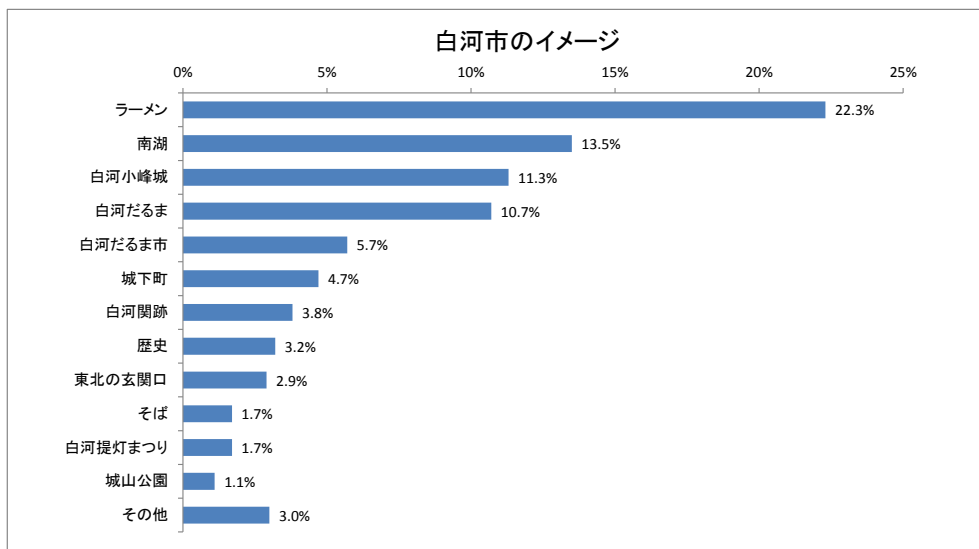
一方で、「地元の人々が集まるコミュニティとしての役割」が27.9%で前回調査（23.0%）より4.9ポイント、「公共交通機関の充実」が22.0%で前回調査（20.3%）より1.7ポイント、「まちの中心部やその周辺地域の防犯活動」が16.9%で前回調査（13.7%）より3.2ポイントそれぞれ増加しており、人口減少時代を反映し、地域コミュニティを維持する核としての役割について期待が高まっている。



⑩白河市のイメージ

白河のシンボル・ブランドについて、「白河といえば〇〇」と聞かれた時にイメージするものについては「ラーメン」との回答が最多で、2番目は「南湖」、3番目は「白河小峰城」であった。また、上位には歴史・観光に関するものが多く見られた。また、1期計画の街なかキャラクター作成事業で誕生した「ダルライザー」や、1計画期間内に誕生した「小峰シロ」などのご当地キャラクターを挙げた人もおり、市民に親しまれ、愛着を持たれてきていることが窺える。

分類	イメージするもの	回答数
食	ラーメン	269
	そば	21
	白河高原清流豚	2
歴史・観光	白河小峰城	136
	白河だるま	129
	城下町	56
	白河関跡	46
	歴史	39
	城山公園	13
	ダルライザー	5
	松平定信	3
	小峰シロ	3
	文化	3
	提灯	2
イメージ・雰囲気	東北の玄関口	35
	人情	2
祭り	白河だるま市	69
	白河提灯まつり	20
自然・資源	南湖	162
	桜	6
	静かな町	4
	水	4
	風	2



(2) 中心市街地に関する街頭アンケート調査

①調査概要

調査実施主体	白河市
実施時期	平成25年7月12日(金)、13日(土)
実施場所及び回収数 (中心市街地調査)	白河駅前、マイタウン白河入口前(2地点合計:201人)
実施場所及び回収数 (郊外施設調査)	メガステージ白河(合計:200人)

【参考】 前回調査の概要

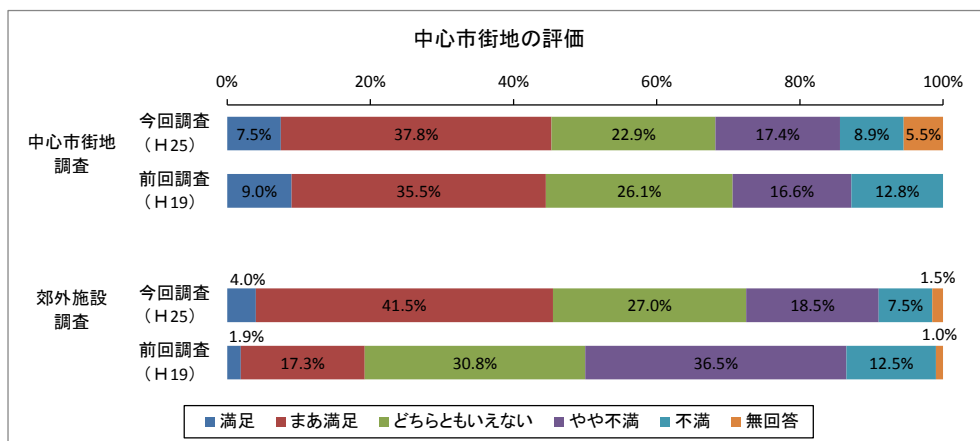
調査実施主体	白河市 (経済産業省「中心市街地活性化に取り組む市町村に対する立ち上がり支援・助言事業」)
実施時期	平成19年9月9日(日)、10日(月)
実施場所及び回収数 (中心市街地調査)	白河駅前、マイタウン白河入口前(2地点合計:196人)
実施場所及び回収数 (郊外施設調査)	メガステージ白河(合計:104人)

②中心市街地の評価

中心市街地に対する満足度について、「満足」と「まあ満足」の合計を見ると、中心市街地調査では45.3%となり、前回調査(44.5%)とほぼ同値となっている。一方、郊外施設調査では、45.5%となり、前回調査(19.2%)から26.3ポイント増加している。

また、「やや不満」と「不満」の合計を見ると、中心市街地調査では26.3%となり、前回調査(29.4%)より3.1ポイント減少し、郊外施設調査では26.0%と前回調査(49.0%)より23.0ポイント減少している。

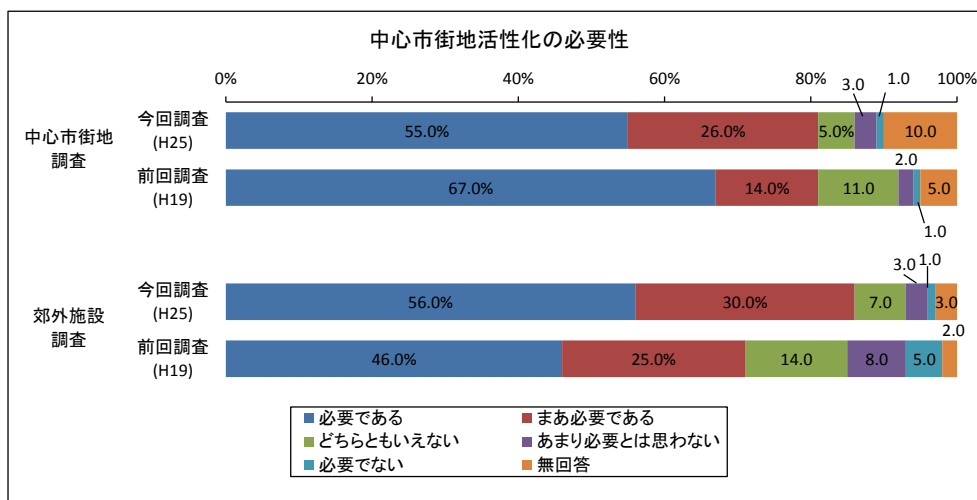
1期計画の取組みを通じ、来街者の満足度が相対的に向上しているとともに、前回調査では比較的不満の強かった郊外施設利用者からも、中心市街地の評価は高まっていることが窺える。



② 中心市街地活性化の必要性

中心市街地活性化の必要性について、中心市街地調査においては、「必要である」、「まあ必要である」の合計が81.0%となり、前回調査（81.0%）と同値となっている。

また、郊外施設調査においては、「必要である」、「まあ必要である」の合計が86.0%となり、前回調査（71.0%）を15.0ポイント上回る結果となっており、活性化の気運は市全体として高まっていることが窺える。



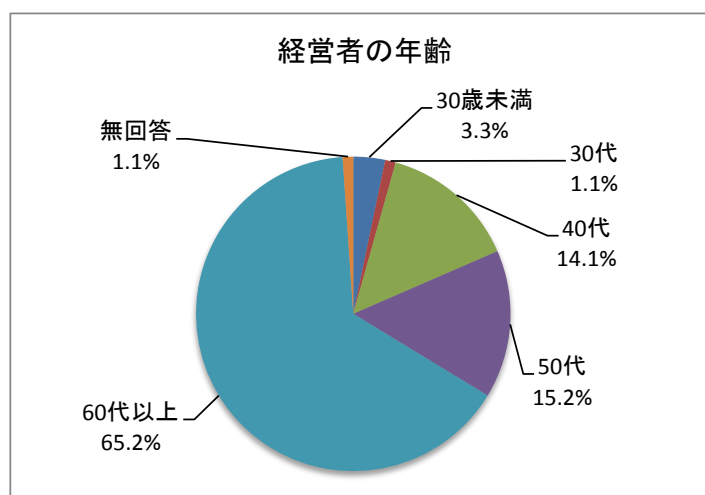
(3) 中心市街地活性化基本計画に関する事業者アンケート調査

①調査概要

調査実施主体	白河市、白河商工会議所
実施時期	平成 25 年 8 月
実施対象	中心市街地内の各商店街等の会員事業者（360事業者）
回収数	92 件（回収率：25.6%）

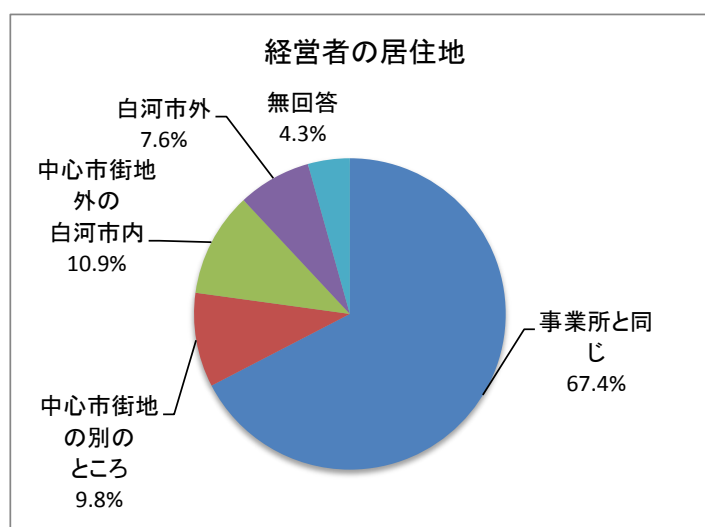
②経営者の年齢

経営者（代表者）の年齢については、60代以上が65.2%と過半数を占めており、30代以下は4.4%となっている。



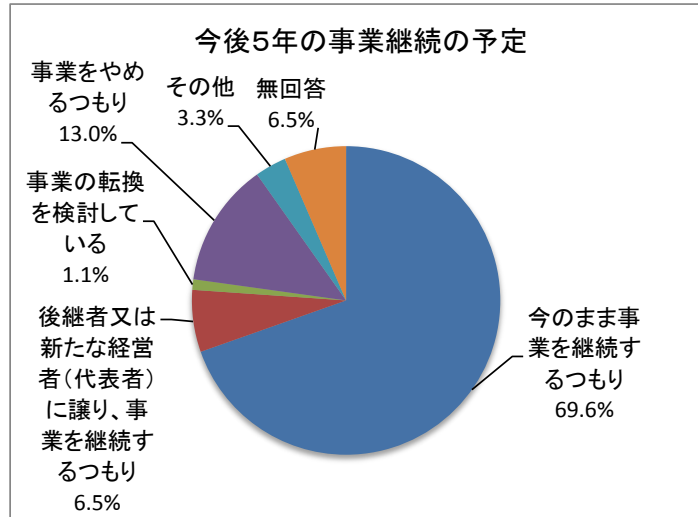
③経営者の居住地

経営者の居住地については、67.4%と過半数が事業所と同じであり、店舗兼住宅が多い中心市街地の特性が反映されている。



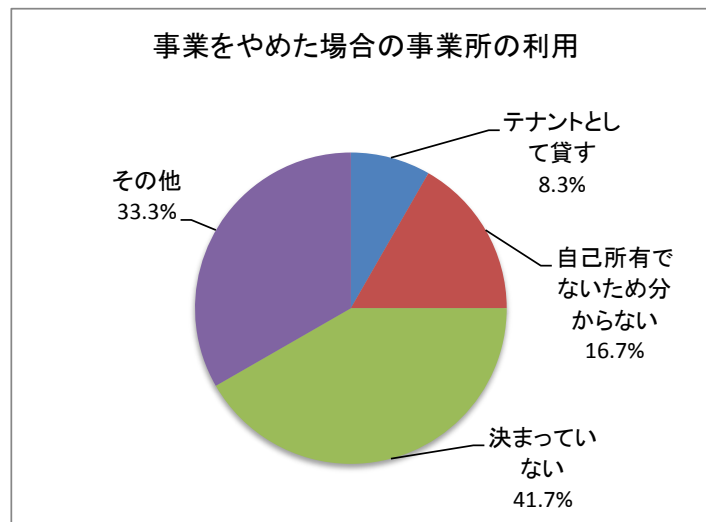
④事業継続の予定

今後5年以内の事業継続の予定については、「今のまま事業を継続する」が69.6%、「後継者または新たな経営者に譲り、事業を継続する」が6.5%と、合わせて76.1%が事業を継続すると回答した一方、13.0%が「事業をやめるつもり」と回答している。



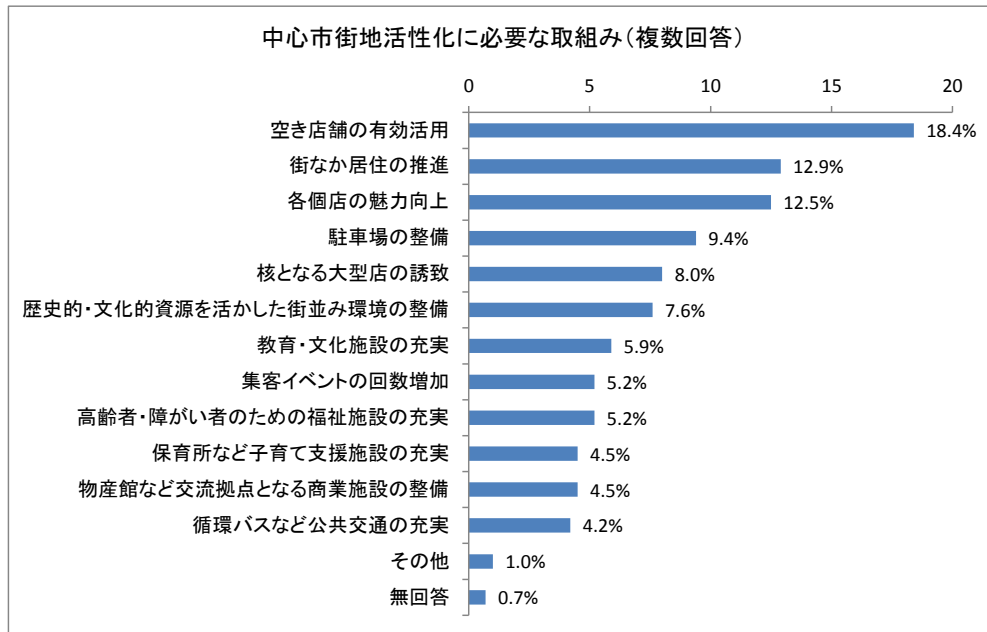
⑤事業をやめた場合の建物の利用方針

今後5年以内に「事業をやめるつもり」と回答した事業者のうち、41.7%はその後の事業所の建物の利用方針が「決まっていない」と回答している。



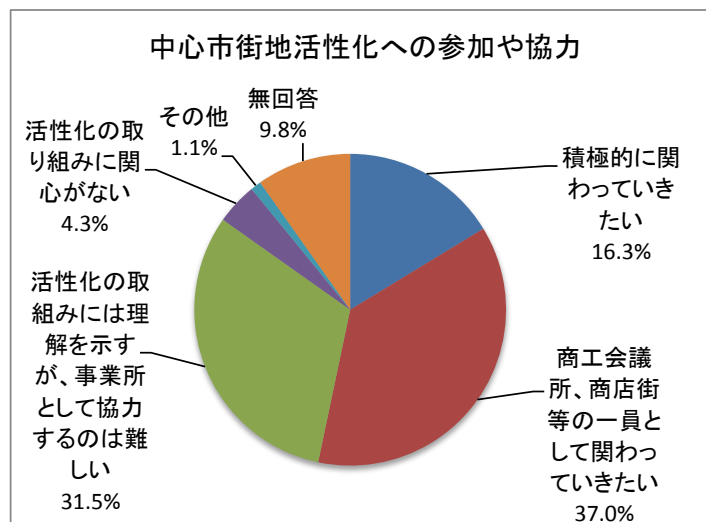
⑥ 中心市街地活性化に必要な取組み

中心市街地活性化に必要な取組みについては、「空き店舗の有効活用」が18.4%と最も多く、「街なか居住の推進」が12.9%、「各個店の魅力向上」が12.5%と続いており、事業者にとっても空き店舗の増加や人口減少が課題であるとともに、各個店が魅力の向上を図り、来街者の増加に努める必要を感じていることが窺える。



⑦ 中心市街地活性化に向けた協力

中心市街地活性化に向けた活動への参加や協力については、「積極的に関わっていききたい」、「商工会議所、商店街等の一員として関わっていききたい」を合わせると、過半数の53.3%が何らかの形で参加・協力したいと回答している。また、「活性化への取組みには理解を示すが、事業所として協力するのは難しい」が31.5%となっている。このことから、積極的な参加が困難な事業者も含めて、全体的に中心市街地活性化に向けた取組みに対して理解が得られていることが窺える。



[6] 第2期中心市街地活性化基本計画の必要性

(1) 1期計画の総括

1期計画の指標、事業の進捗と効果、計画期間を踏まえた市街地の状況、市民の意識やニーズなどを踏まえると、以下のようにまとめられる。

① 1期計画の効果

○平日歩行者通行量は目標を達成した

1期計画では、白河駅前多目的複合施設、「えきかふいえ SHIRAKAWA」、「楽蔵」、山車会館の整備、大型商業施設の誘致などのハード事業のほか、良好な街並み景観の形成に向けた取り組み、空き店舗家賃補助事業、街なか集合住宅建設助成事業、商店街活性化事業などの各種ソフト事業に取り組んだ結果、街なかの魅力や買物などの利便性の向上が図られ、来街者の増加や街なか回遊の促進につながり、目標指標のひとつである平日歩行者通行量は目標を大きく上回る結果となった。

○中心市街地の魅力は着実に向上している

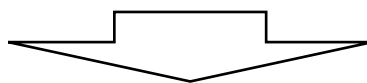
商店街活性化事業で取り組んでいる「一店逸品運動」や白河寺院朱印状まわり事業で実施しているツアー企画が毎回好評を得ているなど、中心市街地の魅力は着実に向上し、市内外へと広がりはじめている。

○居住者や事業者の意識に変化が現れている

町内会が主体となって良好な街並み景観の形成に取り組む「景観まちづくり協定」の締結が推進されているほか、「一店逸品運動」に参加している中心市街地の事業者から、夜間に飲食店を巡る「ちょい飲みツアー」の企画が出されるなど、市街地内の居住者や事業者などの意識にも変化が現れ、自主的に活性化に向けて取り組む基盤も形成されはじめている。

○中心市街地活性化に向けた取り組みに理解が得られてきている

アンケート調査では、中心市街地の買物の利便性や公共施設への満足度が大幅に上昇するなど、1期計画の効果が顕著に現れているほか、中心市街地活性化に向けた取り組みについて一定の理解が得られ、市全体として活性化の気運が高まっていることが窺える。



1期計画では、上記のように大きな効果が得られた一方で、課題も明らかとなった。

② 1期計画の課題

○居住人口は目標値に達しなかった

居住人口については、1期計画で「レジデンス楽市-I」を整備し、ある程度の効果が得られたが、完成が計画期間の最終年度であるため、すべての効果を確認するまでに時間を要するほか、商工会議所会館住宅整備事業を1期計画で実施できる可能性が低い状況にある。また、街なか集合住宅建設助成事業の利用件数について、制度上の問題から当初の見込み通りに伸びなかったなどの要因が重なり、当初の目標を達成できなかったことから、居住人口の減少への対応が十分ではなかったといえる。

このため、2期計画においては、1期計画で整備した「レジデンス楽市-I」の効果を確認するとともに、街なか居住に対するニーズや人口減少、少子高齢化の進展を踏まえ、街なか居住を推進するためのソフト事業や新たな集合住宅の整備を実施し、人口の増加を図る必要がある。

○小売業及び一般飲食店事業所数は目標値に達しなかった

小売業及び一般飲食店事業所数については、「えきかふえ SHIRAKAWA」や「楽蔵」の整備のほか、空き店舗家賃補助事業、匠の技チャレンジショップ事業などにより、事業所数の増加を図り、上昇傾向のきざしが見えるなどの効果が得られた。しかしながら、東日本大震災及び原発事故の影響により事業所数は再び減少傾向となっている。また、歴史的モール拠点整備事業が1期計画期間内に実施できる可能性が低い見込みとなるなどの要因が重なり、当初の目標を達成できなかったことから、事業所の減少に対して一層の対応が必要である。

このため、2期計画においては、1期計画で効果のあった空き店舗を活用した出店支援について一層の促進を図るとともに、1期計画で整備した拠点を活用して街なかの賑わい創出を図り、事業所の増加及び商店街の活性化に取り組む必要がある。



1期計画の課題については、今後も改善が求められる。

(2) 2期計画を策定する理由及び必要性

① 2期計画を策定する理由

1期計画で目標を達成できなかった「居住人口」及び「小売店及び一般飲食店事業所数」の改善に取り組む必要がある。

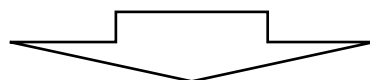
○ 中心市街地の居住人口の改善に取り組む理由

居住人口については、1期計画の取組みが十分でなかったことから、当初の目標を達成できず、近年のトレンドに沿って減少を続けている。また、中心市街地は市域全体に比べ少子高齢化や人口減少の傾向が強く、さらに、アンケート調査の結果から、中心市街地の居住者が周辺地域よりも活性化を感じていない状況も明らかとなっている。

中心市街地に、一定以上の居住人口を確保していくことは、地域にとって必要なコミュニティ機能を維持するために必要不可欠であることから、生活者が暮らしやすさを感じる街となるよう取り組むとともに、街なかの賑わい創出のためにも街なか居住を促進し、地域の交流密度を高めていく必要がある。

○ 中心市街地の事業所数の改善に取り組む理由

事業所数については、高齢化や後継者の不足を背景とした減少に加え、東日本大震災や原発事故の影響により、新規に出店しようとする事業者の意欲や商店街の活力が低迷している状況にある。この状況からの改善を図らなければ、事業所の減少や空き店舗の増加が進行し、商店街の活力や街なかの商業機能のさらなる低下をもたらし、その結果として居住者や来街者の利便性の低下も懸念される。このため、2期計画で適切な対策を講じていく必要がある。



さらに、中心市街地活性化に向けた取組みに期待される効果から、2期計画を策定する必要性（意義）について、次のようにまとめられる。

②2期計画策定の必要性（意義）

○1期計画で得られた効果の継続

1期計画の取組みにより、中心市街地の利便性の向上や回遊の促進が図られ、来街者や交流人口は大幅に増加したほか、市街地内の居住者や事業者が積極的に活性化に取り組みはじめるなど、一定の効果が得られた。この効果を一時的なものとしないう、2期計画においても継続して取り組むとともに、さらなる効果を生み出し、市域全体へと波及するよう取り組んでいく必要がある。

○人口減少時代でも快適で魅力的な地域づくり

全国的な課題である人口減少社会の到来は、本市においても現実のものとなっている。特に車への依存度が高い本市においては、今後さらに進行する人口減少、少子高齢化により、日常の買い物や病院への通院などに不便と感じる生活弱者の増加、拡散した社会基盤の維持によるコストの増大とそれに伴う住民へのサービスの低下や負担の増大、移動手段の減少などによるコミュニティの衰退などが懸念される。このため、本市の生活者が快適に暮らすために必要な機能を効率的に提供するには、公共交通機関の結節点にあり、公共公益機能、商業機能、コミュニティの拠点機能といった各種の都市機能が集約されている中心市街地を核として、市域全体へと広がる複合的なサービスの提供につなげていくことが最も効果的である。また、歴史的に白河地方の中核として発展してきた中心市街地の活性化を図ることは、ポテンシャルの高い本市の魅力さをさらに高め、本市の個性を代表する「まちの顔」として市民の自信や誇りにつながるものであり、継続して積極的に取り組んでいく必要がある。

○1期計画の効果を通じた市民の意識やニーズの変化への対応

アンケート調査から、1期計画の効果により買物や公共施設への満足度が向上していることが確認されたほか、子育て世代の中心市街地への居留意向が強いこと、街なか居住の推進のためには医療・福祉分野の充実が求められていること、商業機能としては品質や専門性が求められていること、交流人口の増加を背景に飲食店が求められていることなどのニーズの変化や、中心市街地活性化の気運が市全体で高まっていることが明らかとなった。2期計画では、こうした市民のニーズに応じてコンパクトで質の高いまちづくりを目指し、「誰もが楽しめる街」、「住みたくなる街」の実現に向けて取り組む必要がある。

○中心市街地の資源のさらなる活用

本市は、歴史的・文化的資源が豊富であるが、城下町として発展してきた歴史を持つ中心市街地はこうした資源が特に集中しており、1期計画ではこれらを活用したまちづくりに取り組んできた。さらに本市では、平成23年に「歴史的風致維持向上計画」及び「景観計画」を策定するなど、こうした資源の保全と活用をこれまで以上に推進することとしており、中心市街地は特に重要な区域とされている。2期計画では、1期計画の方針を継続するとともに、関連計画との連携を図りながら、足元にある資源を活用し、街なかの魅力の向上を図る必要がある。

○東日本大震災及び原発事故からの復興

東日本大震災及び原発事故で甚大な被害を受けた本市では、被災からの復旧・復興の指針として平成23年12月に「白河市震災復興計画」を策定した。同計画では、産業の振興や魅力ある地域づくりなどの分野で中心市街地活性化の取組みが位置付けられており、同計画の着実な実現に向けて平成24年3月に策定した「白河市復興事業計画（第1次）」では、1期計画に位置付けた事業のうち、12事業が計画事業に位置付けられている。2期計画では、小峰城跡の石垣復旧など、震災からの復旧・復興に関連した事業も新たに計画事業に位置付けるなど、本市の復興を推進するためにも、中心市街地活性化に取り組む必要がある。

[7] 白河市中心市街地活性化コンセプト

白河の中心市街地の特性は、城下町として発展してきた歴史、そこで培われた伝統と文化にほかならず、市民アンケートの結果やこれまでの取組みからも、これらの有形無形の資源を活用したまちづくりの一層の推進が望まれていることから、2期計画においても、1期計画のコンセプトを継承することとする。

足元にある資源を貴重な既存ストックとして活用するとともに、人口減少・少子高齢化を念頭におきつつ、街の魅力に磨きをかけ、生活者にとって暮らしやすさや快適さが感じられることはもとより、多岐にわたるソフト事業を重視し、さまざまな人々が集まり、楽しむことができる本市の個性を代表する街の顔として再生し、白河藩主松平定信の理念に基づいた「市民共楽（土民共楽）のまちづくり」の実現を目指す。

歴史・伝統・文化が息づく市民共楽の城下町

[8] 白河市中心市街地活性化基本方針

[7] のコンセプトと併せて、基本方針についても1期計画を継承することとする。

基本方針1 城下町の快適な暮らしづくり

歴史的に、白河小峰城の城下町として白河地方の中心的な役割を果たしてきた中心市街地には、行政機関、銀行、郵便局、病院などの公共公益施設、商店などが徒歩圏内に集積している。また、鉄道や路線バスといった公共交通の結節点でもある。

2期計画では、人口減少・少子高齢化を念頭に、公共交通等の維持及び利用促進を図るとともに、生活者が快適に暮らせる居住環境を形成していくこととし、優良な住宅や都市福利施設等のさらなる集積、個性を重視した街並み形成、歩きやすい街路の整備を進めていく。また、良質なコミュニティ形成を促進するため、人と人とのつながりを重視した様々な取組みを展開するとともに、歴史、伝統、文化を通じた交流を図っていく。

基本方針2 匠の技とおもてなしの商店街づくり

伝統を誇る中心市街地の商業には、だるまや和菓子など職人たちの技、ラーメンやそばなど人々の味覚を楽しませる味わいがある。そして、みちのくの玄関口としての長い歴史を経て培われた、商人たちのおもてなしの心がある。これら、個店の本来の魅力を引き出し、郊外大型店とは趣向の異なる付加価値の提供で顧客を呼び戻す。

2期計画では、高齢化や後継者不足を背景とした事業所等の減少に加え、東日本大震災や原発事故の影響により活力が鈍化している商店街を活気溢れる街に再生させるために、1期計画で大きな下支え効果のあった空き店舗出店の促進を継続するほか、空き店舗等の既存ストックをさらに有効に活用するとともに、核となる人材を育成し、まちなか創業を支援する環境整備を推進する。また、1期計画で整備した拠点施設を軸に、民間事業者や商店街と連携を図りながら、街なかの賑わいを創出する。

基本方針3 市民共楽のふるさとづくり

文化の薫り豊かな白河の風土は、歌枕・憧憬の地として名高い白河関について能因や芭蕉など時代を代表する風流人たちが多くの歌や紀行文を残してきたことや、室町時代の領主結城政朝が催した一日一万句の連歌興行をはじめとして、古くから盛んに行われてきた文化的な活動などにより醸成された。また、江戸時代には白河藩主松平定信が、「士民共楽」の理念の下に南湖公園を築造し、身分の差を超え皆と楽しみを共有した。これらの風土や理念を受け継ぎ、市民や白河を訪れる人の誰もが白河の歴史・伝統・文化を感じながら楽しく回遊し、憩うことのできる環境づくりを、白河の顔である中心市街地で推進していく。

2期計画では、1期計画から引き続き、JR白河駅前地区において、幅広い世代が集い、楽しむことができる複合的な文化・芸術交流拠点を形成し、コンパクトなまちづくりに対応する都市機能の集積を図る。また、白河小峰城やJR白河駅周辺、旧奥州街道を舞台に繰りひろげられている伝統行事やまちの営みを、丁寧に次の世代に伝えていくとともに、足元にある本市の魅力を発掘し、個性の表現に磨きをかけ、震災からの復興という強い意志をもって、市民の誇りとなる「ふるさと白河」を中心市街地から全国に向けて発信していく。

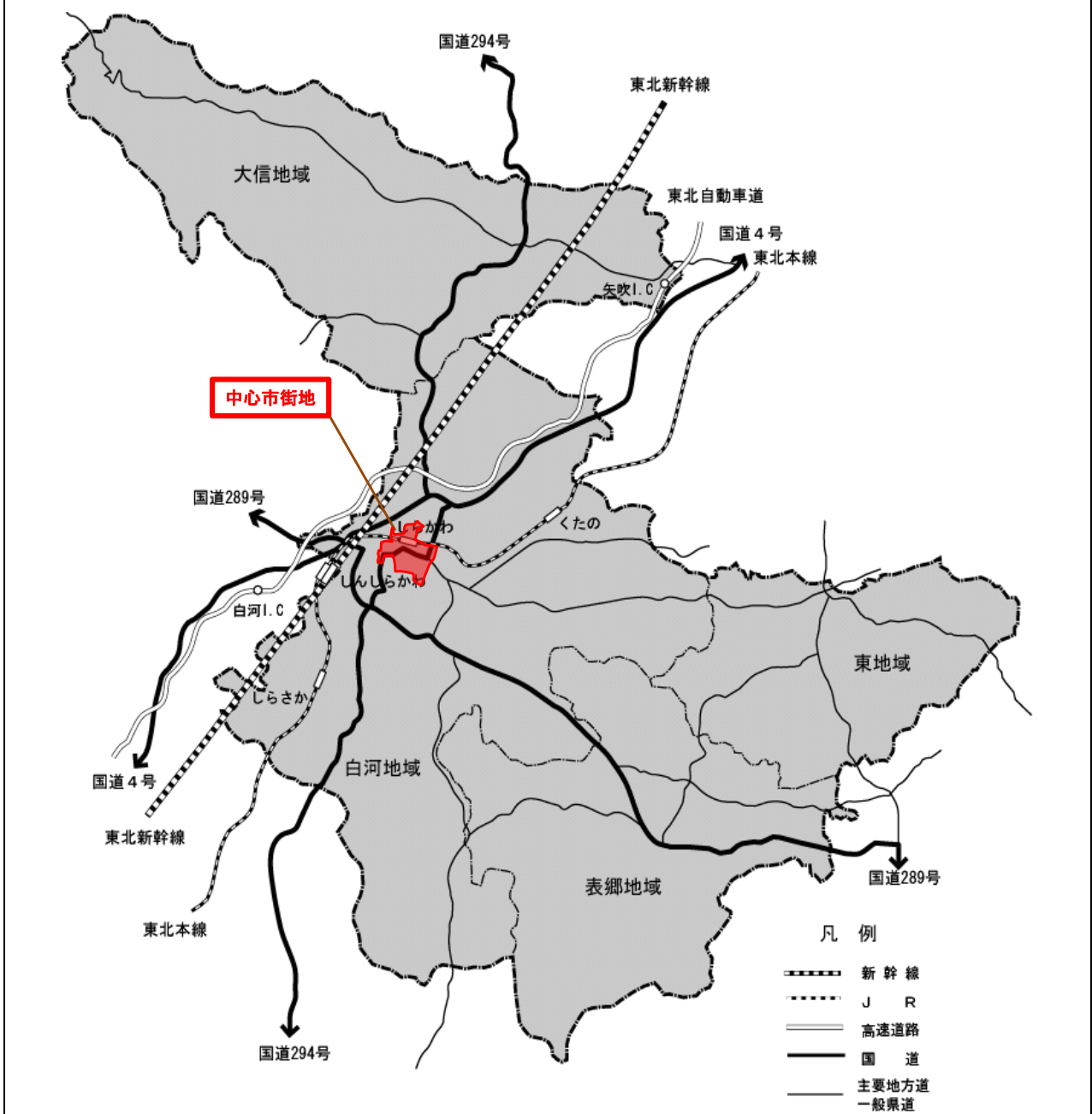
2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

白河市の中心市街地は、江戸時代の白河藩 10 万石の城下町として形成された。明治 20 年には鉄道が開通し、白河駅が置かれた。昭和 57 年の東北新幹線開業以後は新幹線停車駅である新白河駅周辺に大規模小売店の出店が進み、二極化が見られるものの、白河小峰城を中心として発展してきた街の歴史性や、市役所、図書館、病院、銀行、郵便局、公民館などの都市福利施設が集積する中心性から、1 期計画から引き続き、2 期計画においても、基本的に白河駅周辺を中心市街地と位置付ける。

(位置図)

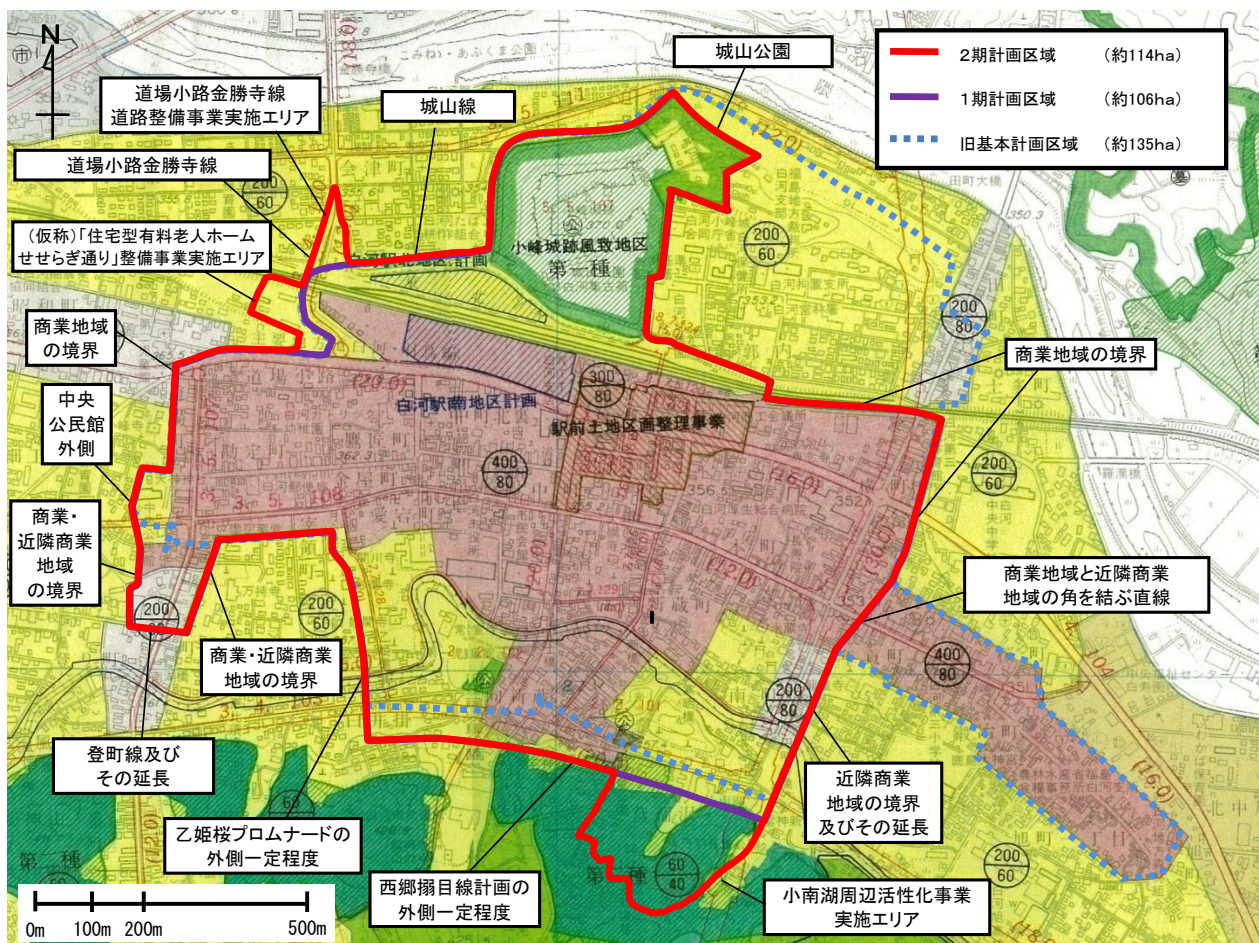


[2] 区域

区域設定の考え方

中心市街地には、白河市の顔であり、都市福利施設の集積する白河駅周辺の市街地、市民の心の拠り所であるとともに観光の拠点である城山公園（白河小峰城）を含める。また、本基本計画期間中に取り組み、市民生活を豊かにするための事業（（仮称）白河市市民文化会館建設事業、マイタウン白河活用事業など）や旧奥州街道沿いをはじめとした街なかの魅力を高め、観光客も含めた来街者が楽しく回遊できる街をつくるための事業（小南湖周辺活性化事業、楽蔵活用促進事業、二番町蔵活用事業など）の実施位置を勘案し、1期計画を基本としながらも、エリア下図に示す約114haの区域を中心市街地とする。（1期計画区域：106ha）

（区域図）



[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要件	説明																						
<p>第1号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>(1) 商業の集積 中心市街地 114ha は市全体面積の 0.37%であるが、小売商店数では市全域の 24.9%、総従業員数では 14.4%、店舗面積では 7.4%、年間商品販売額では 7.0%を占めている。</p> <p style="text-align: center;">商業集積の状況</p> <table border="1" data-bbox="496 555 1425 1115"> <thead> <tr> <th></th> <th>市全域</th> <th>うち中心市街地</th> <th>シェア(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商店数(店舗)</td> <td>503</td> <td>125</td> <td>24.9</td> </tr> <tr> <td>総従業員数(人)</td> <td>3,235</td> <td>467</td> <td>14.4</td> </tr> <tr> <td>店舗面積(m²)</td> <td>106,428</td> <td>7,861</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>年間商品販売額(万円)</td> <td>6,215,575</td> <td>436,767</td> <td>7.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料: 経済センサス-活動調査(H24)</p> <p>(2) 公共公益施設の集積 中心市街地内には、市役所をはじめとして、図書館、市民会館、公民館、マイタウン白河などの公共施設が集積している。また、郵便局や金融機関などの生活に便利な施設も集積している。また、白河厚生総合病院は郊外に移転したものの、医療機関も集積している。</p> <p>(3) 公共交通機関の集積 中心市街地の中心に白河駅があり、1日平均 677人が利用している。また、バスの路線も、白河駅を基点として放射状に広がっており、白河駅は、市内における公共交通の主要な交通結節点としての機能を持っている。</p> <p>(4) 歴史的背景 当該市街地は江戸時代初めの丹羽長重による町割り以降近年まで一貫して白河地域の政治、経済、文化の中心として発展してきた。このため、歴史的にも本市の中心的な位置付けにある。</p>				市全域	うち中心市街地	シェア(%)	商店数(店舗)	503	125	24.9	総従業員数(人)	3,235	467	14.4	店舗面積(m ²)	106,428	7,861	7.4	年間商品販売額(万円)	6,215,575	436,767	7.0
	市全域	うち中心市街地	シェア(%)																				
商店数(店舗)	503	125	24.9																				
総従業員数(人)	3,235	467	14.4																				
店舗面積(m ²)	106,428	7,861	7.4																				
年間商品販売額(万円)	6,215,575	436,767	7.0																				

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

(1) 空き店舗・空地が多い

中心市街地の目抜き通りである中町、本町、天神町をはじめとして各町内で空地や空き店舗が目立つ。平成25年に実施した『中心市街地「空き店舗」実態調査』及び『中心市街地「駐車場・空地」実態調査』によると、中心市街地区域内には97か所の空き店舗、101か所の駐車場・空地があった。

(2) 商業の活力減少

平成19年から平成24年までの5年間で、市全体では平均従業員数が4.9%、平均床面積が28.5%、平均年間商品販売額が25.8%増加している。一方、中心市街地では平均床面積が1.6%増加しているが、平均従業員数が7.5%、平均年間商品販売額が19.7%減少している。

商業構造の比較

		H19	H24	増減(%)
市 全 域	平均従業員数 (人/店舗)	6.1	6.4	4.9
	平均床面積 (㎡/店舗)	165	212	28.5
	平均年間商品販売額 (万円/店舗)	9,821	12,357	25.8
中 心 市 街 地	平均従業員数 (人/店舗)	4.0	3.7	▲ 7.5
	平均床面積 (㎡/店舗)	62	63	1.6
	平均年間商品販売額 (万円/店舗)	4,351	3,494	▲ 19.7

資料：商業統計(H19)、経済センサス-活動調査(H24)

(3) 人口・世帯数の減少

当該市街地の人口は平成 20 年から平成 25 年の 5 年間で、2,999 人から 2,727 人と、9.1%減少している。また、世帯数は、1,274 世帯から 1,252 世帯と、1.7%減少している。

中心市街地の人口、世帯状況

(人)

	H20	H25	増減(人)	増減(%)
人口	2,999	2,727	▲ 272	▲ 9.1
世帯数	1,274	1,252	▲ 22	▲ 1.7
世帯平均人数	2.35	2.18	▲ 0.18	▲ 7.5

資料: 住民基本台帳人口

(4) 高齢化の進行

当該市街地の 65 歳人口比率は平成 17 年から平成 22 年の 5 年間で 33.8%から 38.3%と 4.5 ポイント増加している。

中心市街地の年齢3区分別人口割合

(%)

	H17	H22	増減
0~14歳	9.7	8.9	▲ 0.8
15~64歳	56.5	52.9	▲ 3.6
65歳~	33.8	38.3	4.5

資料: 国勢調査

第3号要件

当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること

(1) 活性化の有効性及び適切性

本市の中心市街地は、歴史的に白河地域の政治、経済、文化の中心として発展してきたため、本市及び周辺地域（県南地域4町4村）で利用する都市機能が集積するとともに、近隣を含め居住者の就業の場としても重要な機能を果たしている。したがって、本市の中心市街地を活性化することは、県南地域の経済・文化・社会活動の発展に寄与することになる。

このため、本市の中心市街地には現在まで多くの社会資本が投資され、その結果、道路、公園、下水道などのインフラが整うとともに、行政機関、医療機関、金融機関等の多様な機能が集積している。これらを適切に維持管理し、最大限に活用しながら中心市街地の活性化を進めることは、インフラ整備のための新たな投資とそれに伴う維持管理コストの発生を抑制するとともに各種都市機能をワンストップで利用できる環境整備につながり、中心市街地区域内だけでなく、市全体の発展に寄与することとなる。

さらに、本市の中心市街地には、城下町としての歴史的・文化的な資源が特に集中しており、これらの資源を有効に活用することにより、本市及び県南地域を代表する顔として文化・社会活動の発展や観光誘客などに寄与することとなる。

加えて、平成23年に発生した東日本大震災及び原発事故により、本市及び周辺地域も甚大な被害を受け、1日も早い復興が望まれている。中心市街地の活性化に向けた取組みは、商業機能などの面から復興に寄与するものである。

なお、各種計画における中心市街地の位置付けは以下のとおりとなっている。

○「白河市第2次総合計画基本構想」（計画期間：H25～H34）

第2章 土地利用構想

市街地ゾーン

- 本市の「顔」となるゾーンとしてコンパクトで質の高い都市づくりのための土地利用を推進
- 居住環境や都市景観の保全・向上、防災・防犯・公害の防止など、多様な視点から推進

○「白河市国土利用計画」（計画期間：H23～H32）

第2章 市土利用の基本構想

2 市土利用の基本方針

(1) コンパクトで質の高いまちを実現する土地利用

人口減少、少子高齢化などが進む中、市街地を大幅に拡大したり、土地の急激な高度利用を進めたりする必要性は

低くなってきています。それに代わり、中心市街地の空洞化への対応、良好な景観の保全・形成、歴史的・文化的な風土や街並みの保全・再生など、土地利用の質的向上が求められるようになってきています。

このような新しい時代ニーズを踏まえて、「コンパクトで質の高いまちづくり」を重視した土地利用を推進します。

○「白河市都市計画マスタープラン」(計画期間：H21～H40)

第5章 都市づくりの方針 ～全体構想～

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

① 城下町を核としたコンパクトな市街地

中心市街地においては、400年の歴史と文化を再認識し、中心市街地の魅力やにぎわいを取り戻すとともに、リングロード(交流の輪)を活かした魅力ある拠点づくりを行います。

県南生活圏の中心的役割を担う都市として、古くから発展してきた産業や交通基盤等を活用し、商業・業務・都市サービスの都市機能の集積や土地の有効利用などを進めます。ただし、周囲の景観を損なうような高度利用は行わないものとし、小峰城跡、南湖公園及び借景となる那須連峰などの景観を守っていきます。

○「白河市商業まちづくり基本構想」(策定期期：H21)

第1章 商業まちづくりの推進に関する基本的な方針

(4) 商業まちづくりの推進に係る基本的な方針

② 地域別の商業まちづくりの方針

1) 白河地域

中心市街地については、都市機能の集積を図る地区として、公共・公益施設の誘導を図るとともに、日用品を取り扱う小型商業施設や商店街の活性化を進め、ふれあいと賑わいのある商業環境の形成を図ります。

○「福島県商業まちづくり基本方針」(策定期期：H18)

2 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向

(3) 商業まちづくりを実現するための基本的な方向

「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」を実現するため、7つの生活圏構想に基づき各生活圏ごとに一定の人口や都市機能が集積し、県民が公共交通機関を利用することで容易にアクセスできる場所に特定小売商業施

設の集積を図る。

○「白河市歴史的風致維持向上計画」(計画期間：H23～H32)

第3章 維持向上すべき歴史的風致

(9) 歴史的風致の維持向上に関する基本方針

①歴史的な町並み景観の保全と歴史的建造物の保存・活用に関する方針

白河市の中心市街地は、旧奥州街道沿道などを中心に歴史的建造物の商家や蔵などの歴史的景観が多く残り、それらを舞台として白河提灯まつりや白河だるま市などが開催され、城下町である白河市の重要な歴史的風致を形成している。

○「白河市景観計画」(計画期間：H23～H42)

第2章 良好な景観の形成に関する方針

1 基本理念と目標

城下町のおもかげを残した中心市街地は、400年来の人々の生活やふれあいの中で育まれた歴史的な財産でもあります。これらの白河らしい景観を慈しみながら、次の世代に伝えていくことが私たち市民に課せられた役割といえます。

○「白河市震災復興計画」(計画期間：H23～H27)

第6章 目標別計画

基本目標4 産業・経済の復興

主要施策4-1 商工業の復興

【取組み方針】

②地域の対外的な顔となる中心市街地の計画的な整備を行い、街なか回遊の促進と地場商店街の賑わい創出を図る。

④中心市街地への商業施設の積極的な誘導や空き店舗活用などの支援を行い、商業の活性化を図る。

3. 中心市街地の活性化の目標

〔1〕白河市中心市街地活性化の目標

白河市中心市街地活性化基本方針に即し、中心市街地の活性化の目標を以下のとおり設定する。

基本方針1 城下町の快適な暮らしづくり

【目標】幅広い世代が暮らしやすさを感じる住環境を整備し、街なか居住の促進を目指す。

- 本市の中心市街地には行政機関、銀行、郵便局、病院などの公共公益施設、商店などが徒歩圏内に集約されているので、都市福利施設等を一層集積し、この特性を引き続き活用する。
- 鉄道や路線バスといった公共交通の結節点となっているので、1期計画から引き続き、これらの活用と歩きやすい街路の整備を進め、自動車を利用できない高齢者等も快適に暮らせる居住環境を形成する。
- 子育て世代をはじめとする若い世代が暮らしやすい環境整備に取り組むとともに、地域コミュニティの維持につとめ、人と人のつながりが見える生活空間を形成する。
- 街なか居住への居住志向に対応する、空き地、空き家等の不動産情報を適切に提供する。
- 生活者の視点にたった暮らしづくりを前提として、街なか居住におけるニーズを適確に捉え、それに応えていくとともに、優良な住宅や都市福利施設等の一層の集積や歩きやすい街路の整備を進めていく。

基本方針2 匠の技とおもてなしの商店街づくり

【目標】商業基盤の整備やおもてなしの取組みにより魅力ある商店街形成を目指す。

- 商店街に空き店舗が増えて連続性が失われつつあるので、1期計画でも大きな効果があった空き店舗等への出店支援やチャレンジショップを継続して実施する。
- 既存ストックともいえる空き店舗を活用した商業基盤を整備するとともに、街なかでの創業を支援する仕組みを構築する。
- 本市の中心市街地には、伝統的な和菓子屋やものづくりの店舗、古くからの専門店など魅力的な店舗があるので、一店逸品運動などにより積極的にPRする。
- 1期計画で整備した拠点施設を活用し回遊性を高めるとともに、民間事業者や商店街等と連携を図り、買い物を楽しむ工夫や街なかのニーズに応える仕組みを構築する。

基本方針3 市民共楽のふるさとづくり

- 【目標】回遊環境の整備や拠点施設の活用促進により、誰もが集い、楽しめる街を目指す。
- 旧奥州街道沿いに点在する蔵や商家などの歴史的風情のある街並みや提灯まつりの山車などを見ながら、鉤型に代表される城下町特有の街路を楽しく回遊できる街にする。
 - 1期計画から引き続き、JR白河駅前地区に、幅広い世代が集い、楽しむことができる複合的な文化・芸術交流拠点を形成するとともに、交流機会を増やす。
 - 白河小峰城やJR白河駅周辺、旧奥州街道を舞台に繰りひろげられている伝統的な行事やイベントにより、街をもっと知ってもらおう。
 - 1期計画で整備した回遊拠点施設の活用を促進し、街なかを訪れる目的の選択肢を広げて、来街者を迎える。

[2] 計画期間の考え方

本基本計画の計画期間は、計画の各事業の効果が発現する時期を考慮し、平成26年4月から平成31年3月までの5年とする。

[3] 数値目標の設定の考え方

(1) 目標値の設定

中心市街地活性化の目標の達成状況を的確に把握するため、各目標について、数値目標を以下のとおり設定する。

基本方針	目標	目標指標 (単位)	基準値 (基準年)	目標値 (H30)
城下町の 快適な暮らし づくり	街なか居住の 推進	市全域に対する 中心市街地の 居住人口の割合 (%)	4.33 (H25)	4.47
匠の技と おもてなしの 商店街づくり	魅力ある 商店街の形成	小売業及び 一般飲食店 事業所数 (事業所)	178 (H24)	192
市民共楽の ふるさとづくり	誰もが集い、 楽しめる まちづくり	平日歩行者 通行量 (人/日)	2,718 (H24)	2,920

(2) 目標値の設定の考え方

①城下町の快適な暮らしづくり

本市では市全体で人口の減少が続いているが、中心市街地は高齢化の進展を背景に減少の割合がより高い状況にある。1期計画では、中心市街地の居住人口を指標としていたが、中心市街地の空洞化を抑制してコンパクトで質の高い街を実現し、地域を活性化する核とするためには、幅広い世代の人が快適に暮らせるまちづくりを推進し、中心市街地に一定以上の割合で居住人口を確保する必要がある。このため、2期計画においては、市全域に対する中心市街地の居住人口の割合を本計画の進捗を把握する指標とする。

②匠の技とおもてなしの商店街づくり

空き店舗を活用した出店や街なかでの創業を支援するとともに、商品の専門知識やおもてなしの心など、郊外大型店とは異なる個店の魅力で顧客を呼び戻して商店街を活性化し、空き店舗の増加により商店街の連続性が失われつつある状況からの改善を目指す。このため、1期計画に引き続き、小売業及び一般飲食店事業所数を本計画の進捗を把握する指標とする。

③市民共楽のふるさとづくり

1期計画では、街なか居住の推進、商店街の活性化とともに、白河固有の歴史・伝統・文化の魅力を発信し、市民、観光客など多くの人で賑わい、交流の広がる中心市街地を目指すこととし、日常的な賑わい回復を図る観点から、平日の歩行者通行量を指標とした。その結果、取組みの効果を十分に把握でき、2期計画においてはこれをさらに推進するため、1期計画に引き続き、平日の歩行者通行量を本計画の進捗を把握する指標とする。

(3) 目標値の設定根拠

①「城下町の快適な暮らしづくり」に関する目標

指標（単位）	市全域に対する中心市街地の居住人口の割合（％）		
基準値及び目標値	4.33（H25）	⇒	4.47（H30）

○関連事業

（直接的効果）商工会議所館跡地住宅整備事業、二番町住宅整備事業、街なか集合住宅建設助成事業、子育て世代集合住宅家賃補助事業、（仮称）「住宅型有料老人ホームせせらぎ通り」整備事業

（間接的効果）（仮称）白河市民文化会館建設事業、市民会館南線・北線整備事業、安全・安心身近な整備事業、身近なまちづくり支援街路事業、国道294号白河バイパス整備事業、白河停車場線無電柱化事業、道場小路金勝寺線道路整備事業、白河駅白坂線整備事業、市民駐車場整備事業、マイタウン白河活用事業、おひさま広場推進事業、在宅医療推進事業、新規医療施設開業促進事業、高齢者サロン事業、（仮称）マイタウンわくわくパーク整備事業、空き家バンク事業、空き家改修等支援事業、空室情報提供事業、街なかあったサービス事業、白河市中心市街地商業活性化アドバイザー活用事業、市内循環バス事業

○目標数値の根拠

市全体の人口に対する中心市街地の割合は、基準年（平成25年）で4.33%である。1期計画期間の人口のトレンドによると、市全体では年間0.8%程度で減少しているのに対し、中心市街地は年間1.9%程度で減少している。この状態が続くと、2期計画期間内で中心市街地の占める人口の割合は0.23ポイント減少すると見込まれる。このため、以下の事業により市全体に対して占める中心市街地の人口の割合が増加傾向に転じ、東日本大震災の発生以前まで回復することを目指す。

A. 近年のトレンドによる減少

市全域の居住人口は、1期計画期間内で年間0.8%程度減少している。この状態が続くと仮定すると、2期計画期間内でおおよそ2,468人が減少し、60,470人となる。

一方、中心市街地の居住人口は1期計画期間において年間1.9%程度減少している。この状態が続くと仮定すると、2期計画期間内でおおよそ247人が減少する。

B. 商工会議所会館跡地住宅整備事業による増加

中心市街地は、市内で震度6強を観測した東日本大震災においても被害が比較的少なく、地震に強い地域との認識から、住環境としての優位性を高めている。これを踏まえ、1期計画で整備した「レジデンス楽市-I」と同等の集合住宅として、2LDK16戸、1LDK4戸を新たに整備し、多様な居住ニーズに対応する。2LDKに4人世帯及び3人世帯が入居し、うち4戸に4人世帯が入居すると仮定する。また、1LDKに2人が居住すると仮定し、新築物件の入居率を0.9（福島県宅地建物取引業協会白河支部からの聞き取

り調査) を乗じる。

$$4 \text{ (人)} \times 4 \text{ (戸)} \times 0.9 \div 14 \text{ (人)} \quad \dots \textcircled{1}$$

$$3 \text{ (人)} \times 12 \text{ (戸)} \times 0.9 \div 32 \text{ (人)} \quad \dots \textcircled{2}$$

$$2 \text{ (人)} \times 4 \text{ (戸)} \times 0.9 \div 7 \text{ (人)} \quad \dots \textcircled{3}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = \underline{53 \text{ (人)}}$$

C. 街なか集合住宅建設助成事業による増加

1期計画期間内において街なか集合住宅建設助成事業は3件の実績があった。3件とも新築に関する案件で、うち1件は旧農協会館住宅整備事業に対する補助である。そこで、集合住宅の新築に対する補助を継続するとともに、補助制度の一層の周知を図り、5年間で4件の実績を目指す。そのうち1件は商工会議所会館跡地住宅整備事業での活用と見込まれることから、B.において積算済みとなる。中心市街地内の集合住宅の1棟あたりの平均戸数は約6戸(白河市調査)であることから、残る3件で18戸程度の新規住宅の供給を見込む。白河市の民営借家(共同住宅)の1戸あたりの人員は1.9人(平成20年住宅・土地統計調査)であり、新築物件の入居率0.9を乗じる。

$$18 \text{ (戸)} \times 1.9 \text{ (人/戸)} \times 0.9 \div \underline{30 \text{ (人)}}$$

D. 子育て世代集合住宅家賃補助事業による増加

子育て世代をはじめとした若い世代が中心市街地の賃貸物件に入居する場合に賃借料の一部を補助することにより、空室などを活用し、2人世帯について年間10世帯の増加を見込む。

$$2 \text{ (人/戸)} \times 10 \text{ (世帯)} \times 5 \text{ (年)} = \underline{100 \text{ (人)}}$$

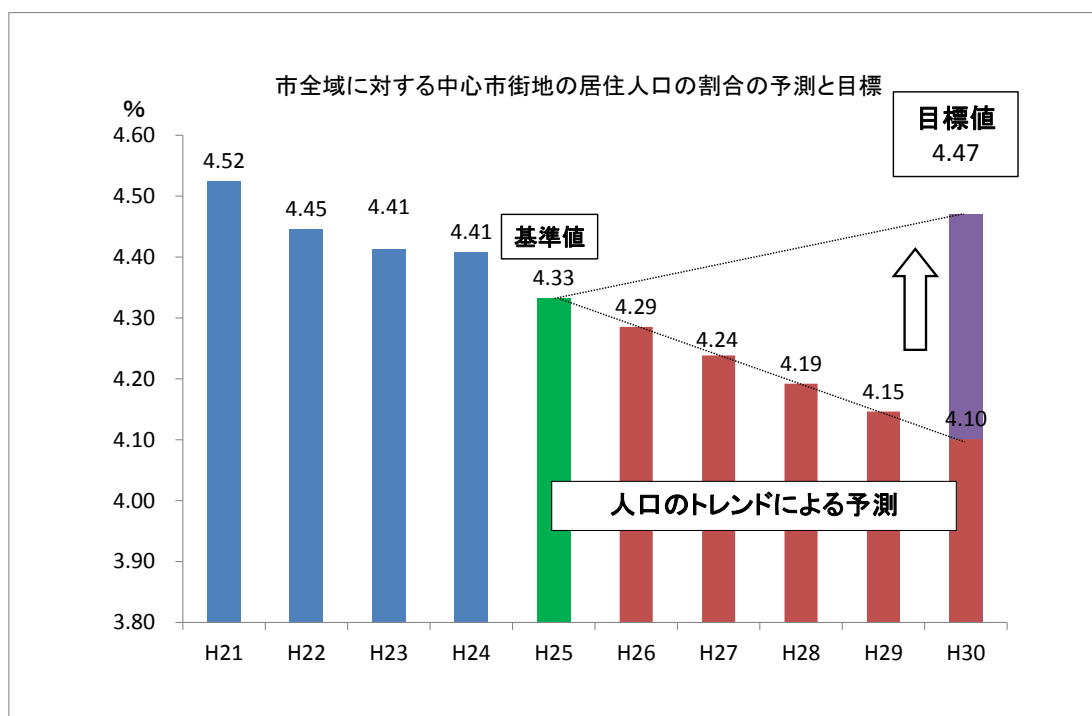
E. (仮称)「住宅型有料老人ホーム せせらぎ通り」整備事業による増加

高齢者が街なかで快適な生活を送る事ができるサービス付きの高齢者向け居住施設として、(仮称)「住宅型有料老人ホーム せせらぎ通り」を整備することにより、入居定員予定数の40人の増加を見込む。

A~E から、平成30年度における市全体の人口に対する中心市街地の割合を 4.47% とする。

市全域に対する中心市街地の居住人口の割合に関する目標値設定総括表

平成25年度の人口(中心市街地)	2,727人
平成25年度の人口(市全体)	62,938人
平成25年度の人口割合(市全体に対する割合)	4.33%
A. 近年のトレンドによる減少	-247人
B. 商工会議所会館跡地住宅整備事業による増加	53人
C. 街なか集合住宅建設助成事業による増加	30人
D. 子育て世代集合住宅家賃補助事業による増加	100人
E. (仮称)「住宅型有料老人ホーム せせらぎ通り」 整備事業による増加	40人
合計(中心市街地人口)	2,703人
平成30年度の人口(市全体の推計値)	60,470人
合計(市全体に対する割合)	4.47%
平成30年度の目標値	4.47%



②「匠の技とおもてなしの商店街づくり」に関する目標

指標（単位）	小売業及び一般飲食店事業所数（事業所）		
基準値及び目標値	178（H24）	⇒	192（H30）

○関連事業

（直接的効果）（仮称）白河市市民文化会館建設事業、マイタウン白河活用事業、商工会議所会館跡地住宅整備事業、空き家バンク事業、街なかあったかサービス事業、空き店舗家賃補助事業、空き店舗改修補助事業、匠の技チャレンジショップ事業

（間接的効果）市民会館南線・北線整備事業、身近なまちづくり支援街路事業、屋外広告物規制対策事業、景観まちづくり支援事業、歴史的まちなみ修景事業、伝統的技術伝承事業、小峰城跡災害復旧事業、小峰城跡史跡整備事業、景観形成事業、市民駐車場整備事業、二番町住宅整備事業、小グループ街なか活動支援事業、二番町蔵活用事業、山車会館整備事業、楽蔵活用促進事業、コワーキングスペース設置事業、えきかふゑSHIRAKAWA活用促進事業、白河市中心市街地商業活性化アドバイザー活用事業、産業支援センター運営事業、起業家支援・育事業、経営力強化支援事業、地元高校生街なかタイアップ事業、まちゼミ事業、一店逸品運動、魅力発掘飲食店活性化事業、駅マルシェ（朝市）の開催、街なか休憩所設置事業、白河石活用促進事業、食の商品開発事業、白河銘菓開発事業、観光アプリ開発事業、白河CM作成事業、白河駅前イルミネーション事業、平成27年度ふくしまディスティネーションキャンペーン、敬老会商品券配布事業、子育て応援パスポート事業、城下町白河お雛様めぐり、しらかわ食と職の祭典、白河商工会議所青年部プロジェクト事業、大昭和祭り、街なか子ども駅伝大会、ご当地キャラこども夢フェスタ in 白河、白河関まつり、白河だるま市、市内循環バス事業、交通機関等連携観光情報発信事業、地域情報ネットワーク事業

○目標数値の根拠

事業所数については、1期計画で実施した事業の効果により一時的に増加傾向が見られたものの、東日本大震災以降、再び減少に転じている。このため、以下の事業の実施により増加を目指す。

A. 近年のトレンドによる減少

中心市街地の事業所数は1期計画期間において年間3.2%程度の減少率で推移しており、この状態が続くと、2期計画期間内でおよそ31事業所が減少する。

B. 商工会議所会館跡地住宅整備事業による増加

商工会議所会館跡地住宅整備事業では、1期計画で整備した「レジデンス楽市 - I」と同等の集合住宅を整備することとしており、1階をテナントとして5事業所の増加を見込む。

C. 街なかあったかサービス事業による増加

街なかあったかサービス事業では、サービスや食品販売の拠点として2店舗を整備することとしていることから、2事業所の増加を見込む。

D. 空き店舗家賃補助事業による増加

1期計画の基準年（平成24年度）までの4年間で14件の活用実績があったことから、出店希望者に提供する物件の情報を拡充するなど、補助事業のさらなる利用促進を図り、年間4件の実績を見込む。

$$4（件／年） \times 5（年） = 20（事業所）$$

E. 空き店舗改修補助事業による増加

2期計画から新たに空き店舗物件の改修について補助することにより、年間2件の空き店舗解消を目指す。

$$2（件／年） \times 5（年） = 10（事業所）$$

F. チャレンジショップと空き店舗補助による増加

1期計画で整備したチャレンジショップ（2店舗）で経験を積んだ事業者が1年間の試行期間終了後に中心市街地に出店する際に、空き店舗家賃補助事業や空き店舗改修補助事業などで支援することにより、中心市街地への定着を図る。

$$2（事業所） \times 4（年） = 8（事業所）$$

A～Fから、平成30年度におけ小売業及び一般飲食店事業所数を 192事業所とする。

「商工会議所会館跡地住宅整備事業」については、事業内容の変更により商業スペースを整備しないこととなり、当初予定していた事業効果が見込めないものとなった。

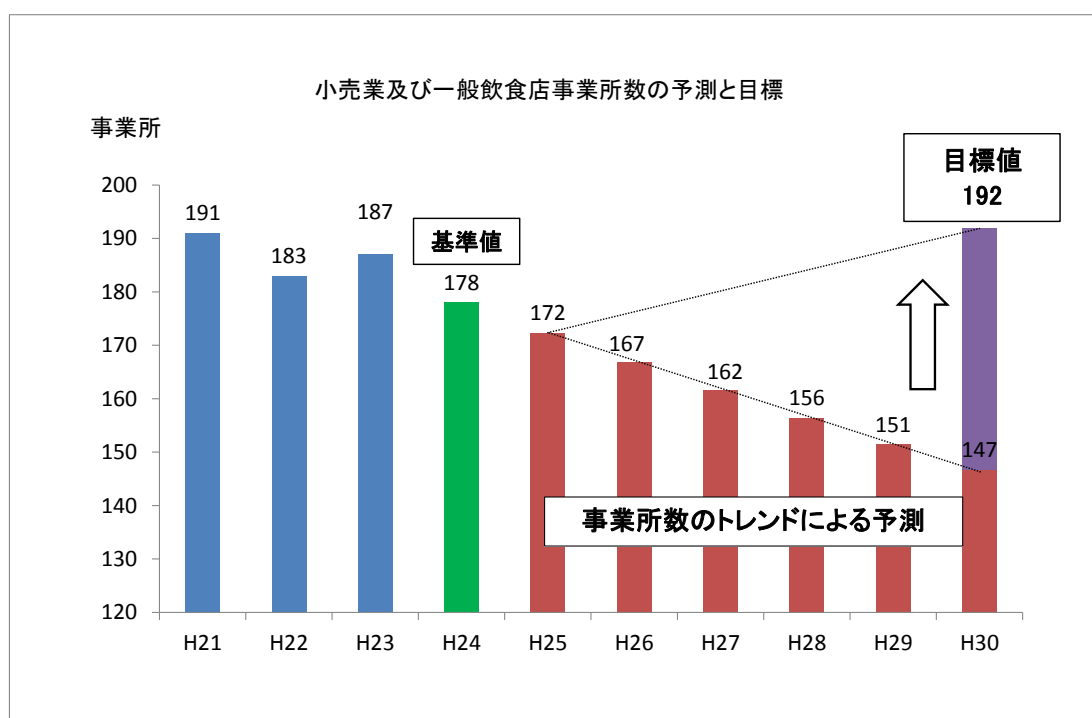
しかし、平成28年度定期フォローアップにおいては、着実に利用実績を伸ばしている「空き店舗家賃補助事業」などの各種ソフト事業を継続して実施することにより、目標達成は可能と見込んでいる。

なお、当該住宅整備事業により見込んでいた5事業所については、「（仮称）市民文化会館建設事業」及び「マイタウン白河活用事業」により既に3事業所が増加しており、さらに新たに着手した「空き家バンク事業」により2事業所の増加を見込んでいることから、目標達成に向けて取り組んでいく。

小売業及び一般飲食店事業所数に関する目標値設定総括表

(事業所)

平成24年度の事業所数	178
A. 近年のトレンドによる減少	-31
B. 商工会議所会館跡地住宅整備事業による増加	5
C. 街なかあったかサービス事業による増加	2
D. 空き店舗家賃補助事業による増加	20
E. 空き店舗改修補助事業による増加	10
F. チャレンジショップと空き店舗補助による増加	8
合計	192
平成30年度の目標値	192



③「市民共楽のふるさとづくり」に関する目標

指標（単位）	平日歩行者通行量（人／日）		
基準値及び目標値	2,718（H24）	⇒	2,920（H30）

○関連事業

（直接的効果）（仮称）白河市市民文化会館建設事業、マイタウン白河活用事業、（仮称）マイタウンわくわくパーク整備事業、商工会議所会館跡地住宅整備事業、楽蔵活用促進事業

（間接的効果）市民会館北線・南線整備事業、安全・安心身近な整備事業、小南湖周辺活性化事業、身近なまちづくり支援街路事業、国道294号白河バイパス整備事業、白河停車場線無電柱化事業、道場小路金勝寺線道路整備事業、屋外広告物規制対策事業、景観まちづくり支援事業、歴史的まちなみ修景事業、歴史的風致形成建造物保存修景事業、旧脇本陣柳屋旅館建造物群整備事業、しらかわ歴史回廊事業、白河歴史教科書作成事業、小峰城跡災害復旧事業、小峰城跡史跡整備事業、ポケットパーク整備事業、白河駅白坂線整備事業、景観形成事業、しらかわ歴史景観「蔵ウォーク」、伝統的技術伝承事業、歴史街歩きマップ作成事業、市民駐車場整備事業、市民文化会館運営管理事業、市民文化会館プレイベント開催事業、白河市民会館さよならイベント、りびらん古本バザール事業、りびらん利用促進講演会、りびらんおはなし会事業、りびらん映画上映会事業、おひさま広場推進事業、高齢者サロン事業、マイタウン白河活性化事業、二番町住宅整備事業、小グループ街なか活動支援事業、街なかあったかサービス事業、二番町蔵活用事業、山車会館整備事業、匠の技チャレンジショップ事業、学生チャレンジショップ事業、コワーキングスペース設置事業、えきかふえSHIRAKAWA活用促進事業、白河市中心市街地商業活性化アドバイザー活用事業、一店逸品運動、魅力発掘飲食店活性化事業、駅マルシェ（朝市）の開催、街なか休憩所設置事業、食の商品開発事業、白河銘菓開発事業、観光アプリ開発事業、白河CM作成事業、白河駅前イルミネーション事業、平成27年度ふくしまディスティネーションキャンペーン、敬老会商品券配付事業、子育て支援パスポート事業、城下町白河お雛様めぐり、しらかわ食と職の祭典、白河商工会議所青年部プロジェクト事業、大昭和祭り、街なか子ども駅伝大会、ご当地キャラこども夢フェスタ in 白河、白河関まつり、白河だるま市、市内循環バス事業、バス・鉄道利用促進デー、公共交通機関等連携観光情報発信事業、地域情報ネットワーク事業、観光ボランティアガイド事業、白河寺院朱印状まわり事業、街なか定期座禅会事業、宗祇白河紀行連句賞事業、歴史・伝統・文化ネットワーク事業、白河ふるさと人づくり事業、白河小峰城さくらまつり、白河提灯まつり

○目標数値の根拠

平日歩行者通行量は、1期計画では目標を達成した。2期計画では、誰もが集い、歩いて楽しい街を実現するための取組みをさらに進め、一層の交流人口の増加と賑わいの創出を目指す。

A. (仮称)白河市市民文化会館建設事業による増加

事業計画では、年間来館者数の目標を114,660(人/年)としているため、現在の市民会館の実績値である36,450(人/年、平成24年度)からの増分を事業の効果による増と考える。

$$114,660(\text{人/年}) - 36,450(\text{人/年}) = 78,210(\text{人/年})$$

年末年始及び週1回の休館を仮定し、年間の稼働日数を308日と想定すると、1日あたりの来館者数は、

$$78,210(\text{人/年}) \div 308(\text{日}) \div 253(\text{人/日})$$

となり、このうち2割が徒歩で来館(白河市立図書館の来館手段調査を参考)し、うち半数が調査地点(C:白河駅前南北 又は D:白河駅前東西)を往復すると仮定し、50(人/日)の増加を見込む。

$$253(\text{人/日}) \times 0.2(2\text{割}) \div 2(\text{半数}) \times 2(\text{往復分}) \div \underline{50(\text{人/日})}$$

B. マイタウン白河活用事業による増加

事業計画では、年間来館者数について9,066(人/年)の増加を目標としている。年間の稼働日数は359日であることから、1日あたりの利用者数は、

$$9,066(\text{人/年}) \div 359(\text{日}) \div 25(\text{人/日})$$

来館者は調査地点(E:マイタウン白河前)を往復するので、50(人/日)の増加を見込む。

$$25(\text{人/日}) \times 2(\text{往復分}) = \underline{50(\text{人/日})}$$

C. 住宅整備事業による増加

1期計画の最終年度に完成した「レジデンス楽市-I」及び商工会議所会館跡地住宅整備事業で整備する集合住宅において、入居者の43%は中心市街地を回遊(市民アンケートによる中心市街地居住者の来街頻度)し、調査地点のいずれかを往復すると仮定する。

$$53(\text{人}) \times 0.43(\text{回遊する率}) \times 2(\text{往復分}) \div 45(\text{人/日})$$

$$45(\text{人/日}) \times 2(\text{棟}) = \underline{90(\text{人/日})}$$

D. 楽蔵活用促進事業による増加

1期計画で整備した「楽蔵」について、平成24年度の来場者数は57,752人であり、1日あたりの来場者数は158(人/日)となることから、利用促進を目的としたPRイベントなどにより更なる周知を図り、1割の増加を目指す。このうち、半数が徒歩で来場すると仮定し、調査地点のいずれかを往復すると仮定する。

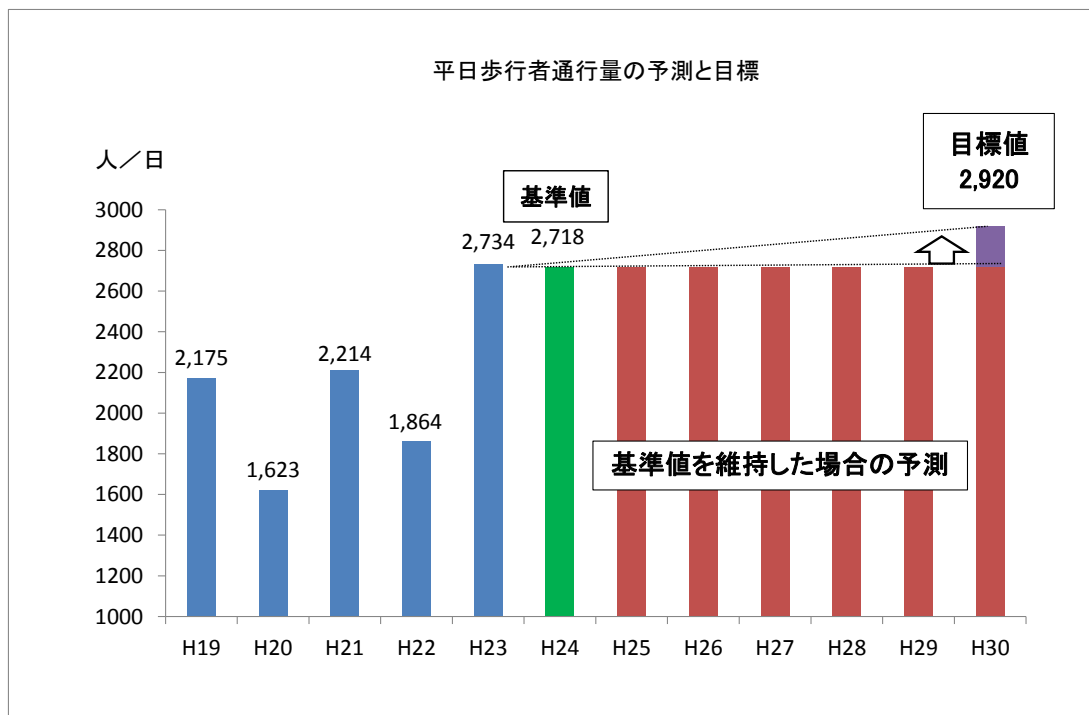
$$158(\text{人/日}) \div 2(\text{半数}) \times 2(\text{往復分}) = \underline{158(\text{人/日})}$$

A~Dから、平成30年度における平日歩行者通行量の目標を2,920人/日とする。

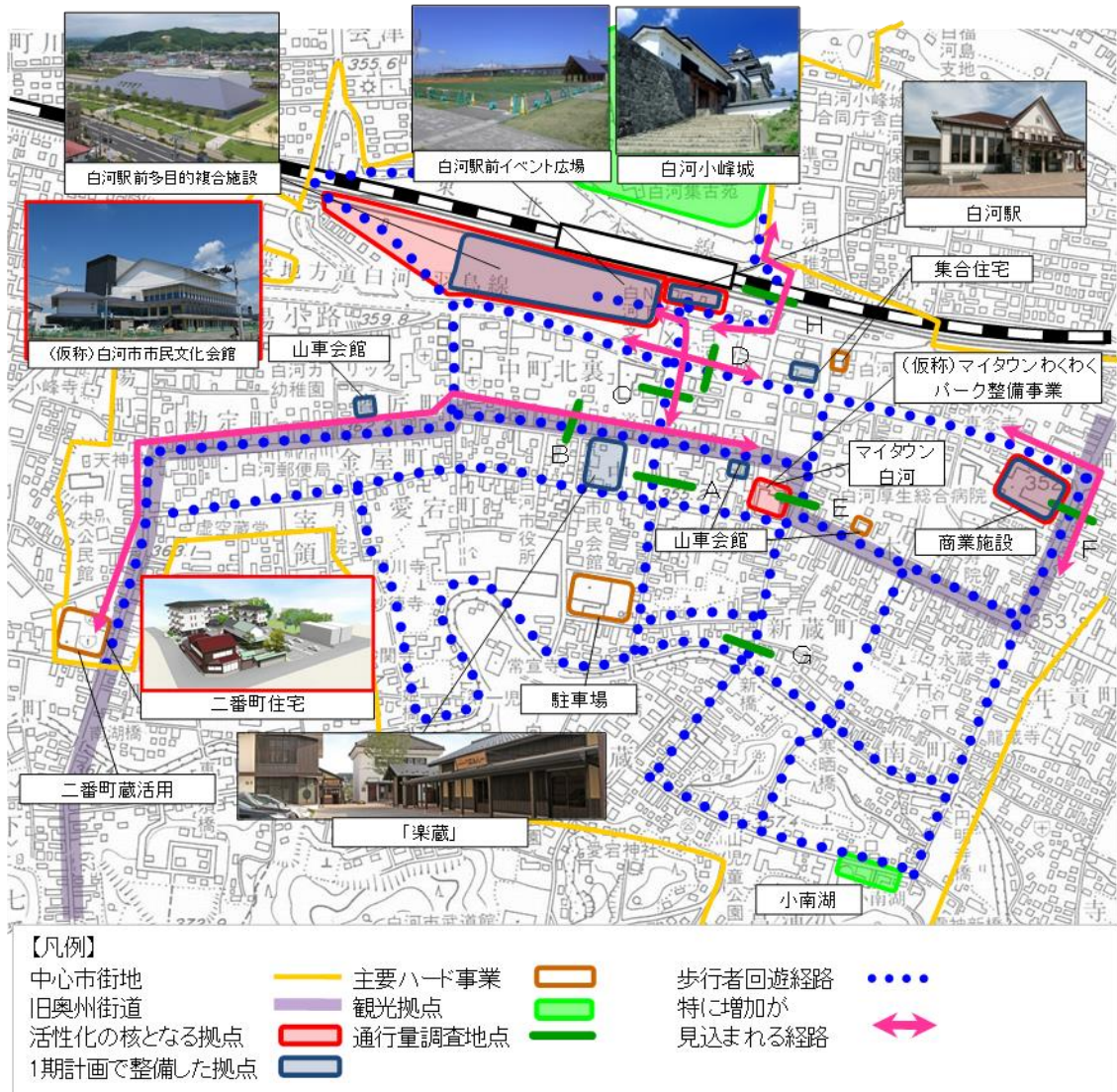
平日歩行者通行量に関する目標値設定総括表

(人/日)

平成24年度の通行量	2,718
A. (仮称)白河市市民文化会館建設事業による増加	50
B. マイタウン白河活用事業による増加	50
C. 住宅整備事業による増加	90
D. 楽蔵活用促進事業による増加	15
合計	2,923
平成30年度の目標値	2,920



【回遊イメージ】



〔4〕フォローアップについて

①「城下町の快適な暮らしづくり」に関する目標

【指標】市全域に対する中心市街地の居住人口の割合

毎年10月1日を基準日とし、市全域については国勢調査（現住人口）から、中心市街地については住民基本台帳から数値目標の達成状況を把握する。また、事業の進捗状況及び数値目標の達成状況について毎年度確認し、必要に応じて改善措置を講じていく。さらに、計画期間の最終年度終了後に再度検証を行う。

②「匠の技とおもてなしの商店街づくり」に関する目標

【指標】小売業及び一般飲食店事業所数

市の調査により小売業及び一般飲食店事業所数を毎年把握する。また、事業の進捗状況及び数値目標の達成状況について毎年度確認し、必要に応じて改善措置を講じていく。さらに、計画期間の最終年度終了後に再度検証を行う。

③「市民共楽のふるさとづくり」に関する目標

【指標】平日歩行者通行量

市が毎年3月に実施してきた通行量調査を今後も継続し、平日歩行者通行量を把握する。また、事業の進捗状況及び数値目標の達成状況について毎年度確認し、必要に応じて改善措置を講じていく。さらに、計画期間の最終年度終了後に再度検証を行う。

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

(1) 現状分析

白河駅を中心とする市街地は、鉄道、バスなどの公共交通機関が早くから整備され、福島県南地方の中心地として賑わってきた。また、これらと並行して、土地区画整理事業を中心とする総合的な都市基盤整備を推進し、市民生活の基礎となる良質な都市環境の形成に努めてきた。さらに、旧基本計画においても歩行系道路の整備や街路灯の設置が進められた。これらの事業により、既存のインフラストックが活用しやすい状況となった一方、モータリゼーションの進行による自動車交通量の増加や老朽化による街並みの景観悪化など、新たな課題が生じた。

こうした状況を踏まえ、1期計画においては、地域交流の拠点である白河駅前多目的複合施設の整備をはじめとして、歩行系街路のさらなる整備や良好な街並み景観の形成に向けた取組みなどを進めた。その結果、都市機能のさらなる集積や、旧基本計画で課題となっていた街並み景観の改善が図られ、来街者の増加や回遊性の向上に大きな効果が得られた。

しかしながら、モータリゼーションは依然として進行しているほか、来街者の増加に伴い、駐車場や歩いて楽しめる街並みや道路、街なかの回遊や地域交流における拠点施設の拡充に対する要望は依然として強い状況にある。

(2) 事業の必要性

市街地の整備改善は、「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」のいずれの方針にとっても重要な基盤となる。

白河駅南側の市有地は、駅北側の城山公園、官庁街と駅南側の商店街の間に位置しており、1期計画において白河駅前多目的複合施設を整備し、多様な人的交流拠点施設として、来街者の増加や街なかへの回遊促進に大きな効果を発揮しているが、さらに、この隣接地に新たな市民文化会館を整備することとしており、文化芸術を機軸とした拠点機能や街なかの賑わい創出が期待されている。白河駅前におけるこれらの拠点施設による文化ゾーンの形成は、本市はもちろん、県南地域にとっても重要な都市機能の集積となる。併せて、これらを効果的に活用するために、中心市街地内の街路や駐車場などの都市基盤整備を進め、利便性の向上を促進する。

このほか、本市を代表する「まちの顔」としての中心市街地の個性は、豊富な歴史的・文化的資源にあることから、1期計画に引き続き、これらを有効に活用した賑わいの創出をさらに推進する。そのために、史跡周辺の公園整備や歴史的な建造物の保全と活用、城下町の街並みを活かした良好な景観の形成に向けた取組みを進めるほか、本市のシンボリックな存在であり、東日本大震災で甚大な被害を受けた小峰城の復旧を推進する。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況を毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための改善措置を講じていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 (仮称)白河市民文化会館建設事業</p> <p>内容 大ホール、小ホール、多機能楽屋、練習室 緑化施設 モール、駐車場等 (敷地面積) 約26,700㎡ (延べ床面積) 約9,783㎡</p> <p>実施時期 H23~H28</p>	<p>白河市</p>	<p>現在の市民会館は、施設・設備の老朽化に加え、東日本大震災で深刻な被害を受け、根本的な文化芸術施設としての存続が困難となっている。このため、白河駅前に文化芸術を機軸とした新たな「市民文化会館」を整備し、市民の文化芸術活動の活性化を図るとともに、中心市街地の魅力を高め、賑わいを創出する。</p> <p>また、来館者の利便性を向上するための駐車場や、安全で回遊性の高い歩行空間や憩いの広場を整備する。</p> <p>これらは中心市街地活性化の強力な核を構成する施設であり、市民の生涯学習の拠点となることから、「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p> <p>(市民文化会館の構成) ○大ホール=1,104 席 音楽を主とした多目的ホール ○小ホール=321 席 公演、展示会、軽運動など、多目的な利用が可能なホール ○通常時は一般開放する楽屋、多様なニーズに対応する大・小の練習室、サロンコンサートや</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(中心市街地文化ゾーン地区))</p> <p>実施時期 H24~ H28</p>	

		<p>イベントも可能な中庭、施設の回遊性を高め、日々の賑わいを創出するモール</p> <p>○駐車場・通路＝約15,000㎡</p> <p>約330台を収容できる駐車場と、市民文化会館利用者の利便性と回遊性を向上させる歩行系通路（A＝約500㎡ L＝約60m、W＝約30m）</p>		
--	--	---	--	--

【イメージ図】



<p>事業名 市民会館南線・北線整備事業</p> <p>内容 現道改良、拡幅等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民会館南線 L＝80m W＝9.0m 市民会館北線 L＝80m W＝6.0m 	白河市	<p>市民駐車場整備事業で整備する駐車場周辺の安全性と利便性を確保するため、整備予定地の南北に隣接する現道を改良整備する。</p> <p>市民会館南線は、都市計画道路白河駅白坂線から市民駐車場や市役所へと続く新たな玄関口として、現状の狭隘な道路を拡幅し、大型バスへの対応も可能とする。さらに、路肩にゆとりのある歩行スペースを設置する</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（白河市中心市街地地区））</p> <p>実施時期 H28～H29</p>	
--	-----	--	---	--

<p>実施時期 H28～H29</p>		<p>とともに、良質な歩行空間を形成し、回遊性の向上を図る。 また、市民会館北線についても現状の幅員を活かして改良整備し、来街者の利便性の一層の向上を図る。 これらは「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」いずれの実現にも重要な基盤となるが、特に通行者の安全確保、来街者の滞留促進により「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>		
<p>事業名 安全・安心身近な整備事業</p> <p>内容 道路、側溝などの整備</p> <p>実施時期 H24～H30</p>	<p>白河市</p>	<p>中心市街地の道路は、整備されてから相当の年数が経過しており、改修が必要な舗装や側溝、歩道が数多くある。これらの道路施設を計画的に整備し、安全・安心の確保と快適な住環境の創出を図り、回遊性の促進につなげる。 このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(中心市街地文化ゾーン地区))と一体の効果促進事業</p> <p>実施時期 H25～ H28</p>	
<p>事業名 小南湖周辺活性化事業</p> <p>内容 園路整備、湖沼整備、駐車場整備、四阿整備、森林伐採・修景</p>	<p>白河市</p>	<p>中心市街地の南端に位置し、歴史的風致と位置付けられている小南湖の丘陵地は、丹羽長重廟、松平直矩・基知の墓所など白河藩の歴代大名家墓所が所在していることから、周辺を公園として整備する。 このことは、中心市街地における観光目的地としての魅力を</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(白河市中心市街地地区))</p>	

<p>(敷地面積) 約35,000㎡</p> <p>実施時期 H25~H29</p>		<p>高め、交流人口の増加や回遊の促進につながることから、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p> <p>(所在史跡) 初代白河藩主丹羽長重墓(市指定史跡)・廟所(市指定重要文化財)、松平直矩・基知墓、松平清照墓(市指定史跡)</p>	<p>実施時期 H25~ H29</p>	
--	--	---	------------------------------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 身近なまちづくり支援街路事業 (郭内南湖地区、A=76ha) 一番町大工町線 乙姫桜プロムナード2号線、乙姫桜プロムナード3号線</p> <p>内容 街路新設、拡幅等</p> <p>実施時期 H12~</p>	<p>白河市</p>	<p>ゆとりある安全で快適なみちづくり、まちの個性を引き出すみちづくり、憩いやくつろぎのあるみちづくりの3つの整備方針により、平成12年度から事業を実施した「谷津田川せせらぎ通り」「新蔵通り」「乙姫桜プロムナード」「老舗通り」「友月山プロムナード」に引き続き、「一番町大工町線」「乙姫桜プロムナード2号線」「乙姫桜プロムナード3号線」を整備して身近なまちづくり支援街路事業の促進を図り、白河駅白坂線等の街路と一体となった歩行系ネットワークの連携・確立を図る。</p> <p>このことは「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」いずれの実現にも重要な基盤となるが、特に歩行者の安全確保、回遊の促進により「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))</p> <p>実施時期 H21~</p>	

<p>事業名 国道 294 号白河 バイパス整備事業 (L=4,120m)</p> <p>内容 バイパス、拡幅等</p> <p>実施時期 H7～</p>	<p>福島県</p>	<p>一般国道 294 号は千葉県柏市を起点とし、福島県会津若松市に至る広域幹線道路である。 当該区間は、白河市中心市街地の交通渋滞の緩和と中心市街地活性化を目的とした道路整備である。 当該区間の整備により、街なかにおける歩行者の安全・安心が確保されることに加えて回遊性の向上が図られることで、「城下町の快適な暮らしづくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に大きく寄与するものである。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>実施時期 H21～</p>	
<p>事業名 白河停車場線無電 柱化事業 (L=210m)</p> <p>内容 電線共同溝</p> <p>実施時期 H25～H27</p>	<p>福島県</p>	<p>白河駅前から南側に延びる白河停車場線の電線類地中化を実施し、歴史的景観に配慮した道路空間の整備を図る。 このことにより、歩行者の安全・安心が確保されることに加えて回遊性の向上が図られ、「城下町の快適な暮らしづくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に大きく寄与する。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>実施時期 H25～ H27</p>	
<p>事業名 道場小路金勝寺線 道路整備事業</p> <p>内容 右折レーン設置</p> <p>実施時期 H26～H27</p>	<p>白河市</p>	<p>本路線は、市街地と国道4号線を結ぶ幹線道路であるとともに、市道城山線と接続しており、その交差点が白河小峰城跡への玄関口となっている。市道城山線沿線には、平成27年に完成する市民文化会館の駐車場が整備される予定であり、渋滞が想定されることから、右折レーンを設置する。 このことは、歩行者の安全・安心が確保されることに加えて回遊性の向上が図られ、「城下町の快適な暮らしづくり」や「市</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（道路事業）</p> <p>実施時期 H26～ H27</p>	

		民共楽のふるさとづくり」に寄与する。		
<p>事業名 白河駅白坂線整備事業（向新蔵） （L=188m）</p> <p>内容 街路拡幅等</p> <p>実施時期 H27～H31</p>	福島県	<p>当該区間の整備は、まちの個性を活かして進める身近なまちづくり支援街路事業と一体的に進めるものであり、街なかの交通円滑化を図るとともに、歴史的たたずまいを残す街並みと融合した歩行系ネットワークの構築を図る。</p> <p>このことは、歩行者の安全・安心が確保されることに加えて回遊性の向上につながり、「城下町の快適な暮らしづくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に大きく寄与する。</p>	<p>支援措置 防災・安全 交付金（道路事業（街路））</p> <p>実施時期 H27～H29</p>	
<p>事業名 歴史的風致形成建造物保存修景事業</p> <p>内容 歴史的風致形成建造物の修復整備に対して支援 補助率：2分の1 限度額：300万円</p> <p>実施時期 H23～</p>	白河市	<p>旧奥州街道をはじめとする歴史的街路沿線に面する歴史的な建造物について、歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致形成建造物」に指定し、所有者が行う建造物の修復整備に対して支援を行い、歴史的風致形成建造物の保全活用を図る。</p> <p>このことは、歴史的資源の活用による街なかへの回遊促進につながることから、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（小峰城城下町地区））</p> <p>実施時期 H23～ H30</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 屋外広告物規制対	白河市	白河市では、平成21年に景観法に基づく「景観行政団体」	支援措置 社会資本整	

<p>策事業</p> <p>内容 独自の屋外広告物 条例を制定及び運 用</p> <p>実施時期 H25～H30</p>		<p>となり、平成 23 年から「白河 市景観条例」及び「景観計画」 を施行し足元の資源を活かした まちづくりに取り組んでいる。 これまでの取組みに加え、街 なかの特性を活かした景観まち づくりをさらに推進するため に、実情を踏まえた独自の屋外 広告物条例を制定し、街なか等 における地域の個性づくりを促 進する。 このことは、まちの顔として 中心市街地の個性を高め、「匠の 技とおもてなしの商店街づく り」や「市民共楽のふるさとづ くり」に寄与する。</p>	<p>備総合交付 金（街なみ 環境整備事 業）と一体 の効果促進 事業</p> <p>実施時期 H25～ H28</p>	
<p>事業名 景観まちづくり支 援事業</p> <p>内容 景観まちづくり協 議会への支援</p> <p>実施時期 H24～</p>	<p>白河市</p>	<p>良好な景観の形成は、市民の 景観に対する意識の醸成と主体 的な活動が不可欠であることか ら、市民が中心となる景観まち づくり協議会の設立から、景観 協定締結に至るまでの取組み等 を積極的に支援する。 このことは、まちの顔として 中心市街地の個性を高め、「匠の 技とおもてなしの商店街づく り」や「市民共楽のふるさとづ くり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 社会資本整 備総合交付 金（街なみ 環境整備事 業）</p> <p>実施時期 H24～</p>	
<p>事業名 歴史的まちなみ修 景事業</p> <p>内容 歴史的まちなみを 形成する修景に対 して補助 補助率：2分の1</p>	<p>白河市</p>	<p>景観計画推進区域となる本市 中心市街地には、旧奥州街道な どを中心として歴史的建造物が 数多く存在し、旧城下町として の景観を色濃く残している。 これら歴史的風致の維持向上 を図るため、旧城下町の風情を テーマとしたデザインコードで ある景観形成ガイドラインを基 本として、ガイドラインや地域</p>	<p>支援措置 社会資本整 備総合交付 金（街なみ 環境整備事 業）</p> <p>実施時期 H21～</p>	

実施時期 H21～		の景観協定に基づく建造物等の修景に対して補助を行う。 このことは、まちの顔として中心市街地の個性を高め、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。		
事業名 旧脇本陣柳屋旅館 建造物群整備事業 内容 蔵座敷の復元整備等 実施時期 H24～H29	白河市	明治天皇や新撰組が宿泊した等の歴史的由緒を持ち、中心市街地に残る貴重な歴史的資源となっている旧脇本陣柳屋旅館建造物群(歴史的風致形成建造物)について、老朽化の激しい蔵座敷の復元整備等を行い、街なかの回遊拠点とする。 このことは、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。	支援措置 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 実施時期 H24～ H29	
事業名 しらかわ歴史回廊 事業 内容 歩行系誘導サイン の設置等 実施時期 H25～H27	白河市	街なかに残る歴史的建造物や歴史的・文化的資源等を結ぶ回遊性の向上を図るため、歩行系誘導サイン、道標等の案内施設の整備を図る。 このことは、中心市街地の個性である歴史・文化といった魅力について理解を深めるとともに、歩いて楽しい環境づくりによる回遊性の向上につながることから、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。	支援措置 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 実施時期 H25～ H26	
事業名 白河歴史教科書作成事業 内容 白河歴史の手引き「れきしら」の作成・販売、しらか	白河市	白河の歴史・文化に対する正しい理解と郷土愛の醸成を図ることを目的に、平成24年度に白河歴史の手引き「れきしら」入門編を作成した。また、平成26年度には上級編を作成した。「れきしら」は、ふるさとの身近にある歴史をわかりやすく	支援措置 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)と一体の効果促進事業	

<p>わ検定の実施</p> <p>実施時期 H24～</p>		<p>解説したものであり、市教育委員会が推進する事業で教材となるなど積極的に活用されているほか、多くの市民から好評を得ている。</p> <p>平成28年度からは、「れきしら」から出題する「しらかわ検定」を実施する。</p> <p>このことは、歴史的・文化的資源の豊富な市街地への理解を深めるとともに、街なかへの回遊を促進することから、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>実施時期 H24～ H26</p>	
<p>事業名 小峰城跡災害復旧事業</p> <p>内容 石垣修復 工事箇所数 10 箇所 3, 237㎡</p> <p>実施時期 H23～H30</p>	<p>白河市</p>	<p>東日本大震災において崩落した10箇所の石垣について、計画的に積替え工事を実施する。石垣の修復にあたっては、伝統工法に基づいた修復を行い、文化財としての価値を損なうことのない修復に努める。</p> <p>まちのシンボルである小峰城跡の復元は、震災からの復興に向けて大きな希望となるとともに、市を代表する観光拠点を再構築し、賑わいを取り戻すことにつながることから、「市民共楽のふるさとづくり」や「匠の技とおもてなしの商店街づくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業</p> <p>実施時期 H23～ H30</p>	
<p>事業名 小峰城跡史跡整備事業</p> <p>内容 散策路整備、樹木の整理</p>	<p>白河市</p>	<p>国指定史跡として、適切に保存管理を図るとともに、石垣修復等にあわせ、来訪者が安心して安全に散策できるよう、散策路の整備や景観整備を進め、市のシンボルとしての価値を高めていく。</p> <p>このことは、来街者の増加や</p>	<p>支援措置 国宝重要文化財等保存整備事業</p> <p>実施時期 H26～</p>	

実施時期 H26～		回遊性の促進が図られ、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。		
--------------	--	--	--	--

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 ポケットパーク整備事業 内容 ポケットパーク整備事業 N=1箇所 (本町地区) 実施時期 H24～	福島県、白河市	中心市街地商店街の空地を活用し、街なか回遊の拠点や小規模イベント会場となるポケットパークを整備する。 このことは、回遊性を向上させ、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。	支援措置 元気ふくしま地域づくり・交流促進事業 実施時期 H26～	
事業名 景観形成事業 内容 景観セミナー等の開催 実施時期 H21～	白河市	市内には、地域の歴史・文化を伝える資源が数多く存在し、白河の景観を形成している。それらの資源を守り育て、将来に向けてより美しいふるさと白河を築いていくために、景観に対する市民意識の向上と理解を得る契機とするため、景観セミナー等を開催する。 このことは、中心市街地の個性を高め、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。	支援措置 該当なし 実施時期 —	
事業名 しらかわ歴史景観	白河市	城下町の趣をなお残し、現代に引き継がれる蔵や樹木等の歴	支援措置 該当なし	

<p>「蔵ウォーク」</p> <p>内容 「蔵ウォーク」の 実施</p> <p>実施時期 H21～H26</p>		<p>史的景観に対する理解を深め、身近な資源を活かしたまちづくりへとつなげるために、歴史の趣ある建築物等を散策する「蔵ウォーク」を実施する。</p> <p>このことは、街なかの歴史的資源の魅力を高め、回遊の促進につながることから、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 伝統的技術伝承事業</p> <p>内容 歴史的建造物修理 工法等の検討</p> <p>実施時期 H24～</p>	<p>白河市、 NPO 法人 しらかわ 建築サポ ートセン ター</p>	<p>歴史的な建造物の修理に際し、伝統的な手法による修復の技術を持つ職人及び材料が不足しているため、地域の職人、地域の材料、地域固有の工法で修理する持続可能な修理システムの構築を図る。</p> <p>このことは、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 歴史街歩きマップ 作成事業</p> <p>内容 歴史街歩きマップ の作成等</p> <p>実施時期 H30～</p>	<p>白河市</p>	<p>歴史的資源を中心とした回遊ルートを提案するマップを作成することで、本市の歴史的資源の価値を再認識する機会を創出し、市民や観光客のまちなか回遊を促す。</p> <p>このことは、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 コミュニティ 助成事業</p> <p>実施時期 H30</p>	
<p>事業名 市民駐車場整備事業</p> <p>内容 旧市民会館解体、 駐車場整備</p>	<p>白河市</p>	<p>（仮称）白河市市民文化会館建設に伴い取り壊すこととなる旧市民会館の跡地に市民駐車場を整備し、市民や来街者の利便性を高めるとともに、商店街を含めた中心市街地内の滞留拠点として機能の充実を図る。</p> <p>このことは「城下町の快適な</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

<p>(敷地面積) 約5,000㎡</p> <p>実施時期 H28~H29</p>		<p>暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」いずれの実現にも重要な基盤となるが、特に通行者の安全確保、来街者の滞留促進により「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p> <p>(駐車場) ○約148台を収容可能な駐車場の整備(砂利舗装、A=約5,000㎡)</p>		
---	--	--	--	--

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

市役所、病院、銀行、郵便局、公民館などの都市福利施設が中心市街地内に集積しているが、老朽化が進んでいる施設もある。

1期計画においては、市立図書館を備えた白河駅前多目的複合施設を整備し、都市福利機能の向上と集積に寄与したほか、来街者の増加や街なかへの回遊促進、地域交流の拠点として大きな効果を発揮している。また、この隣接地に新たな市民文化会館を整備することとしており、文化芸術や交流の拠点として期待されている。このほか、マイタウン白河については、平成19年に総合食料品店が撤退したことを受け、跡地を多目的スペースとするなどの改装を実施し、街なかの交流拠点として活用しており、また、平成20年に中心市街地外に移転した白河厚生総合病院の跡地には大型商業施設を誘致し、生活者の利便性を向上するとともに、来街者の増加に大きく寄与している。

一方、中心市街地では、高齢化が進行し、高齢者に対する福祉の充実が一層求められていることに加え、街なかの医療施設の減少、医師の高齢化、後継者の不足が懸念されている。また、アンケート調査から、若い世代の街なか居住への意向が比較的高いことが明らかとなっており、多様な世代が快適に暮らせる環境の整備が必要となっている。

(2) 事業の必要性

都市福利施設は、「城下町の快適な暮らしづくり」と「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。1期計画で整備した白河駅前多目的複合施設は、当初の見込みを超える利用があるなど、街なかの拠点として大きな効果を発揮しており、2期計画ではさらなる利用促進を図る。また、新たに整備する市民文化会館については、文化、芸術の新たな拠点であるとともに、日常的に賑わいを創出する交流拠点として魅力的な施設を目指し、2期計画においても1期計画に引き続き整備を進める。

さらに、医療・福祉分野については、バスにより現在の白河厚生総合病院とのアクセスは確保されているものの、今後もさらなる人口減少、少子高齢化が見込まれる状況を考慮すると、公共交通の結節点である中心市街地に、ある程度の医療・福祉機能を集積することは、市街地の住民だけでなく、周辺地域や近隣の町村に対しても安心と利便性を確保するうえで必要である。

このほか、高齢化の進行を踏まえて、高齢者が快適に暮らせる取組みを進める一方、子育て世代をはじめとした若い世代の街なか居住への意向が比較的高い状況を踏まえ、1期計画で実施してきた「おひさま広場」などの取組みを継続して実施し、多様な世代が快適に暮らせる街の実現を目指す必要がある。また、こうした取組みの重要な拠点施設となるマイタウン白河について、機能を拡充し、より効果的な活用を図る必要がある。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況を毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための改善措置を講じていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 (仮称)白河市民文化会館建設事業 (再掲)</p> <p>内容 大ホール、小ホール、多機能楽屋、練習室 緑化施設 モール、駐車場等 (敷地面積) 約26,700㎡ (延べ床面積) 約9,783㎡</p> <p>実施時期 H23~H28</p>	<p>白河市</p>	<p>現在の市民会館は、施設・設備の老朽化に加え、東日本大震災で深刻な被害を受け、根本的な文化芸術施設としての存続が困難となっている。このため、白河駅前に文化芸術を機軸とした新たな「市民文化会館」を整備し、市民の文化芸術活動の活性化を図るとともに、中心市街地の魅力を高め、賑わいを創出する。</p> <p>また、来館者の利便性を向上するための駐車場や、安全で回遊性の高い歩行空間や憩いの広場を整備する。</p> <p>これらは中心市街地活性化の強力な核を構成する施設であり、市民の生涯学習の拠点となることから、「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p> <p>(市民文化会館の構成) ○大ホール=1,104 席 音楽を主とした多目的ホール ○小ホール=321 席 公演、展示会、軽運動など、多目的な利用が可能なホール ○通常時は一般開放する楽屋、多様なニーズに対応する大・小の練習室、サロンコンサートや</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(中心市街地文化ゾーン地区))</p> <p>H24~ H28</p>	

		<p>イベントも可能な中庭、施設の回遊性を高め、日々の賑わいを創出するモール</p> <p>○駐車場・通路＝約15,000㎡</p> <p>約330台を収容できる駐車場と、市民文化会館利用者の利便性と回遊性を向上させる歩行系通路（A＝約500㎡ L＝約60m、W＝約30m）</p>	
--	--	---	--

【イメージ図】



<p>事業名 市民文化会館運営 管理事業</p> <p>内容 オープニング事業、施設に関する 情報提供</p> <p>実施時期 H25～H28</p>	<p>白河市、 市民会館 指定管理 者</p>	<p>新たな市民文化会館の運営・管理に必要な諸準備を進めるとともに、開館の初年度をオープニングイヤーと位置付け、開館PRや活用促進に向けた事業を実施する。</p> <p>新しく完成した市民文化会館の華々しいお披露目を通して、同会館の基本理念や基本方針を広く内外に示し、さらに施設構成や機能などに関する情報を提供することは、県南地域の文化・芸術発展の契機となる。このこ</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業(中心市街地文化ゾーン地区))と一体の効果促進事業</p> <p>実施時期</p>
---	-------------------------------------	---	---

		とは、多くの市民の利用促進、交流人口の増加にもつながることから、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。	H25～ H28	
<p>事業名 マイタウン白河活用事業</p> <p>内容 （中心市街地交流センターリニューアル整備） 専門学校、子育て支援施設、会議室、展示場、多目的ホール、活動スペース、学習スペース、チャレンジショップ、外壁改修</p> <p>（敷地面積） 約1,993㎡ （延床面積） 約7,130㎡</p> <p>実施時期 H27～H28</p>	白河市	<p>マイタウン白河は、商店街の中心部に位置し、1階にあった総合食料品店は近隣の生活者の主要な買い物の場であった。</p> <p>平成19年10月に総合食料品店が撤退したことにより、利活用の見直しを図り、街なかの市民交流拠点として新たな役割を担ってきた。</p> <p>1期計画では中心市街地活性化の核となる施設に位置付け、多くの市民に利用されてきたところであるが、施設の老朽化に加え、震災による劣化が進んでいること、また市民や利用者から新たなニーズが生じてきていることから、長寿命化を図るとともに、施設の利用内容を総合的に見直す必要がある。</p> <p>そこで、マイタウン白河を、あらためて中心市街地活性化の核となる施設と位置付け、建築物の長寿命化においては、新築と同等の価値を持たせることができるリファイニング建築を採用し、空きスペースの有効活用と施設のコンバージョンを行い、市民の活動交流拠点として再生させる。</p> <p>地階の空きスペースに防音機能を備えた多様な用途に対応する会議室や多目的ホールを整備するほか、1階は作品展などができる展示場やチャレンジショップを設置し、市民交流や買い</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（中心市街地交流拠点再生地区））</p> <p>実施時期 H27～ H28</p>	

		<p>物の場とするとともに、街なかでの新規出店を支援する。また、2階は現在に引き続き、子育て支援等の活動拠点として利用するほか、レンタルスペースや活動スペース、学習スペースを設置し、多様な活動に対応した、地域住民相互の交流の場とする。さらに、3階は専門学校を誘致し、本市の将来を担う人材を育成する教育文化施設として整備する。4階は社会福祉施設と交流スペースとして整備する。</p> <p>このほか、施設の老朽化や東日本大震災の影響により外壁の劣化が進行しているため、良質な都市景観の形成に配慮し、改修工事を行う。</p> <p>これらにより、若者や子育て世代、高齢者、障がい者、商店街を訪れる人といった様々な人々が多様な目的に合わせて日常的に集う、街なかの交流促進を担う拠点として再構築する。このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>		
--	--	---	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 市民文化会館プレイベント開催事業</p> <p>内容 運営の基盤づくりに関する文化事業</p> <p>実施時期 H25～H27</p>	<p>白河市、市民会館指定管理者</p>	<p>平成28年度の開館を予定している市民文化会館は、新たな文化芸術の振興及び地域交流の拠点となることが期待されている。このため、開館に先立って多様な文化芸術に関連する事業を実施することにより、実践を通じて新たな施設を円滑に運営するための基盤づくりに取り組む。</p> <p>このことは、多くの人が街なかに訪れる機会を創出するとともに、新たな市民文化会館の活用促進にもつながり、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 白河市民会館さよならイベント</p> <p>内容 さよならイベントの開催</p> <p>実施時期 H28</p>	<p>市民会館指定管理者</p>	<p>新たな市民文化会館の建設に伴い閉館が予定されている現在の市民会館において、これまでに利用してきた団体や個人による公演の機会を設け、同会館への感謝や惜別の意を表すとともに、新たな市民文化会館へと意思を引き継ぐ機会とする。</p> <p>このことは、街なかへと多くの人が訪れる機会を創出し、新たな市民文化会館の活用促進にもつながることから、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

<p>事業名 りぶらん古本バザール事業</p> <p>内容 廃棄図書などの無料配布</p> <p>実施時期 H26～</p>	<p>白河市</p>	<p>1期計画で整備した白河駅前多目的複合施設(愛称りぶらん)の図書館において、廃棄予定の本や雑誌、蔵書として受け入れないこととした寄贈本などについて、広く市民に提供する機会を設け、図書や資料の再活用を図るとともに、中心市街地の拠点施設である「りぶらん」の利用増加を図る。</p> <p>このことは、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 りぶらん利用促進講演会</p> <p>内容 有名作家などによる講演会の開催</p> <p>実施時期 H26～</p>	<p>白河市</p>	<p>1期計画で整備した白河駅前多目的複合施設(愛称りぶらん)の地域交流会議室を活用し、有名作家などによる図書館企画・主催の講演会を開催する。講演会を通じて来館の機会や読書に興味を持つ機会を創出することにより、「りぶらん」の利用促進と読書活動の推進を図る。</p> <p>このことは、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 りぶらんおはなし会事業</p> <p>内容 乳幼児や子どもへの読み語り会の実施</p> <p>実施時期 H23～</p>	<p>白河市</p>	<p>1期計画で整備した白河駅前多目的複合施設(愛称りぶらん)の図書館において、図書館企画・主催の乳幼児や子どもを対象とした絵本の読み語りや手遊びの会を開催し、幼い頃からの絵本との出会いの機会や子どもが読書に興味を持つ機会を創出する。こうした取組みにより中心市街地の拠点施設である「りぶらん」を利用する機会の増加を図る。</p> <p>このことは、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

<p>事業名 りぶらん映画上映会事業</p> <p>内容 映画上映会の実施</p> <p>実施時期 H23～</p>	<p>白河市</p>	<p>1期計画で整備した白河駅前多目的複合施設(愛称りぶらん)の地域交流会議室を活用し、懐かしい映画や親子で鑑賞できる図書館企画・主催による映画の上映会を開催することにより、時代を超えた名作に触れる機会を創出する。こうした取組みにより中心市街地の拠点施設である「りぶらん」を利用する機会の増加を図る。</p> <p>このことは、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 おひさま広場推進事業</p> <p>内容 子育て支援施設の充実</p> <p>実施時期 H17～</p>	<p>NPO法人しらかわ市民活動支援会</p>	<p>マイタウン白河で実施しているおひさま広場(白河市つどいの広場事業)は、子育て相談、親子の交流などの取組みで市民から好評を得ている。このスペース及び機能を拡充し、地域の子育て支援機能の充実を図る。</p> <p>このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 安心こども基金(地域子育て支援拠点事業)</p> <p>実施時期 H25～</p>	
<p>事業名 在宅医療推進事業</p> <p>内容 在宅医療支援拠点の設置、運営</p> <p>実施時期 H26～</p>	<p>白河医師会、白河市</p>	<p>高齢化の進展などを背景に、在宅での医療や介護の推進が求められているが、医療従事者と介護サービス事業者との連携不足が課題となっている。このため、医療、福祉、介護関係者が、お互いに顔が見える関係を構築し、積極的な情報交換ができる拠点を1期計画で整備した集合住宅「レジデンス楽市-I」の1階に設置する。</p> <p>この拠点により関係者間の連携を図るほか、市民の相談に応じる窓口としても機能し、さらに若手医師や看護師に訪問診療</p>	<p>支援措置 福島県地域医療再生計画補助金</p> <p>H26～ H28</p>	

		<p>の研修機会を提供するなど、在宅医療分野の機能強化に向けて取り組み、高齢者が安心して暮らせる街を目指す。</p> <p>このことは「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与する。</p>		
<p>事業名 新規医療施設開業促進事業</p> <p>内容 診療所の新規開業に対する支援</p> <p>実施時期 H26～</p>	<p>白河医師会、白河市</p>	<p>中心市街地における医療機関では、医師の高齢化や後継者の不足が課題となっている。このため、開業医を志す医師に対する支援など、街なかの少子高齢化とともに進行する医師不足に対応する仕組みづくりを検討する。</p> <p>このことは、街なかのかかりつけ医を確保することにつながり、「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与する。</p>	<p>該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 高齢者サロン事業</p> <p>内容 高齢者サロンの実施</p> <p>実施時期 H21～</p>	<p>白河市</p>	<p>高齢者が生活に寂しさや不安を感じ孤立することのないように、マイタウン白河や街なかの集会所を活用して「高齢者サロン」を設置し、参加者同士が定期的に交流して楽しいひと時を過ごすことができる場所を提供する。</p> <p>高齢者サロンの実施により、外出や交流の機会を増やすことで閉じこもり防止や介護予防を図るとともに、地域の見守り体制を強化し、高齢者も安心して暮らせる街を目指す。</p> <p>このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

<p>事業名 （仮称）マイタウンわくわくパーク整備事業</p> <p>内容 屋内遊具スペースの設置・運営</p> <p>実施時期 H30～</p>	<p>白河市</p>	<p>マイタウン白河の一層の利用促進並びに中心市街地の子育て支援機能の強化を図るため、マイタウン白河2階に遊具等を設置し、管理運営を行う。</p> <p>このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 マイタウン白河活性化事業</p> <p>内容 指定管理者による事業の開催</p> <p>実施時期 H30～</p>	<p>(株)楽市白河</p>	<p>大規模改修を終えたマイタウン白河への更なる誘客、賑わいの創出を目指して、指定管理者が主体となり年間を通して夏祭りやハロウィン、カルチャー教室等の事業を開催する。</p> <p>このことは、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状分析

人口減少は、本市全体の動向として進んでおり、なかでも中心市街地では、市域全体に比べ、人口構造を主な要因として急速に進行している。これまでは、中心市街地の人口減少については、周辺部よりも高い地価や住宅用地確保の難しさ、モータリゼーションの進行、核家族化などを背景に、若い世代が郊外へ移転するといった構図が主な原因と考えられてきた。しかしながら、現状ではこれに加え、市全域に比べて高齢者の割合が高いという年齢構造を背景に、自然動態の減少が急激に進行するという状況となっている。

新幹線停車駅である新白河駅周辺や郊外の住宅建設は、平成21年度までは比較的活発に進んできたが、平成22年度以降は低迷している傾向にある。一方、中心市街地内の住宅建設は一定の需要が確認できることに加え、平成22年度には近年申請のなかった集合住宅の建築確認申請が3件あり、全体的な住宅需要の鈍化傾向の中で、1期計画の効果が現れている。また、東日本大震災の影響により、市全体において住宅需要はやや活発化しているものの、人口減少を背景として、再び減少傾向に向かうものと考えられる。

1期計画では、集合住宅「レジデンス楽市-I」を整備したほか、街なか集合住宅建設助成事業により集合住宅が建設され、目標達成にはいたらなかったが、街なか居住の促進に寄与した。しかしながら、集合住宅のリフォームに対する補助については、リフォームの需要はあるものの、関連制度の規制をはじめとする制度運用の難しさなどの理由により実績はなかった。

市民アンケート調査では、街なか居住に対する意向について、70代以上が最も高く、次いで20代から40代が高い結果となっているほか、白河駅前多目的複合施設の整備や大型商業施設の誘致をはじめとした1期計画の取組みが、一定程度、生活者のニーズに答えていることが確認できる。しかしながら一方で、市街地内で住む場所を見つけにくいという回答が前回調査を上回るなど、あらためて街なか居住に対応する具体的な施策の必要性を示唆する結果が得られている。

(2) 事業の必要性

街なか居住の推進は、中心市街地の人口減少の進行や少子高齢化への対応、人的交流を支えるコミュニティの維持に不可欠であり、また、「城下町の快適な暮らしづくり」に直接寄与するものである。さらに、居住人口の増加は購買ニーズや交流の機会を増やし、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」にも寄与する。

市民アンケート調査の結果から、依然として高い高齢者のニーズに対応するとともに、子育て世代をはじめとした若い世代の居住ニーズにも応え、幅広い世代が快適に暮らせる環境の整備が必要である。このため、商工会議所会館住宅整備事業により質の高い住宅を供給するとともに、既存ストックの情報提供や若い世代への入居支援などの対策を講じるほか、高齢者が安心して暮らせるためのサービスの提供が必要である。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況を毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための改善措置を講じていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 商工会議所会館跡地住宅整備事業</p> <p>内容 賃貸住宅整備</p> <p>(敷地面積) 約1,394.95㎡</p> <p>(延べ床面積) 約1,854.04㎡</p> <p>実施時期 H29~H30</p>	<p>(株)楽市白河</p>	<p>商工会議所会館跡地に、5階建ての集合住宅を整備し、30戸程度を賃貸する。</p> <p>中心市街地は、東日本大震災においても比較的被害が少なく、地震に強い地域との認識が高まっている。住宅については、こうした安全な住環境としての優位性を活かすとともに、多様な居住ニーズに対応する。</p> <p>このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」に寄与するとともに回遊人口を増加させ、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置の内容 中心市街地共同住宅供給事業</p> <p>実施時期 H29~H30</p>	

【イメージ図】



<p>事業名 二番町住宅整備事業</p> <p>内容 賃貸住宅整備</p> <p>(敷地面積) 約2,678.72 ㎡</p> <p>(延べ床面積) 約1,755.98 ㎡</p> <p>実施時期 H29</p>	<p>(有)藤田本店</p>	<p>実施主体が所有する民有地に、3階建ての集合住宅を整備し、27戸を賃貸する。</p> <p>中心市街地の文教区域にある計画地は、その隣接地に白河市が指定する歴史的風致形成建造物が所在しており、当該建造物を活用する事業と連動して、歴史的風致とともに文化の薫り高い環境として、特に子育て世代への居住ニーズに対応する。</p> <p>このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与するとともに、回遊人口を増加させ、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」と「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置の内容 中心市街地 共同住宅供給事業</p> <p>実施時期 H29</p>	
--	----------------	--	---	--

【イメージ図】



(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 街なか集合住宅建設助成事業</p>	<p>白河市</p>	<p>中心市街地区域内に4戸以上の集合住宅を建設する事業者に対して、400万円を限度として補助することにより、街なかへ</p>	<p>支援措置 中心市街地 活性化ソフト事業</p>	

<p>内容 中心市街地内への集合住宅建設に対し、費用の一部を助成</p> <p>実施時期 H21～H30</p>		<p>の集合住宅整備を促進する。このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与する。</p>	<p>実施時期 H21～ H30</p>	
<p>事業名 子育て世代集合住宅家賃補助事業</p> <p>内容 中心市街地内の集合住宅への新規転入者に対する家賃補助</p> <p>実施時期 H26～</p>	白河市	<p>中心市街地区域内の住宅ストックを有効活用するため、中心市街地の集合住宅に新規に転入する若年夫婦世帯に対して家賃を補助する。このことは、中心市街地内の居住人口の増加につながら、「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>実施時期 H26～ H30</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 商工会議所会館跡地住宅整備事業（再掲）</p> <p>内容 賃貸住宅整備</p> <p>（敷地面積） 約1,394.95㎡ （延べ床面積）</p>	(株)楽市白河	<p>商工会議所会館跡地に、5階建ての集合住宅を整備し、30戸程度を賃貸する。</p> <p>中心市街地は、東日本大震災においても比較的被害が少なく、地震に強い地域との認識が高まっている。住宅については、こうした安全な住環境としての優位性を活かすとともに、多様な居住ニーズに対応する。</p> <p>このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもて</p>	<p>支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>実施時期 H29～ H30</p>	

<p>約1,854.04 ㎡</p> <p>実施時期 H29~H30</p>		<p>なしの商店街づくり」に寄与するとともに回遊人口を増加させ、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>		
<p>【イメージ図】</p> 				
<p>事業名 二番町住宅整備事業（再掲）</p> <p>内容 賃貸住宅整備</p> <p>（敷地面積） 約2,678.72 ㎡</p> <p>（延べ床面積） 約1,755.98 ㎡</p> <p>実施時期 H29</p>	<p>(有)藤田本店</p>	<p>実施主体が所有する民有地に、3階建ての集合住宅を整備し、27戸を賃貸する。</p> <p>中心市街地の文教区域にある計画地は、その隣接地に白河市が指定する歴史的風致形成建造物が所在しており、当該建造物を活用する事業と連動して、歴史的風致とともに文化の薫り高い環境として、特に子育て世代への居住ニーズに対応する。</p> <p>このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与するとともに、回遊人口を増加させ、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」と「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置の内容 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業）</p> <p>実施時期 H29</p>	

【イメージ図】



(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 空き家バンク事業</p> <p>内容 空き家の所有者と利用者の最適なマッチングを図り、市街地の不動産の有効活用を推進する</p> <p>実施時期 H29～</p>	白河市	<p>市街地にある空き家の利用促進及び倒壊等の抑制のため「空き家バンク」を設置し、登録されている空き家の利用希望者と売却又は賃貸を希望する所有者とをマッチングさせる制度である。</p> <p>このことは、中心市街地での居住人口の増加につながることから、「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 空き家改修等支援事業</p> <p>内容</p>	白河市	<p>市街地にある空き家の利用促進及び移住・定住者の増加に向けて、改修費用等の一部を補助する。</p> <p>このことは、中心市街地での居</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

<p>空き家の改修費等に対する補助</p> <p>実施時期 H29～</p>		<p>住人口の増加につながることから、「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与する。</p>		
<p>事業名 (仮称)「住宅型有料老人ホーム せせらぎ通り」整備事業</p> <p>内容 住宅型有料老人ホームの整備</p> <p>(敷地面積) 約1332.46㎡</p> <p>実施時期 H25～</p>	<p>(株)楽翁福 社会</p>	<p>これまで、高齢者向けの居住施設の多くは郊外に整備されてきたが、多くの市民が生活し、日常的に人の声が聞こえる街なかに、自宅と変わらない生活を送り、必要な場合は訪問介護などのサービスを利用できる施設として(仮称)「住宅型有料老人ホーム せせらぎ通り」を整備する。</p> <p>このことは、高齢者の街なか居住へのニーズに配慮するとともに、白河駅前多目的複合施設や新たな市民文化会館の近くに立地することにより、居住している高齢者が文化・芸術活動や地域コミュニティの活動などに積極的に参加できる環境を提供することにつながり、「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 空室情報提供事業</p> <p>内容 中心市街地内の空室情報を提供</p> <p>実施時期 H26～</p>	<p>白河市中心市街地 活性化協 議会、白 河市</p>	<p>中心市街地区域内の住宅ストックを有効活用するため、不動産業者などが公開している中心市街地の空室情報へのリンクを市のホームページ等で公開し、積極的にPRする。このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 街なかあったかサービス事業</p> <p>内容</p>	<p>(株)楽市白 河</p>	<p>中心市街地における高齢化率の上昇に伴い、街なかにお年寄りだけの世帯が増加していることから、街なかの空き店舗を利用して、地元食材を使った手作</p>	<p>支援措置 福島県緊急 雇用創出事 業(地域雇 用再生・雇</p>	

<p>配食サービス（高齢者向け）</p> <p>実施時期 H24～</p>		<p>り弁当や惣菜を調理して配達する弁当宅配事業を展開する。</p> <p>このことは、高齢者単身世帯の安否確認ができることで孤独死の防止につなげるなど、地域社会への大きな貢献が期待される。</p> <p>また、整備する拠点に店舗機能を持たせ、中高年の成人病を予防するためにバランスを考えた惣菜を提供するなど、高齢者に限らず、街なかを訪れる人全体を対象とした事業を併せて実施する。</p> <p>このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもなてしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>用創出モデル事業)</p> <p>実施時期 H24～ H27</p>
---	--	---	---

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

白河市近郊においては、平成 10 年から平成 13 年にかけて郊外に店舗面積 10,000 m²以上の大型小売店舗の出店が相次ぎ、中心市街地内にあった大規模小売店舗は撤退した。また、大型小売店舗の集客を見込んだ店舗が、その周辺に出店する動きが続いている。その一方で、中心市街地においては人口減少や少子高齢化、後継者の不足などにより商店街の活力が低下し、空洞化が進行している。

こうした状況を踏まえ、1 期計画では大型商業施設を誘致して買物の利便性を向上した結果、来街者の大幅な増加に寄与した。また、「えきかふえ SHIRAKAWA」や「楽蔵」、山車会館などの整備、空き店舗家賃補助事業、匠の技チャレンジショップ事業などにより、新規店舗の増加や空き店舗の解消に一定の効果が得られた。さらに、一店逸品運動のように、街なかの商業者が、主体的に個店や商店街の魅力向上に取り組む体制の構築も図られ、活動が続けられている。しかしながら、東日本大震災及び原発事故の影響により、撤退を余儀なくされた店舗があったほか、商店街で新規に起業しようとする意欲が低迷し、店舗出店の動きが鈍化している状況が窺える。

このほか、空き店舗物件の実態調査から、中心市街地に多く残されている空き店舗の老朽化や店舗併用住宅に見られる構造的な問題等の新たな課題も見えてきている。

(2) 事業の必要性

人口減少と高齢化が進行する中で、将来にわたって地域の生活基盤を確保するためにも、公共交通の結節点である中心市街地の商機能の低下を抑制し、買物の利便性を確保する必要がある。また、商業の活性化は「匠の技とおもてなしの商店街づくり」に直接寄与するほか、買い物物の利便性の向上は「城下町の快適な暮らしづくり」の重要な要素であるとともに、人が多く集まる機会を作り出すことで「市民共楽のふるさとづくり」にも関連する。

このため、空き店舗家賃補助事業や一店逸品運動など、1 期計画で効果のあった事業については継続するとともに、空き店舗を貴重な商業基盤を支える既存ストックと捉え、空き店舗物件の改修に対する支援や、空き店舗を活用し生活者のニーズに応える新事業等に取り組み、増大する空き店舗の解消を図るとともに、商店街の連続性や個店の魅力により賑わいを創出する必要がある。

また、1 期計画で整備した「楽蔵」や「えきかふえ SHIRAKAWA」などを活用した賑わいの創出や、将来の商店街を担う人材を育成する環境の整備、特徴ある地場産品の活用などに取り組むほか、中心市街地は多くの大型イベントが開催される場所でもあるため、これらを活用した効果的な PR など、街なかの商店街の魅力向上と情報発信に努め、多くの人々が街なかを訪れ、買物を楽しむ環境の整備を推進する必要がある。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況を毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための改善措置を講じていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 空き店舗家賃補助事業</p> <p>内容 店舗賃借料の一部補助</p> <p>実施時期 H21～</p>	白河市	<p>1 期計画で中心市街地の商店街活性化に大きい効果を示した空き店舗家賃補助事業を、引き続き実施する。</p> <p>市街地内に不足する業種等を営もうとする事業者や匠の技チャレンジショップ事業で経験を積んだ事業者が中心市街地区域内の空き店舗に出店する際に、賃借料の一部（新規創業者年間300万円、最長5年間、一般事業者年間240万円、最長3年間を限度とする。）を補助することで、空き店舗への新規出店を促進する。</p> <p>このことは商店街の連続性を高め、消費者にとっても買い物しながらの回遊を楽しみやすい環境の整備につながり、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 福島県活力ある商店街支援事業</p> <p>実施時期 H21～ H30</p>	
<p>事業名 空き店舗改修補助事業</p> <p>内容 空き店舗の改修費用の一部補助</p> <p>実施時期 H26～</p>	白河市	<p>中心市街地には多くの空き店舗が残されているが、設備が老朽化している店舗や、店舗と居住スペースが一体となっている店舗併用住宅が多く、そのまま活用することが困難な場合が多い。このため、家賃補助事業を活用し、出店を希望する方々のニーズに合わず、街なかでの創業機会を失うケースも見られる</p>	<p>支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 福島県中心市街地賑わい集積促進事業</p> <p>実施時期</p>	

		<p>ことから、空き店舗という既存ストックを活用し商業基盤環境を整備するとともに、街なかでの創業を志す方々を支援するため、空き店舗の改修に関する費用の一部を補助する。</p> <p>このことは、商店街の連続性を高め、活力ある商店街の形成につながることから、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」に寄与する。</p>	H26～ H30	
--	--	--	-------------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 二番町蔵活用事業</p> <p>内容 展示施設整備</p> <p>(敷地面積) 約893.8㎡ (延べ床面積) 約527.09㎡</p> <p>実施時期 H28～H30</p>	(公財)藤田教育振興会	<p>旧奥州街道である国道294号沿いに、古くから味噌や醤油の醸造業を営んできた藤田本店があり、敷地内には、現在使用されていない蔵等が集積している。これらの歴史的建造物を活用し、「美術」をテーマに集客拠点施設を整備する。</p> <p>事業主体が保有する昭和の画家結城素明の絵画や松平定信の遺墨などの考古資料を展示する美術館や資料館として蔵を活用し、来街者の増加、回遊の促進を目指す。</p> <p>このことは、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(小峰城城下町地区))</p> <p>実施時期 H28～ H30</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 小グループまちなか活動支援事業</p> <p>内容 小グループによる中心市街地活性化を図る事業に対する活動費の補助</p> <p>実施時期 H29～</p>	<p>白河市</p>	<p>「自分のまちは、自分でつくる」の精神のもとに中心市街地内において自主的かつ意欲的な取組みを行うグループに対し、活動費の一部を補助する。</p> <p>このことは、中心市街地における活動人口の増加、更には商業の活性化につながることから、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 街なかあったかサービス事業(再掲)</p> <p>内容 配食サービス(高齢者向け)</p> <p>実施時期 H24～</p>	<p>(株)楽市白河</p>	<p>中心市街地における高齢化率の上昇に伴い、街なかにお年寄りだけの世帯が増加していることから、街なかの空き店舗を利用して、地元食材を使った手作り弁当や惣菜を調理して配達する弁当宅配事業を展開する。</p> <p>このことは、高齢者単身世帯の安否確認ができることで孤独死の防止につなげるなど、地域社会への大きな貢献が期待される。</p> <p>また、整備する拠点に店舗機能を持たせ、中高年の成人病を予防するためにバランスを考えた惣菜を提供するなど、高齢者に限らず、街なかを訪れる人全体を対象とした事業を併せて実施する。</p> <p>このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市</p>	<p>支援措置 福島県緊急雇用創出事業(地域雇用再生・雇用創出モデル事業)</p> <p>実施時期 H24～ H27</p>	

		民共楽のふるさとづくり」に寄与する。		
事業名 山車会館整備事業	町内会等	旧奥州街道である国道 294 号沿いに、伝統行事である白河提灯まつりの山車等を展示する施設を 1 期計画において整備し、街行く人の目を楽しませてきたところであるが、引き続き旧奥州街道沿いに整備することにより、回遊性を向上させる拠点を増やし、交流人口の増加を目指す。 このことは、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。	支援措置 該当なし	
内容 白河提灯まつりの山車展示スペース整備			実施時期 —	
実施時期 H26～ H28				

【イメージ図】



事業名 匠の技チャレンジショップ事業	(株)楽市白河	1 期計画において、空き店舗を活用し整備した「チャレンジショップ」を引き続き運営する。 1 年程度の試行期間終了後には中心市街地の空き店舗への出店を空き店舗家賃補助事業等により支援する。 このことは、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。	支援措置 該当なし	
内容 チャレンジショップの実施			実施時期 —	
実施時期 H21～				

<p>事業名 学生チャレンジシ ョップ事業</p> <p>内容 地元高校生による 農産物販売会の実 施</p> <p>実施時期 H30～</p>	<p>白河市</p>	<p>中心市街地で地元高校生によ る農産物販売会等を毎月開催 し、店舗経営を通して高校生の 企業・就職体験の促進を図り、 将来のまちづくりを担う人材を 育成する。</p> <p>このことは、「市民共楽のふる さとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 楽蔵活用促進事業</p> <p>内容 楽蔵の利用促進</p> <p>実施時期 H26～</p>	<p>(株)楽市白 河</p>	<p>1 期計画の中町蔵活用事業に おいて整備した「楽蔵」の利用 をさらに促進するために、周年 祭などの新たな定期イベントの 開催や季節感を演出する装飾な どを実施するほか、白河市商店 会連合会や近隣商店街と連携し たイベントの開催、商店街の一 店逸品運動への参加、セール情 報などの積極的な発信、イルミ ネーションによる演出など、誘 客に向けて継続的に取り組み、 賑わいの創出を図る。</p> <p>このことは、「匠の技とおもて なしの商店街づくり」や「市民 共楽のふるさとづくり」に寄与 する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

【イメージ図】



<p>事業名 コワーキングスペース設置事業</p> <p>内容 新規創業者等へのコワーキングスペースの提供及び支援</p> <p>実施時期 H30～</p>	<p>白河市</p>	<p>中心市街地において新規創業者に手軽なワーキングスペースを提供するとともに伴走で支援することにより、創業しやすい環境を整え、産業の振興を図る。</p> <p>また、夜間を中心に、創業者、既存の企業及び住民が小会議や勉強会、商品販売等を行えるスペースとして提供する。</p> <p>このことは、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 福島県遊休施設等活用事業</p> <p>実施時期 H30</p>	
<p>事業名 えきかふえSHIRAKAWA活用促進事業</p> <p>内容 「えきかふえSHIRAKAWA」の活用促進</p> <p>実施時期 H26～</p>	<p>(株)楽市白河</p>	<p>白河駅舎は大正時代に建てられた貴重な地域資源であり、東北の駅100選にも選ばれている。かつては東北の玄関口として賑わっていたが、鉄道旅客の減少に伴い待合室の売店や食堂が閉鎖された。</p> <p>1期計画においてこの駅舎の一部を改装して「えきかふえSHIRAKAWA」及び観光交流センターを整備し、カフェや休憩場所の提供や白河の観光情報の発信を行っている。</p> <p>2期計画では、整備した拠点を活用し、地域物産販売、ミニコンサートやカルチャー教室の開催など、誘客の拠点となる催しを開催するほか、街歩きの見どころや飲食情報、レンタサイクル、商店街の一店逸品運動やセール情報、イルミネーションによる街なかの演出など、商店街と連携した企画に参加し、来街者の増加と回遊の促進を図る。また、オリジナルメニューの開発など、市民に親しまれる</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

		<p>カフェとして認知度の向上を図る。</p> <p>このことは、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	
--	--	--	--

【イメージ図】



<p>事業名 白河市中心市街地商業活性化アドバイザー活用事業</p> <p>内容 専門家のアドバイスによる中心市街地活性化協議会などの活性化</p> <p>実施時期 H19～</p>	<p>白河市中心市街地活性化協議会</p>	<p>白河市中心市街地活性化協議会は、タウンマネジメント会議を核として、1期計画からまちづくりの中心となり、本市の中心市街地活性化を強力に牽引してきたところであるが、さらなる推進力を発動させる戦略を構築するために、中心市街地活性化の専門家を招き、適切なアドバイスを受け、協議会の実践力の幅を広げる。</p> <p>このことは、商業をはじめとした本市全体の中心市街地活性化のボトムアップにつながり、「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>
<p>事業名 産業支援センター運営事業</p>	<p>白河市、一般社団法人産業サポート</p>	<p>1期計画で整備した白河駅前多目的複合施設内において、地域産業の活性化を図ることを目的とし、企業に対する経営相談、</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期</p>

<p>内容 産業サポート白河 の運営</p> <p>実施時期 H20～</p>	<p>白河</p>	<p>企業間交流・取引のあっせん、 人材の育成及び産学官・農商工 の連携に向けた取組みを実施す るほか、新たに事業に取り組む 起業家に対し、起業支援室の貸 し出しをはじめとした支援を行 う。</p> <p>こうした企業間及び企業と商 業者等の異業種間交流の促進に より、「匠の技とおもてなしの商 店街づくり」に寄与する。</p>	<p>—</p>	
<p>事業名 起業家支援・育成 事業</p> <p>内容 研修講座・創業支 援</p> <p>実施時期 H25～</p>	<p>白河商工 会議所</p>	<p>起業に興味のある方、起業を 準備している方、起業したが経 営面で不安のある方などを対象 に、起業に必要な「マインド」、 「知識」、「ノウハウ」を習得す る研修講座を実施し、起業家と して育成する機会を提供する。</p> <p>このことは、街なかでの創業 を志す方への支援となるととも に、空き店舗への新規出店につ ながり、「匠の技とおもてなしの 商店街づくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 ふくしま産 業応援ファ ンド事業</p> <p>実施時期 H25～ H27</p>	
<p>事業名 経営力強化支援事 業</p> <p>内容 経営者を対象とし た研修講座</p> <p>実施時期 H25～</p>	<p>白河商工 会議所</p>	<p>経営革新を図りたいと考えて いる意欲的な経営者を対象に、 経営力強化に必要な「気づき」 や「意識づけ」、「実行力」など を習得する専門研修講座を実施 し、企業全体の付加価値の向上 を図る。</p> <p>このことは、街なかの事業者 の経営改善やブランド力の育成 向上につながることから、「匠の 技とおもてなしの商店街づく り」に寄与する。</p>	<p>支援措置 ふくしま産 業応援ファ ンド事業</p> <p>実施時期 H25～ H27</p>	

<p>事業名 地元高校生街なか タイアップ事業</p> <p>内容 地元高校生が商業 を学ぶ事業の実施</p> <p>実施時期 H25～</p>	<p>白河市中 心市街地 活性化協 議会、白 河商工会 議所、(株) 楽市白 河、白河 商店会連 合会</p>	<p>街なかの商店街と連携を 図り、地元高校生が商店街を フィールドとして、実践的に 商売の知識や技術を身につけ られる事業を実施し、地域産 業を担う人材育成を図ると ともに、商店街の賑わいを創 出する。</p> <p>このことは、地元の高校生 が、街なかの商業に対する知 識を深め、高校生自身が創業 を志すきっかけづくりとな るとともに、次世代の商店街 を担う人材の育成にもつな がることから、「匠の技とおも てなしの商店街づくり」に 寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 まちゼミ事業</p> <p>内容 店主による顧客 向けの少人数ゼ ミナールの実施</p> <p>実施時期 H25～</p>	<p>白河市商 店会連 合会、白 河商工 会議所</p>	<p>街なかで商売を営んでいる 店主が講師となり、自店でお 客様を対象として、専門知 識やノウハウならではの コツを無料で提供する少 人数制のゼミナールを 実施する。お店の特徴・ 店主のこだわりや人柄を 知ってもらい、お客様 との信頼関係を構築する ことにより、街なかの 個店の魅力づくりに 取り組む。</p> <p>このことは、個店なら ではの魅力の向上や 発信につながり、「 匠の技とおもてなし の商店街づくり」に 寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 一店逸品運動</p> <p>内容 一店逸品運動の 実施</p> <p>実施時期 H21～</p>	<p>白河市商 店会連 合会、白 河商工 会議所、(株) 楽市白 河</p>	<p>各個店が専門店として 自信を持ってお薦めする 逸品をPRするため、参 加店舗の拡大やパン フレットの更新を図 るとともに、「まちなか 逸品巡りツアー」を 実施する。また、「店主 のこだわり・お薦め品」 の紹介を通して、店 舗の品揃えやディス プレイ方法などを総合 的に研究して改善を 図り、専門店の魅力 向上</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

		<p>に取り組む。</p> <p>これらの取組みにより、街なかの店舗の魅力を広くPRし、商店街への回遊促進を図る。</p> <p>このことは、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>		
<p>事業名 魅力発掘飲食店活性化事業 (バル・街コン・ちよい飲みツアー)</p> <p>内容 街なかの飲食店を活用したイベントの開催</p> <p>実施時期 H23～</p>	<p>白河市中心市街地活性化協議会、白河市商店会連合会</p>	<p>街なかの飲食店と連携し、飲食店の魅力発信や知名度の向上を図る「飲み歩きイベント」を実施する。街なかを回遊しながら魅力的な飲食店を訪ね歩き、参加者同士や参加者と飲食店の交流により、賑わい創出と商店街の活性化を図る。</p> <p>このことは、イベントを通じて街なかの飲食店の魅力を市内外に向けて発信するとともに、街なかの回遊促進につながることから、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 駅マルシェ(朝市)の開催</p> <p>内容 地場製品の販売、PR</p> <p>実施時期 H25～</p>	<p>白河観光物産協会、白河市</p>	<p>1期計画で整備した白河駅前イベント広場を活用し、地場製品の販売やPRを目的とした「朝市」を定期的に行う。</p> <p>このことは、魅力的な地場製品の情報を積極的に発信するとともに、街なかに新たな賑わいの機会を創出することから「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 街なか休憩所設置事業</p>	<p>白河市</p>	<p>1期計画から引き続き、街なかの既存店舗のご協力をいただきながら、トイレや休憩スペースの提供、観光パンフレット等</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期</p>	

<p>内容 商店でのベンチ、 トイレ、観光情報 の提供</p> <p>実施時期 H21～</p>		<p>の設置による街なか情報の発信 等を実施し、来街者の利便性の 向上を図る。</p> <p>このことは、気軽に街なかを 回遊できる雰囲気をつくり、「匠 の技とおもてなしの商店街づく り」や「市民共楽のふるさとづ くり」に寄与する。</p>	—	
<p>事業名 白河石活用促進事 業</p> <p>内容 白河石を用いた商 品開発</p> <p>実施時期 H26～</p>	白河石材 加工組合	<p>良質な天然素材として知られ る白河石を活用した商品を新た に開発し、地場産品としての白 河石やそれを加工する職人の技 術をPRする。</p> <p>このことは、「匠の技とおもて なしの商店街づくり」に寄与す る。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 食の商品開発事業</p> <p>内容 そばなどの地場産 品を活用した商品 開発</p> <p>実施時期 H25～H28</p>	白河農商 工連携産 業協議会、白河 商工会議 所、白河 市中心市 街地活性 化協議会、(株)楽 市白河	<p>地域資源を活用した中心市街 地の魅力づくりのために、そば などの地元農産物などを用いた 商品開発を行い、白河ならではの 「売れる特産品」、「ブランド 商品」を提供する。</p> <p>このことは、地元農産物を再 興する風評払拭と地産地消の促 進による消費拡大につながり、 「匠の技とおもてなしの商店街 づくり」や「市民共楽のふるさ とづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 白河銘菓開発事業</p> <p>内容 白河を代表する新 たな土産品となる 銘菓の開発</p> <p>実施時期</p>	白河市中 心市街地 活性化協 議会、福 島県菓子 工業組合 白河部 会、白河 市	<p>中心市街地を拠点に新たな銘 菓を開発し、白河を代表する土 産品としてPRする。</p> <p>銘菓の開発にあたっては、検 討委員会を立ち上げ、街なかの 菓子店のほか、銘菓開発に興味 のある市民を公募して参加いた だき、多様な意見を交えながら、 企画から試作、販売、宣伝まで</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

H26~H27		<p>検討し、土産品として地域に定着する商品を目指す。</p> <p>また、開発した銘菓は、平成27年度の開催を予定しているふくしまデスティネーションキャンペーンに合わせて販売し、全国的な周知を図る。</p> <p>このことは、街なかの菓子店の魅力発信や土産品の購入を目的とした来街者の増加につながり、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>		
<p>事業名 観光アプリ開発事業</p> <p>内容 スマートフォンを活用した各種情報発信</p> <p>実施時期 H25~</p>	(財)白河観光物産協会	<p>新たな情報通信手段であるスマートフォンを活用し、観光情報・飲食店情報・お土産情報・散策コース等の各種情報を効果的に発信することで、街なかでの飲食や買物、回遊の促進を図る。</p> <p>このことは、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 福島県地域づくり総合支援事業</p> <p>実施時期 H25~</p>	
<p>事業名 白河CM作成事業</p> <p>内容 白河の魅力を伝える楽しいCMを作成する</p> <p>実施時期 H26~H28</p>	白河市中心市街地活性化協議会、白河市	<p>市民等から多くのアイデア（シナリオ、絵コンテ等）を募り、本市の魅力を楽しく伝えるCMを作成する。同時に、CMコンテストを開催し、市民自らが、ふるさと白河の魅力を伝える担い手となっていただく。</p> <p>これらの作品は、全国規模のCMコンテストに応募するとともに、動画サイトにアップロードし、白河の面白さを全国に向けて発信する。</p> <p>このことは、足元にある地域資源の発掘となるとともに、新たな白河市の魅力創造につなが</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

		ることになるため、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。		
<p>事業名 白河駅前イルミネーション事業</p> <p>内容 冬季のイルミネーションによる街なかの演出事業</p> <p>実施時期 H23～</p>	<p>白河市中心市街地活性化協議会、白河市商店会連合会</p>	<p>白河駅前を中心として、イルミネーションを飾りつけ、「復興へつなぐ光の道」をテーマに、少しずつ明るく、元気になっていけるよう震災からの復興を祈念するとともに、冬季の街なかの夕暮れに彩りを添える。</p> <p>このことは、震災という経験を胸に刻み、明るい未来に向けての希望となるとともに、冬季の街なかの華やかさを演出し、来街機会の増加や回遊性の向上につながることから、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 平成 27 年度ふくしまデスティネーションキャンペーン</p> <p>内容 JR等による宣伝販売、プレイベント、フォローイベント</p> <p>実施時期 H26～H28</p>	<p>福島県復興キャンペーン委員会、ふくしまDC県南推進協議会</p>	<p>地元関係者や自治体とJRグループ6社等が協力し、全国で集中的に福島県の宣伝販売が行なわれるにあたり、観光関連団体や中心市街地の商店街、市民が連携して「おもてなし」の受入体制を整備することで、もてなす側の人と街なかの魅力の向上につなげる。</p> <p>このことは、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 地域観光協議会補助金（福島県観光振興キャンペーン委員会）</p> <p>実施時期 H26～ H28</p>	

<p>事業名 敬老会商品券配付事業</p> <p>内容 中心市街地を中心とした商店で利用できる商品券の配付</p> <p>実施時期 H18～</p>	<p>白河市、 白河市内 商工会議 所・商工 会連絡協 議会</p>	<p>毎年9月に75歳以上を対象とした市の行事である敬老会の実施に合わせ、中心市街地の多くの商店で利用できる商品券を配付する。</p> <p>このことは、高齢者に中心市街地の商店街での買い物を楽しんで回遊してもらうことにつながり、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 子育て応援パスポート事業</p> <p>内容 割引サービス、イベント実施等</p> <p>実施時期 H19～</p>	<p>福島県、 白河市</p>	<p>18歳未満の児童を持つ家庭に市町村が子育て応援パスポートを交付し、対象者に協賛する企業（店舗）が割引や子供向けプレゼントなどのサービスを提供する。</p> <p>このことは、協賛する企業の子育て世代を応援する姿勢をPRするとともに子育て世代に中心市街商店街での買い物を楽しんで回遊してもらうことにつながり、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 城下町白河お雛様めぐり</p> <p>内容 お雛様の商店街での展示</p> <p>実施時期 毎年3月上旬</p>	<p>本町町内 会</p>	<p>城下町白河お雛様めぐりは、各家々で大切に保管してきた雛人形を商店街に飾ることにより、来街者へのおもてなしとして、歩いて楽しい街なかを演出する。</p> <p>また、マイタウン白河を活用し、江戸時代から明治・大正・昭和・平成まで、時代による移り変わりが分かるように雛人形を展示する。展示する雛人形は約1,000体で、歴史的に貴重なものも含まれている。</p> <p>この取組みは、「匠の技とおも</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

		てなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。		
<p>事業名 しらかわ食と職の祭典</p> <p>内容 街なかイベント開催</p> <p>実施時期 H20～ 毎年秋</p>	実行委員会	<p>中心市街地で白河の食と職をテーマにし、白河に古くから根付く「市」の形態で、土産品、地場産品等の紹介、販売、製作体験や食の商品開発などを実施する。</p> <p>このことは、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 白河商工会議所青年部プロジェクト事業</p> <p>内容 中心市街地を会場としたイベントの開催</p> <p>実施時期 毎年8月上旬</p>	白河商工会議所青年部	<p>中心市街地の夏の風物詩として定着してきた白河駅周辺の大規模な夏祭りをはじめとして、JAしらかわ青年連盟との連携による地場産品の販売、白河観光物産協会やNPO法人しらかわ歴史のまちづくりフォーラムとの連携による観光PR、震災復興を支援するアーティストの公演など、「楽しい白河」、「明るい白河」をアピールする内容で街に賑わいを創出し、県南地方に元気を発信する。</p> <p>このことは「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 大昭和祭り</p> <p>内容 昭和をテーマにしたイベントの開催</p>	(公社) 白河青年会議所	<p>物質的には貧しくとも、心は豊かだったといわれる昭和30年代をテーマに、中心市街地内の空き地、空き店舗を利用したイベントを開催する。</p> <p>昭和の人と街を再現し、賑やかで活気があり、人情味あふれ</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

<p>実施時期 H21～H29</p>		<p>るふれあいの空間を演出するなど、時代を超えて変わらない夢や希望を感じる機会とするとともに、中心市街地における大規模なイベントの開催により賑わいを創出する。</p> <p>このことは「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>		
<p>事業名 街なか子ども駅伝大会</p> <p>内容 中心市街地を会場とした子ども駅伝大会</p> <p>実施時期 H26</p>	<p>白河市商店会連合会</p>	<p>人と地域との交流を図るために、中心市街地を舞台に子供達による駅伝競走大会を実施し、幼児・児童の健やかな成長を、保護者と地域の方々が一体となって応援し、商店街との交流密度を高めるとともに、商店街の賑わいを創出する。</p> <p>このことは、商店街への来街機会を増やすとともに、地域に根ざすスポーツ文化の振興につながることから、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 ご当地キャラこども夢フェスタ in 白河</p> <p>内容 ご当地キャラと触れあう様々な催し、ご当地物産展、グルメ販売など</p> <p>実施時期 H25～</p>	<p>ご当地キャラこども夢フェスタ in 白河実行委員会</p>	<p>福島県を代表するマスコットキャラクターであるキビタンをはじめとした県内外のご当地キャラクターを一同に会したイベントを開催し、ふくしまの子供たちに元気を届けるとともに、白河から元気を全国に向けて発信していく。</p> <p>すでに実績のある「ゆるキャラまつり in 彦根」、「ゆるキャラサミット in 羽生」と差別化を図りつつ、都市間交流を促進し、日本ご当地キャラ三大祭りへと</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

		<p>育成し、恒例行事化を目指す。</p> <p>このことは、白河の良さを来場者に感じてもらう機会になるとともに、白河を全国へPRする絶好の機会になり、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>		
<p>事業名 白河関まつり</p> <p>内容 街なかでのイベント</p> <p>実施時期 毎年8月上旬</p>	まつり振興会	<p>白河関まつりは、城山公園での花火や、市内目抜き通りでの趣向を凝らした歩行者天国等を実施する行事である。</p> <p>このことは、来街者の増加、回遊の促進につながり、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 白河だるま市</p> <p>内容 伝統行事</p> <p>実施時期 毎年2月11日</p>	まつり振興会	<p>白河だるま市は、本町から天神町に至る市内の目抜き通りを中心に、白河だるまなどを売る露店がおよそ700軒も立ち並ぶ伝統行事で、毎年15万人が商店街を訪れる。</p> <p>このことは、来街者の増加、回遊の促進とともに伝統工芸である白河だるまに多くの人に親しんでもらうことにつながっており、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

公共交通は、自動車を利用できない高齢者等にとって日常生活に不可欠な移動手段である。また、地球温暖化が社会的な問題となっているなかで、自動車から公共交通への転換を促し、環境負荷を低減させることが求められている。

本市の中心市街地は、JR東北本線白河駅を起点とするバス路線網が発達していたが、モータリゼーションが依然として進行している一方、バス利用者は減少を続けており、民間バス事業者による運行の維持が難しい状況にある。一方で、高齢化の進行により、移動手段を持たない高齢者の増加が見込まれるため、バス交通の運行の確保は重要性を増している。

また、平成19年より運行している市内循環バスについては、平成24年度の乗車人数は約3,000人であり、平成20年度の2倍強の増加となっている、これは、1期計画の取組みによる来街者の大幅な増加などが背景にあると考えられる。

(2) 事業の必要性

公共交通の利便性の向上は、「城下町の快適な暮らしづくり」に寄与するものである。本市の人口減少、高齢化は確実に進行しており、今後、自動車を利用できない高齢者等の増加が見込まれることから、路線の確保・維持やバスの運行本数の増加が必要であるが、採算の問題などから、現状では民間事業者による事業拡大は困難な状況にある。

一方で、市が運行している循環バスは、利用者が増加傾向にあり、中心市街地と周辺地域を結ぶ効果的な公共交通として引き続き実施する必要がある。

また、1期計画の効果により来街者及び交流人口は増加していることから、街なかの歴史的・文化的資源の活用をはじめとした、歩いて楽しめる環境の整備をさらに推進するなどにより、公共交通を利用する機会を増やす取組みも必要である。

(3) フォローアップの考え方

事業の進捗状況を毎年度確認し、必要に応じて事業を促進するための改善措置を講じていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 市内循環バス事業</p> <p>内容 市内循環バスの運行</p> <p>実施時期 H19～</p>	<p>白河市 (福島交通及びJRバス関東へ委託)</p>	<p>白河市では平成19年10月から平日に市内循環バスを運行し、公共施設、駅、病院、中心市街地、住宅団地等を結ぶ交通アクセスを確保するとともに、交通弱者の利便性の向上や地域交通の円滑化を目指している。</p> <p>また、平成21年度からは、市内に住所を有する満70歳以上の方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方、自動車運転免許証自主返納証明書をお持ちの方に対して、循環バスに無料で乗車でき、公共施設や商店街の協賛店での割引などのサービスが受けられる「ふれあいパス」を交付している。</p> <p>さらに、1期計画で街なかに拠点施設が整備されたことを踏まえ、平成25年度からは土曜日の運行を開始しており、来街者にとってより利便性の高いものとなっている。</p> <p>この市内循環バスについて、病院等の送迎バス網と連携しながら、市民生活により密着した交通サービスとなるよう取り組む。</p> <p>このことは、「城下町の快適な暮らしづくり」「匠の技とおもてなしの商店街づくり」「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 地域公共交通確保維持改善事業</p> <p>実施時期 H27～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 バス・鉄道利用促進デー</p> <p>内容 毎月1日、11日、21日を「バス・鉄道利用促進デー」とし、特殊割引回数券を発行</p> <p>実施時期 H1～</p>	<p>福島県</p>	<p>環境にやさしいバス・鉄道の利用を促進するため、毎月1日、11日、21日を「バス・鉄道利用促進デー」とし、白河市内では福島交通及びJRバス関東の路線バスで促進デーに限り利用できる特殊割引回数券を販売する。</p> <p>このことは、公共交通を見直し、公共交通機関の結節点である中心市街地を訪れるきっかけを提供し、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 交通機関等連携観光情報発信事業</p> <p>内容 交通機関の協力による観光PR</p> <p>実施時期 H26～</p>	<p>白河市中心市街地活性化協議会JR、バス、タクシー各社、白河市</p>	<p>市内で運行しているバス、タクシー、鉄道などの交通機関等と連携し、車両内への観光パンフレットや広告などの設置、車両を活用したラッピング広告などを実施することにより、利用者に街なかの情報を提供する。</p> <p>このことは、来街者の増加や回遊の促進につながることから、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

<p>事業名 地域情報ネットワーク事業</p> <p>内容 地域情報ポータルサイト運営、情報紙発行</p> <p>実施時期 H20～</p>	<p>白河市中心市街地活性化協議会</p>	<p>商店街のお得な情報やイベントの情報、街づくりに向けた各種取り組みの状況など地域密着の情報をポータルサイト及び情報紙でタイムリーに発信し、来街者や市民に幅広く周知する。このことは、商店街のおもてなしの取り組みを知ってもらうとともに中心市街地への関心を高め、来街者の増加や回遊の促進につながり、「匠の技とおもてなしの商店街づくり」や「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 観光ボランティアガイド事業</p> <p>内容 市内観光案内</p> <p>実施時期 H15～</p>	<p>ツーリズムガイド白河</p>	<p>春と秋の観光シーズンに観光ボランティアガイドが白河小峰城に常駐し、希望する観光客に城内の見どころを案内する。</p> <p>また、希望に応じて観光バス等に同乗し、市内の名所を案内する。</p> <p>このことは、観光交流人口の拡大につながり、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 白河寺院朱印状まわり事業</p> <p>内容 スタンプラリー及び街歩きツアーの実施</p> <p>実施時期</p>	<p>ぐるり白河文化遺産めぐり実行委員会</p>	<p>白河には、市内に全宗派があると言われるほど数多くの寺院があり、神社や教会もあることから、これらを回るスタンプラリーを開催する。</p> <p>また、観光ボランティアガイドやお寺の住職などによる解説を聞きながら、中心市街地の寺院及び史跡等</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

H21～		<p>を巡るツアーを併せて実施する。</p> <p>この事業は、震災の年の春を除き、連続して実施してきており、県内外のリピーターも増え、着実に白河の魅力発信の機会となっている。</p> <p>このことは、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>		
<p>事業名 街なか定期座禅会事業</p> <p>内容 定期座禅会の開催</p> <p>実施時期 H26～</p>	街なか定期座禅会実行委員会	<p>「お寺で遊ぼう」をテーマに、街なかのお寺で、座禅体験や住職の法話などが聴ける定期座禅会を、年間を通して開催する。</p> <p>市民や観光客が、お寺の厳かな雰囲気の中で心を整える座禅を体験することができるとともに、多くの方々に、仏都白河の一面を深く知ってもらう契機となる。</p> <p>このことは、地域交流を深め、観光客の来街機会を増加することにつながり、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 宗祇白河紀行連句賞事業</p> <p>内容 連句作品の公募、作品集の作成、受賞者による奉納興行</p>	実行委員会	<p>室町後期の代表的連歌師である飯尾宗祇が奥州行脚の途中、鹿嶋神社で開かれた連歌興行に参加するために白河を訪れたが、通りすがりの女性からそれが終了したことを知り、次に「その綿は売るか」と尋ねたところ女性が和歌で返答したため、感心のあまり都へ引き</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

<p>実施時期 H19～</p>		<p>返したという「宗祇戻し」の伝説が残っている。 これにちなんで、全国から連句作品を募集するとともに、関係する観光スポットをPRする。このことは、来街者の増加、回遊の促進につながり、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>		
<p>事業名 歴史・伝統・文化ネットワーク事業</p> <p>内容 観光広域連携</p> <p>実施時期 H20～</p>	<p>白河市</p>	<p>国道 289 号甲子トンネル開通により交通アクセスが向上した白河市、那須町、西郷村、下郷町、天栄村によって設置された那須白河会津観光推進協議会の事業を通じ、これらの地域の特色である雄大な自然、歴史、伝統文化、特産品など魅力ある多様な地域資源を全国に発信する。 このことは、観光交流人口の拡大につながり、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 白河ふるさと人づくり事業</p> <p>内容 外部講師による講演会、論語の素読会、白河の偉人顕彰による市民への周知</p> <p>実施時期 H26～</p>	<p>(財)立教志塾</p>	<p>「まちづくりは人づくり」を目的とし、歴史、文化、時事をテーマに外部から講師を招き、1 期計画で整備した白河駅前多目的複合施設などで講演会を開催するほか、小中学生を対象とした論語の素読会を実施するなど、中心市街地を拠点として幅広い世代に学びの機会を提供する。 また、東京都で開催されている松平定信公の墓前祭に参加するなど、白河にゆ</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

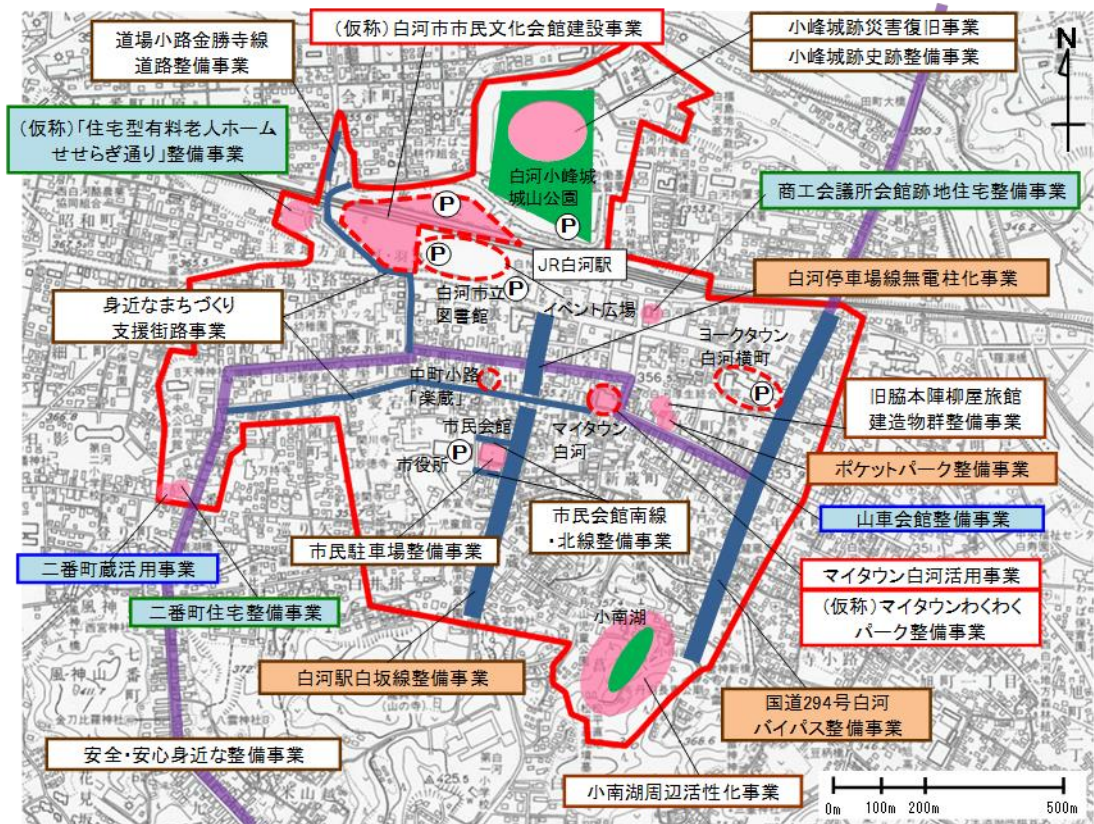
		<p>かりの先人や歴史、文化を慈しみ「良きふるさとの創生」に向けた取組みを実施する。</p> <p>このことは、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>		
<p>事業名 白河小峰城さくらまつり</p> <p>内容 城山公園及び街なかでのイベント</p> <p>実施時期 毎年4月中・下旬</p>	実行委員会	<p>白河小峰城さくらまつりは、地場産品の物産展や夜桜のライトアップ、城山公園での川越藩鉄砲隊の演武、街なかでの武者行列などを実施する行事である。</p> <p>このことは、来街者の増加、回遊の促進につながり、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	
<p>事業名 白河提灯まつり</p> <p>内容 鹿嶋神社、阿武隈川河川敷及び街なかでの伝統行事</p> <p>実施時期 隔年9月中旬</p>	実行委員会	<p>白河提灯まつりは、白河地方の総鎮守として古くから人々の信仰を集めてきた鹿嶋神社の大祭で、約400年の歴史を誇る。</p> <p>神輿の町内渡御や提灯行列、屋台・山車の引き回しなどを、町内をあげて行ってきた。</p> <p>この伝統を守っていくことは、地域住民の郷土愛の喚起や観光客の増加につながり、「市民共楽のふるさとづくり」に寄与する。</p>	<p>支援措置 該当なし</p> <p>実施時期 —</p>	

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

[1]実施箇所

(1) ハード事業

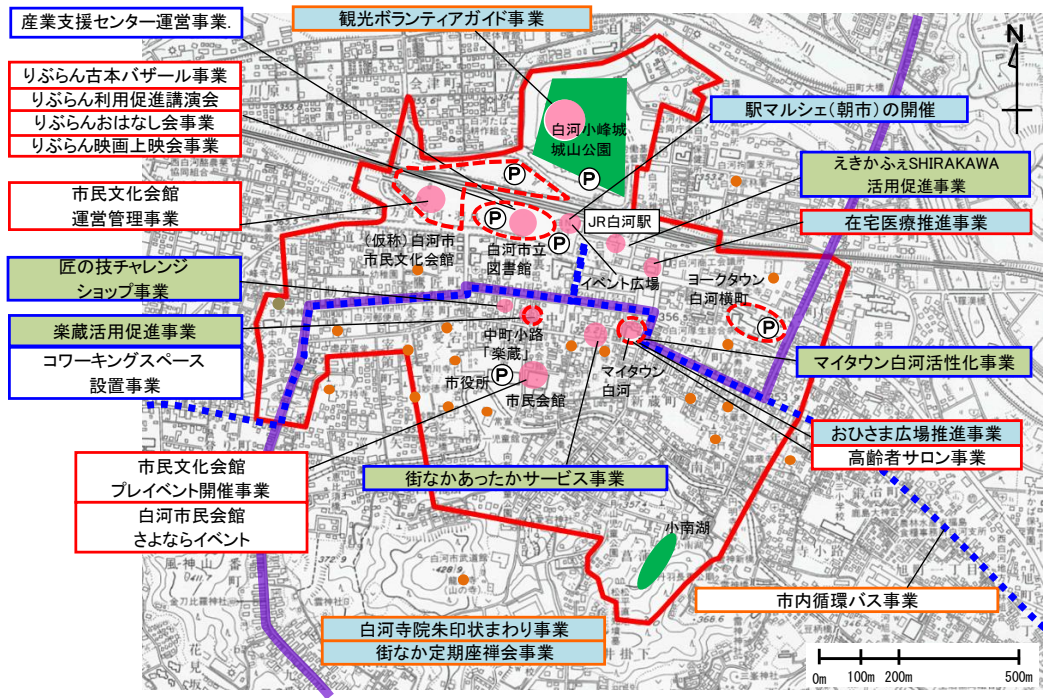
1期計画に引き続き、(仮称)白河市市民文化会館建設予定地や白河駅前多目的複合施設などが一体的に集約された白河駅前と、交流拠点であるマイタウン白河、及び1期計画で誘致した大型商業施設を集客の3つの核とし、居住者及び来街者のニーズに応える駐車場や住宅、安全性や回遊性を高めるための街路などの整備、回遊性を高めるための拠点整備などを推進する。



【凡例】		事業主体		事業分類	
中心市街地領域	— (赤線)	県	□ (オレンジ)	市街地の整備改善	□ (赤)
旧奥州街道	— (紫線)	市	□ (白)	都市福祉施設の整備	□ (赤)
活性化核施設	- - - (赤点線)	民間事業者	□ (青)	街なか居住の推進	□ (緑)
事業実施箇所	● (ピンク)			商業の活性化	□ (青)
	● (緑)				
	Ⓟ (P)				
	— (黒線)				

(2) ソフト事業（行事以外）

1 期計画で整備した拠点を活用するとともに、商業の活性化、歴史・伝統・文化に関する資源の活用、子育て世代を応援するおひさま広場の拡充に関する取り組みなどにより街なかの魅力を高め、1 期計画の効果やハード事業の集客効果をエリア全体に広げる。また、子育て世代に対する家賃補助などにより様々な世代の居住ニーズを喚起していくとともに、空き店舗物件の改修補助など、空き店舗の解消に向けてより積極的に取り組む。



【凡例】	
中心市街地地域	観光スポット
旧奥州街道	循環バスルート
活性化核施設	寺社
事業実施箇所	
主要駐車場	
(P)	
	事業主体
	県
	市
	楽市白河
	民間事業者
	事業分類
	市街地の整備改善
	都市福祉施設の整備
	街なか居住の推進
	商業の活性化
	公共交通等

【場所を特定しないソフト事業】

(市街地の整備改善)

屋外広告物規制対策事業
景観まちづくり支援事業
歴史的まちなみ修景事業
歴史的風致形成建造物保存修景事業
伝統的技術継承事業
しらかわ歴史回廊事業
白河歴史教科書作成事業
景観形成事業
しらかわ歴史景観「蔵ウォーク」

(都市福祉施設の整備)

新規医療施設開業促進事業

(街なか居住の推進)

街なか集合住宅建設助成事業
空室情報提供事業
子育て世代集合住宅家賃補助事業
空き家バンク事業
空き家改修等支援事業

(商業の活性化)

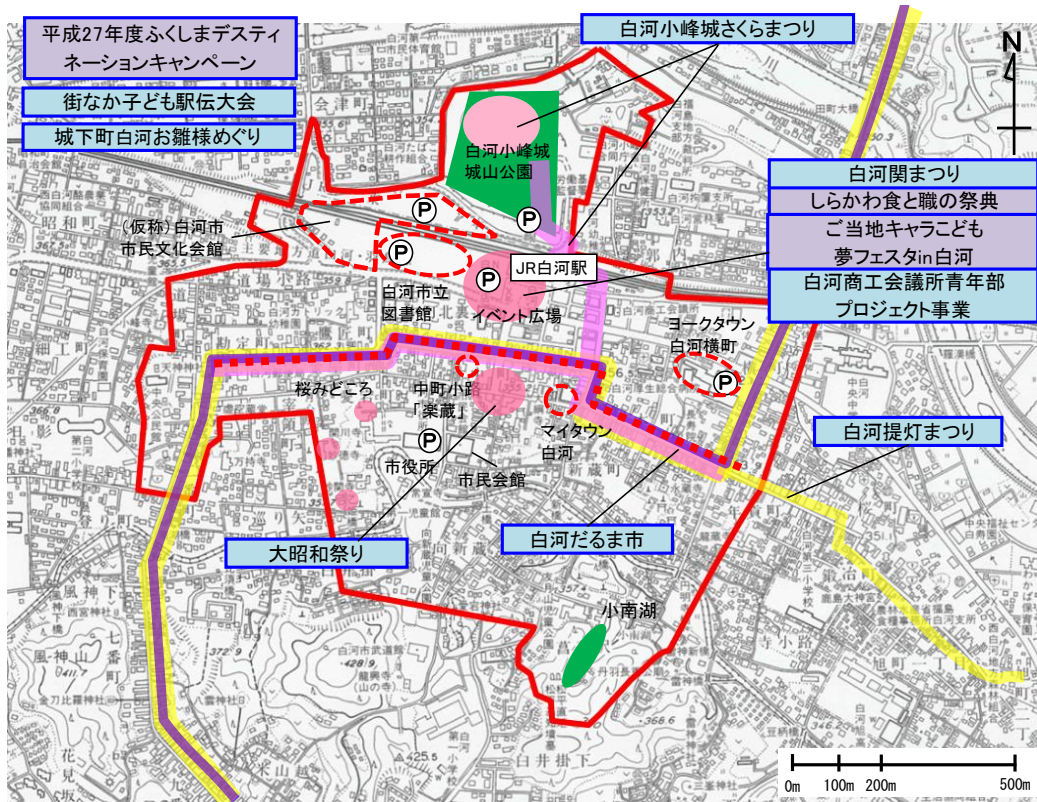
白河市中心市街地商業活性化アドバイザー活用事業
起業家支援・育成事業
経営力強化支援事業
地元高校生街なかタイアップ事業
空き店舗家賃補助事業
空き店舗改修補助事業
まちゼミ事業
一店逸品運動
魅力発掘飲食店活性化事業
街なか休憩所設置事業
白河石活用促進事業
食の商品開発事業
白河銘菓開発事業
観光アプリ開発事業
白河CM作成事業
白河駅前イルミネーション事業
敬老会商品券配付事業
子育て応援パスポート事業
小グループまちなか活動支援事業
歴史街歩きマップ作成事業
学生チャレンジショップ事業

(公共交通等)

バス・鉄道利用促進デー
交通機関等連携観光情報発信事業
地域情報ネットワーク事業
宗祇白河紀行連句賞事業
歴史・伝統・文化ネットワーク事業
白河ふるさと人づくり事業

(3) ソフト事業（毎年実施の行事等）

400年の歴史を持つ白河提灯まつりや毎年多くの人を訪れる白河だるま市など、長年続く伝統的な祭を継承していくとともに、白河小峰城さくらまつりや白河関まつりなど、新たに定着しているイベントのさらなる発展を目指す。また、しらかわ食と職の祭典や、ご当地キャラこども夢フェスタ in 白河、白河商工会議所青年部プロジェクト事業、大昭和祭りなど、様々な主体が意欲的に取り組んでいるイベントも活用し、中心市街地の魅力を最大限に発信する。



【凡例】			
中心市街地区域	事業実施箇所	民間事業者	商業の活性化
旧奥州街道	観光スポット	官民連携等	事業分類
活性化核施設	白河だるま市会場		
主要駐車場	白河提灯まつり会場		

[2] 各事業と基本方針、数値目標の関係

事業名		基本方針、数値目標 (◎：直接的効果、○：間接的効果)		
		城下町の快適な暮らしづくり	匠の技とおもてなしの商店街づくり	市民共楽のふるさとづくり
		居住人口	小売業及び一般飲食店事業所数	平日歩行者通行量
市街地の整備改善				
1	(仮称) 白河市市民文化会館建設事業	○	◎	◎
2	市民会館南線・北線整備事業	○	○	○
3	安全・安心身近な整備事業	○		○
4	小南湖周辺活性化事業			○
5	身近なまちづくり支援街路事業	○	○	○
6	国道294号白河バイパス整備事業	○		○
7	白河停車場線無電柱化事業	○		○
8	道場小路金勝寺線道路整備事業	○		○
9	白河駅白坂線整備事業	○		○
10	歴史的風致形成建造物保存修景事業		○	○
11	屋外広告物規制対策事業		○	○
12	景観まちづくり支援事業		○	○
13	歴史的まちなみ修景事業			○
14	旧脇本陣柳屋旅館建造物群整備事業			○
15	しらかわ歴史回廊事業		○	○
16	白河歴史教科書作成事業			○
17	小峰城跡災害復旧事業			○
18	小峰城跡史跡整備事業		○	○
19	ポケットパーク整備事業		○	○
20	景観形成事業			○
21	しらかわ歴史景観「蔵ウォーク」		○	○
22	伝統的技術伝承事業			○
23	歴史街歩きマップ作成事業			○
24	市民駐車場整備事業	○	○	○
都市福利施設の整備				
-	【再掲】(仮称) 白河市市民文化会館建設事業	○	◎	◎
25	市民文化会館運営管理事業			○
26	マイタウン白河活用事業	○	◎	◎
27	市民文化会館イベント開催事業			○
28	白河市民会館さよならイベント			○
29	りぶらん古本バザール事業			○
30	りぶらん利用促進講演会			○
31	りぶらんおはなし会事業			○
32	りぶらん映画上映会事業			○
33	おひさま広場推進事業	○		○
34	在宅医療推進事業	○		
35	新規医療施設開業促進事業	○		
36	高齢者サロン事業	○		○
37	(仮称) マイタウンわくわくパーク整備事業	○		◎
38	マイタウン白河活性化事業			○
街なか居住の推進				
39	商工会議所会館跡地住宅整備事業	◎	◎	◎
40	二番町住宅整備事業	◎	○	○
-	【再掲】商工会議所会館跡地住宅整備事業	◎	◎	◎
-	【再掲】二番町住宅整備事業	◎	○	○
41	街なか集合住宅建設助成事業	◎		

42	子育て世代集合住宅家賃補助事業	◎		
43	空き家バンク事業	○	◎	
44	空き家改修等支援事業	○		
45	(仮称)「住宅型有料老人ホーム せせらぎ通り」整備事業	◎		
46	空室情報提供事業	○		
47	街なかあったかサービス事業	○	◎	○
商業の活性化				
48	空き店舗家賃補助事業		◎	
49	空き店舗改修補助事業		◎	
50	小グループまちなか活動支援事業		○	○
-	【再掲】街なかあったかサービス事業	○	◎	○
51	二番町蔵活用事業		○	○
52	山車会館整備事業		○	○
53	匠の技チャレンジショップ事業		◎	○
54	学生チャレンジショップ事業			○
55	楽蔵活用促進事業		○	◎
56	コワーキングスペース設置事業		○	○
57	えきかふえSHIRAKAWA活用促進事業		○	○
58	白河市中心市街地商業活性化アドバイザー活用事業	○	○	○
59	産業支援センター運営事業		○	
60	起業家支援・育成事業		○	
61	経営力強化支援事業		○	
62	地元高校生街なかタイアップ事業		○	
63	まちゼミ事業		○	
64	一店逸品運動		○	○
65	魅力発掘飲食店活性化事業		○	○
66	駅マルシェ(朝市)の開催		○	○
67	街なか休憩所設置事業		○	○
68	白河石活用促進事業		○	
69	食の商品開発事業		○	○
70	白河銘菓開発事業		○	○
71	観光アプリ開発事業		○	○
72	白河CM作成事業		○	○
73	白河駅前イルミネーション事業		○	○
74	平成27年度ふくしまディステーションキャンペーン		○	○
75	敬老会商品券配付事業		○	○
76	子育て応援パスポート事業		○	○
77	城下町白河お雛様めぐり		○	○
78	しらかわ食と職の祭典		○	○
79	白河商工会議所青年部プロジェクト事業		○	○
80	大昭和祭り		○	○
81	街なか子ども駅伝大会		○	○
82	ご当地キャラこども夢フェスタin白河		○	○
83	白河関まつり		○	○
84	白河だるま市		○	○
公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進				
85	市内循環バス事業	○	○	○
86	バス・鉄道利用促進デー			○
87	交通機関等連携観光情報発信事業		○	○
88	地域情報ネットワーク事業		○	○
89	観光ボランティアガイド事業			○
90	白河寺院朱印状まわり事業			○
91	街なか定期座禅会事業			○
92	宗祇白河紀行連句賞事業			○
93	歴史・伝統・文化ネットワーク事業			○
94	白河ふるさと人づくり事業			○
95	白河小峰城さくらまつり			○
96	白河提灯まつり			○

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を統括する組織

本市では、中心市街地の活性化を一体的に推進するため、平成21年度から市長公室まちづくり推進室を設置して計画の推進に取り組んできた。平成24年度にさらに機構改革を行い、建設部都市政策室まちづくり推進課（12名）に中心市街地活性化担当（6名）を設置している。

(2) 庁内検討会議

2期計画の策定にあたり、関係課で構成された検討会議を開催し、主に行政が実施主体となる基本計画事業に関して情報の共有や調整、検討を行った。

会議等	開催日	主な内容
第1回検討会議	平成25年8月6日（火）	<ul style="list-style-type: none">• 1期計画の状況について• 2期計画策定の方針について• 2期計画策定の日程について• 2期計画の事業について
第2回検討会議	平成25年8月22日（木）	<ul style="list-style-type: none">• 各課からの提案事業について• 今後の進め方について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 白河市中心市街地活性化協議会

平成19年6月29日(金)に、白河市中心市街地活性化協議会が設立され、以後、例年1回以上の全体会を開催しているほか、運営委員会やタウンマネジメント会議を定期的に開催し、1期計画及び2期計画の策定や推進に取り組んできた。

①これまでの主な経過

平成19年度

会議等	開催日	主な内容
第1回全体会(設立総会)	平成19年6月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 規約、構成員、役員を選任について 事業及び予算について タウンマネージャー公募について
第2回全体会	平成19年8月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> タウンマネージャー選考における経過報告について 白河市が実施予定の基本計画関連事業(案)について
第3回全体会	平成19年10月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> タウンマネージャー設置報告について タウンマネジメント会議(第1回～第3回)の報告について 中心市街地に関するアンケート調査について ワーキンググループ設置(案)について 市民フォーラム開催計画(案)について 図書館建設計画について 今後の進め方について
第4回全体会	平成20年2月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 副会長の選任について ワーキンググループ追加設置(案)について 平成20年度事業計画の方向性について

平成20年度

会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成20年6月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 委員・オブザーバーの変更について 事業及び予算について
第2回全体会	平成20年9月19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 委員の補充選任について 白河市中心市街地活性化基本計画(素案)概要について
第3回全体会	平成20年10月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画(素案)に対する内閣府担当室からの指摘事項について 住民説明会の報告について 基本計画記載計画について
第4回全体会	平成20年12月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 白河市中心市街地活性化基本計画(案)について
第5回全体会	平成21年1月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見聴取について

平成21年度

会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成21年6月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 委員、オブザーバーの変更について 事業及び予算について 役員改選について
第2回全体会	平成21年9月11日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 委員の変更について 副会長の選任について 中心市街地活性化スローガン並びにキャッチコピーについて

平成22年度

会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成22年8月5日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 委員、オブザーバーの変更について 事業及び予算について 特定民間中心市街地活性化事業計画(中町蔵活用事業について)

平成23年度

会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成23年6月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 白河市中心市街地活性化基本計画の変更について 各種事業の進捗状況について 委員、オブザーバーの変更について 事業及び予算について 役員改選について

平成24年度

会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成24年6月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画のフォローアップに関する報告について 委員、オブザーバーの変更について 事業及び予算について

平成25年度

会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成25年6月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 退会、入会について 委員、オブザーバーの変更について 第1期計画の現況及び第2期計画の見通しについて 事業及び予算について
第1回白河市中心市街地活性化基本計画策定に向けたワーキンググループ	平成25年8月21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 2期計画に向けた事業提案を目的としたワーキンググループ
第2回白河市中心市街地活性化基本計画策定に向けたワーキンググループ	平成25年8月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 2期計画に向けた事業提案を目的としたワーキンググループ
第3回白河市中心市街地活性化基本計画策定に向けたワーキンググループ	平成25年9月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 2期計画に向けた事業提案を目的としたワーキンググループ
第2回全体会	平成26年1月15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 委員の変更について 副会長及び運営委員の選任について 第2期中市街地活性化基本計画(案)に対する意見聴取について

平成26年度		
会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成26年6月27日（金）	<ul style="list-style-type: none"> 委員、オブザーバーの変更について 事業及び予算について 都市景観大賞「都市空間部門」優秀賞受賞及びまちづくり功労者国土交通大臣表彰について
※ 平成27年3月認定の計画変更について、協議会の各構成員から変更案に対する同意を得た。		
平成27年度		
会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成27年6月3日（水）	<ul style="list-style-type: none"> 委員、オブザーバーの変更について 平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画（案）について 平成26年度収支決算及び平成27年度収支予算（案）について 役員改選について
※ 平成28年3月認定の計画変更について、協議会の各構成員から変更案に対する同意を得た。		
平成28年度		
会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成28年6月8日（水）	<ul style="list-style-type: none"> 委員、オブザーバーの変更について 基本計画のフォローアップに関する報告について 平成27年度事業報告及び平成28年度事業計画（案）について 平成27年度収支決算及び平成28年度収支予算（案）について
※ 平成29年3月認定の計画変更について、協議会の各構成員から変更案に対する同意を得た。		
平成29年度		
会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成29年6月5日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 委員、オブザーバーの変更について 基本計画のフォローアップに関する報告について 平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画（案）について 平成28年度収支決算及び平成29年度収支予算（案）について
※ 平成30年3月認定の計画変更について、協議会の各構成員から変更案に対する同意を得た。		
平成30年度		
会議等	開催日	主な内容
第1回全体会	平成30年6月4日（月）	<ul style="list-style-type: none"> 委員、オブザーバーの変更について 基本計画のフォローアップに関する報告について 平成29年度事業報告及び平成30年度事業計画（案）について 平成29年度収支決算及び平成30年度収支予算（案）について

②構成員

白河市中心市街地活性化協議会 構成員

平成30年6月4日現在

根拠法令	組織対象	所属	所属役職	氏名	備考 (役員)
法第15条第1項関係 協議会を組織できる者	白河商工会議所	白河商工会議所	会頭	牧野 富雄	会長
		白河商工会議所まちづくり委員会	委員長	安澤 莊一	副会長
		白河商工会議所	専務理事	金澤 洋一	専務理事
	(株)楽市白河	株楽市白河	代表取締役社長	鈴木 雅文	副会長
			取締役	鈴木 俊雄	運営委員
			取締役	古川 直文	
法第15条第4項関係 協議会に参加することができる者	福祉施設整備	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	院長	前原 和平	
	居住整備	福島県宅地建物取引業協会白河支部	支部長	安澤 莊一	
	商業活性化	白河市商店会連合会	会長	市川 憲	運営委員
			副会長	櫻井 聡	
			副会長	鈴木 一男	
	交通関係	東日本旅客鉄道(株)新白河駅	駅長	高橋 寛光	
	地権者・住民	白河市町内会連合会	会長	伊藤 満	監事
	白河市	白河市長公室	室長	藤田 光徳	
		白河市産業部	部長	井上 賢二	
		白河市建設部	部長	長嶺 勝広	運営委員
法第15条第8項関係 協議会に協力を求められる者	地域経済	夢みなみ農業協同組合	営農担当常務理事	薄井 惣吉	運営委員
		白河商工会議所青年部	会長	鈴木 一暁	
		白河商工会議所女性会	会長	佐川 京子	
		白河小売酒販青年会	会長	鈴木 隆利	
	観光	(公財)白河観光物産協会	理事長	和知 繁蔵	
	教育	白河市教育委員会	教育次長	菊地 浩明	
	開発・整備	白河建設親和会	会長	鈴木 清次	運営委員
	医療福祉	(社)白河医師会	会長	鈴木 茂毅	
	環境・コミュニティ	NPO法人カルチャーネットワーク	監事	安田 好伸	監事

オブザーバー	経済産業省東北経済産業局 産業部 商業・流通サービス産業課	課長	渡邊 守章	
	福島県商工労働部	部長	橋本 明良	
	福島県県南地方振興局	局長	野地 誠	
	福島県県南建設事務所	所長	鈴木 秀人	
	白河警察署	署長	坂井 健	
	白河消防署	署長	塩田 忠男	

(順不同・敬称略)

③ 中心市街地活性化協議会からの意見


平成 26 年 1 月 29 日に白河市中心市街地活性化協議会が市長に提出した意見は、下記のとおりである。

< 協議会からの意見書（写し） >

平成 26 年 1 月 29 日

白河市長 鈴木 和夫 様

白河市中心市街地活性化協議会
会 長 牧野 富雄



第 2 期白河市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平成 25 年 1 2 月 2 0 日付 2 5 まち第 3 9 7 号で照会のあったこのことについて、中心市街地の活性化に関する法律第 1 5 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

1. はじめに

第 1 期基本計画では、官民が一体となりハード・ソフト事業に取り組んで参りました。この結果、中心市街地の魅力や利便性の向上が図られ、来街者や交流人口が大幅に増加したほか、自主的に活性化に取り組む機運が醸成されるなど、一定の効果が得られたと受け止めております。

しかしながら、居住人口と事業所数増加に向けた取り組みについては、各般の事業を推進して参りましたが、目標に至らない状況にあります。

このため、第 1 期基本計画の成果と課題をもとに、コンパクトシティ実現に向けて、継続して中心市街地の活性化に取り組む必要があります。

2. 本協議会の意見

第 2 期基本計画（案）は、第 1 期基本計画のコンセプト・基本方針を継承して、人口減少・少子高齢化を念頭に、将来の方向性と目標値が設定されています。

また、その実現に向けて、ソフト事業を中心とする具体的な取り組みも提示され、第 2 期基本計画（案）事業の推進により、中心市街地の活性化が大きく前進すると思えます。

これらをもとに、第 2 期基本計画（案）の内容は、「概ね妥当」とであると判断いたします。

なお、今後の具体的な実施計画の策定に当たっては、適時適切な説明と情報の共有に努められますよう要望いたします。

結びに、当協議会は、引き続き白河市と密接に連携を図り、積極的に事業推進に取り組んで参りますので、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 株式会社楽市白河

2期計画においても、まちづくり会社である(株)楽市白河に専従者を配置し、1期計画に引き続き、各種事業に取り組んでいく。

①会社概要

○設立 平成12年7月25日 (TMO認定 平成13年3月30日)

○資本金 5,400万円

○株式数 発行済株式総数(額面5万円) 1,080株

○株主 主要株主 白河市・白河商工会議所・白河信用金庫
株主総数 81名

②1期計画期間の主な事業実績

○えきかふえ SHIRAKAWA の管理運営

○匠の技チャレンジショップ事業

○「楽蔵」の管理運営

○共同住宅「レジデンス楽市ーⅠ」の建設及び管理運営

○マイタウン白河の管理運営

○街なかあったかサービス事業

○カラオケ店「ふらっと」及び健康麻雀店「雀健」の管理運営

○白河駅前自転車等駐車場管理業務

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

①市民アンケートの実施（平成25年5月～6月）

1期計画の取組みを踏まえた市民意識の変化及び2期計画におけるニーズを把握するため、白河市が郵送アンケート「白河市中心市街地活性化基本計画に関するアンケート」（p.52参照）を実施した。

②街頭アンケートの実施（平成25年7月）

1期計画の取組みを踏まえた来街者の意識の変化や中心市街地に対するニーズを把握するため、白河市が中心市街地に関する街頭アンケート調査（p.67参照）を実施した。

③白河市中心市街地活性化基本計画策定に向けたワーキンググループ（平成25年8月～9月）

2期計画の策定にあたり、白河市中心市街地活性化協議会の構成員のほか、まちづくりに関連する各種団体から参加者を募り、全3回のワーキンググループを開催した。第1回で1期計画の取組みについて情報を共有した後、4つのグループに分かれ、市街地の整備、都市福利施設の整備、街なか居住の促進、商業の活性化、その他の各分野にわたって意見交換を行い、実施すべき事業を検討した。

④パブリックコメントの実施（平成25年11月）

「第2期白河市中心市街地活性化基本計画（素案）」について、広く市民の意見を聞くため、平成25年11月11日（月）から平成25年11月25日（月）まで、パブリックコメントを実施した。その結果2人から計7件の意見が寄せられた。意見の概要とそれに対する白河市の回答は、白河市ホームページ、本庁舎窓口、各庁舎窓口において公表した。

⑤市民説明会の実施（平成25年10月～11月）

パブリックコメントと併せて、市民、地域協議会、白河市中心市街地活性化基本計画策定に向けたワーキンググループの参加者などを対象に、各地で計7回の説明会を開催した。説明会には計127人が参加し、計64件の意見等が寄せられた。意見の概要とそれに対する白河市の回答は、パブリックコメントの結果と併せて白河市ホームページ、本庁舎窓口、各庁舎窓口において公表した。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

公共施設の新設、建て替えの際には、中心市街地への立地を優先的に検討する。また、「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」に基づき、店舗面積 6,000 m²以上の小売商業施設は中心市街地内の商業地域又は近隣商業地域に誘導する。さらに、それ以下の規模の店舗についても、同条例に基づいて平成 21 年 10 月に策定した「白河市商業まちづくり基本構想」により適切に配置する。これらと公共交通機関の利便性の向上により、歩いて暮らせるコンパクトシティを中心市街地において実現していく。

[2] 都市計画手法の活用

本県においては、平成 18 年 10 月に「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」が施行され、特定小売商業施設（店舗面積 6,000 m²以上の小売商業施設）の立地について広域的な見地から調整し、中心市街地内や「福島県商業まちづくり基本方針」に基づく基本構想において特定小売商業施設を誘導する地域内の商業地域や近隣商業地域への立地を促進する一方、これら以外の地域への立地を抑制している。

さらに本市では、大都市と比べて人口や都市活動の規模が小さいため、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地活性化への影響が大きいと考えられることから、映画館、アミューズメント施設、展示場等で延べ床面積が 10,000 m²を超える大規模集客施設の立地を抑制するため、平成 21 年 2 月 26 日に準工業地域への特別用途地区の指定を都市計画決定するとともに、建築条例を施行した。

[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

○平成 20 年 5 月に白河厚生総合病院が郊外へ移転し、跡地を有効に活用するため 1 期計画で商業施設を誘致した。その結果、街なかでの買物の利便性が向上し、市民アンケートにおいて中心市街地で買物をする割合が大幅に増加するなど、効果が現れている。一方で、移転後も中心市街地と新病院を結ぶ無料巡回バスが運行されていること、中心市街地内にも十分な医療機関が立地していることから、安心して生活できる居住環境のために必要な医療体制は整っている。

○中心市街地のイトーヨーカドー撤退後のビル（マイタウン白河）は、平成 19 年に入居していた総合食料品店が撤退したが、1 期計画で中心市街地活性化の核施設と位置付けて一部を改修した。以後、子育て支援施設（おひさま広場）や障がい者就業・生活支援施設などが入居するとともに、レンタルルームを貸し出すなど、地域活動や交流の拠点として機能している。2 期計画においては、さらなる改修により機能を強化し、新たな入居施設の検討など、活用の促進に取り組むこととしている。

○交通結節点である白河駅前、1 期計画で白河駅前多目的複合施設を整備したことに加え、隣接地に新たな市民文化会館を整備し、都市機能の集積をさらに推進する。

[4] 都市機能の集積のための事業等

4 から 8 に記載した事業のうち、都市機能の集積への寄与が特に大きいと考えられる事業は以下のとおりである。

4. 市街地の整備改善

- （仮称）白河市市民文化会館建設事業
- 白河駅白坂線整備事業
- 国道 294 号白河バイパス整備事業
- 小南湖周辺活性化事業

5. 都市福利施設の整備

- （仮称）白河市市民文化会館建設事業
- マイタウン白河活用事業
- おひさま広場推進事業
- 在宅医療推進事業

6. 街なか居住の推進

- 商工会議所会館跡地住宅整備事業
- 二番町住宅整備事業
- 子育て世代集合住宅家賃補助事業
- 空き家バンク事業

7. 商業の活性化

- 街なかあったかサービス事業
- 空き店舗家賃補助事業
- 空き店舗改修補助事業
- 一店逸品運動

8. 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進

- 市内循環バス事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

次に示す事業について、個別事業に対応した実践的・試行的な活動を行っている。

①景観まちづくりに向けた取組み（4 に記載した屋外広告物規制対策事業、景観まちづくり支援事業、歴史的まちなみ修景事業、景観形成事業に関する取組み）

白河市では、平成 21 年に景観法に基づく「景観行政団体」となり、平成 23 年から「白河市景観条例」及び「景観計画」を施行し、足元の資源を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

また、良好な景観の形成と保全に向けて住民同士で景観に関するルールを定める「景観まちづくり協定」の締結や、住民により構成される「景観まちづくり協議会」の設立など、地域の生活者が主体となった取組みも推進されている。

②一店逸品運動の取組み（7 に記載した一店逸品運動の取組み）

「一店逸品運動」は、中心市街地の個店の魅力を高め、発信していくことを目的に、1 期計画から取り組んでいる事業である。意欲のある商店経営者が参加し、各個店の自慢の品を紹介するパンフレットの作成や、一般の参加者を集めて各店舗を紹介するツアー、店舗の品揃えやディスプレイの方法を改善するための研究会などを実施してきた。こうした取組みの中で、定期的に会合を開いて意見を出し合い、飲食店を巡る「ちょい飲みツアー」を企画するなど、街なかの事業者の積極的な取組みや意識の変化につながっている。また、ツアーの参加者から好評を得ており、商店街の PR につながっている。このため、2 期計画においても継続して取り組み、街なかの事業者が自発的に商店街の魅力を高め、積極的に PR していく体制づくりを図る。

③市内循環バス事業（8 に記載した市内循環バス事業の取組み）

本市では、平成 19 年より平日に市内循環バスを運行している。平成 24 年度の月あたり乗客人数は約 3,000 人であり、利用者数は増加している。これは、1 期計画の取組みにより来街者が増加していることや、高齢者や一定の障がい者を対象とし、循環バスに無料で乗車でき、公共施設や商店街の協賛店での買い物で割引などのサービスが受けられる「ふれあいパス」を導入した効果などが要因と考えられる。平成 25 年度からは土曜日の運行も開始するなど、継続的に改善に取り組んでいるが、中心市街地と周辺地域を結ぶ公共交通機関として事業を継続するためにも、利用者のさらなる増加を図る必要がある。

④街なかあったかサービス事業（6 に記載した街なかあったかサービス事業の取組み）

本市の中心市街地は、周辺地域よりも高齢化が進展していることから、同事業の弁当宅配は街なかに居住している高齢世帯のニーズに応えるものである。また、拠点施設として空き店舗を活用するほか、宅配サービスを通じて高齢者単身世帯の把握や孤独死の防止につなげるなど、地域社会への大きな貢献が期待されている。

[2] 都市計画との調和等

(1) 白河市第2次総合計画との関係

平成25年3月に策定した「白河市第2次総合計画基本構想」では、中心市街地及びその近隣地域を「市街地ゾーン」と位置付け、本市の「顔」としてのコンパクトで質の高い都市づくりのほか、居住環境や都市景観の保全・向上などを推進することとしている。また、「白河市第2次総合計画基本計画」では、産業の振興に向けた主要な取組みに「中心市街地の活性化」を掲げ、街なかの回遊促進や商店街の取組みを推進することとしている。

(2) 白河市国土利用計画との関係

平成23年3月に策定した「白河市国土利用計画」では、市街地の大幅な拡大や土地の急激な高度利用に代わり、中心市街地の空洞化への対応や街なかの良好な景観の保全、歴史的・文化的な資源の再生など、土地利用の質的向上が求められていることを踏まえ、「コンパクトで質の高いまちづくり」を重視した土地利用を推進することとしている。

(3) 白河市都市計画マスタープランとの関係

平成21年3月に策定した「白河市都市計画マスタープラン」では、中心市街地の城下町としての400年の歴史を再認識し、魅力やにぎわいを取り戻すための拠点づくりを行うとともに、県南地域の中心的役割を担う都市として古くから発展してきた産業や交通基盤等を活用し、景観に配慮しつつ、都市機能の集積や土地の有効活用を進めることとしている。

(4) 白河市商業まちづくり基本構想との関係

平成21年10月に策定した「白河市商業まちづくり基本構想」では、6,000㎡以上の大規模な小売商業施設については中心市街地内の商業地域又は近隣商業地域に誘導する旨を定めている。また、上記以外の用途地域では、6,000㎡未満で用途区分に応じた店舗面積を定めているほか、用途地域のない区域の店舗面積は1,000㎡以下としている。

(5) 白河市歴史的風致維持向上計画との関係

平成23年2月に策定した「白河市歴史的風致維持向上計画」では、白河市の中心市街地について、旧奥州街道沿道などを中心に歴史的建造物の商家や蔵などの歴史的景観が多く残り、それらを舞台として白河提灯まつりや白河だるま市などが開催され、城下町である白河市の重要な歴史的風致を維持している地区と位置付け、景観計画に基づいた歴史的町並み景観の保全や、歴史的建造物の保存と活用、祭礼などの伝統文化や伝統技術の継承に努めることとしている。

(6) 白河市景観計画との関係

平成23年4月に策定した「白河市景観計画」では、中心市街地について、城下町のおもかげを残し、400年来の人々の生活やふれあいの中で育まれた歴史的な財産と位置付け、小峰城跡や白河駅周辺を景観計画重点区域、城下町地区を景観計画推進区域に指定するとともに、城下町地区の旧奥州街道沿道を中心に城下町地区重点推進区域に指定し、歴史的・文化的資源の保全と活用に取り組んでいる。

(7) 都市再生整備計画（白河市中心市街地地区）との関係

中心市街地活性化基本計画区域の全域が計画区域全域に含まれており、方向性も基本計画と整合している。

①目標

大目標：高次な文化ゾーンの整備により、“まち”の賑わいを創出し、中心市街地の再生を図ることを目標とした都市再生整備計画白河駅南地区のコンセプトを継承するとともに、歴史・伝統・文化に裏付けされた「城下町白河」により磨きをかけ、まちの複合性及び魅力性をさらに高めることにより、中心市街地の活性化を図る。

目標1：「城下町白河」の個性的な歴史的・文化的資源に磨きをかけて、交流人口の拡大を図る。

目標2：中心市街地内の回遊性を高めるために、商店街を含めた滞留拠点の充実を図るとともに、良質な都市景観を形成することにより、地域の魅力向上を図る。

目標3：都市交流拠点施設の整備・拡充により賑わいを創出し、中心市街地の活性化を図る。

②整備方針

方針1：「城下町白河」の歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり

方針2：中心市街地内の滞留拠点の充実と良質な都市景観の形成による魅力向上

方針3：都市交流拠点施設の整備・拡充による賑わい創出

(8) 暮らし・にぎわい再生事業計画（中心市街地文化ゾーン地区）との関係

計画区域全域が中心市街地活性化基本計画区域内に含まれ、文化振興及び交流活動を支える重要な拠点と位置付けられており、計画の方向性も基本計画と整合している。

[3] その他の事項

本市の中心市街地は、新白河駅近辺の大型店を中心とした商業集積との距離が2 km程度とさほど離れていない。このため、中心市街地内に魅力ある目的地があれば、大型店に集まる買い物客に中心市街地にも立ち寄ってもらうことが可能である。したがって、中心市街地の活性化にあたっては、新白河駅近辺の大型店を中心とした商業集積との差別化を図るとともに、その集客力の活用を意識した事業展開が必要である。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
<p>第1号基準 基本方針に適合するものであること</p>	意義及び目標に関する事項	意義及び目標は、1及び3に記載。
	認定の手續	中心市街地活性化協議会を設立し、その意見を聞いて計画を策定。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	位置及び区域は、商業集積、都市機能等の観点から要件を満たすように設定。
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	庁内の横断的な検討会議、地域を構成する様々な構成員からなる中心市街地活性化協議会の連携により、地域ぐるみで事業を総合的かつ一体的に推進。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	大規模集客施設の適正な立地のため、準工業地域への特別用途地区を設定。
<p>第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること</p>	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	4から8までそれぞれに、目標の達成に必要な事業を記載。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	市街地の整備、都市福利施設の整備、街なか居住の推進、商業の活性化、公共交通の利便性の増進が効果的な相乗効果を生むように事業を設定。
<p>第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること</p>	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	各事業について、実施主体を明記。
	事業の実施スケジュールが明確であること	各事業について、実施時期を明記。